

令和 5 年

第 8 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 5 年 12 月 8 日
至 令和 5 年 12 月 15 日

飯 舘 村 議 会

令和5年第8回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 8	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 9	土	休 日		
第3日	12. 10	日	休 日		
第4日	12. 11	月	休 会		議案調査
第5日	12. 12	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 13	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第7日	12. 14	木	休 会		議案調査
第8日	12. 15	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会

令和5年12月8日

令和5年第8回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和5年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和5年12月8日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和5年12月8日 午前10時00分				
	閉議	令和5年12月8日 午前11時23分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	4番 佐藤眞弘		5番 佐藤一郎			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 藤井慎悟	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤哲	△	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	農事委員 事務局 会長	三瓶真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理委員 書記 会長	村山宏行	○
選挙管理委員 会長	伊東利	○	代表監査委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年12月8日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第8回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程、議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、条例案件5件、その他案件4件、計14件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会へ付託されました。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。11月2日に広報編集特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が12月4日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は7名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から令和5年9月及び10月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月15日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの8日間と決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出議案第68号から議案第81号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和5年第8回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、9月定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、総務課関係です。

10月6日に令和5年度村表彰式典を交流センターにおいて執り行いました。今年度栄えある表彰を受けたのは、長年にわたり保護司、村文化財保護審議会委員、人権擁護委員、教育委員を歴任され、村政進展に功績があった宮内の多田 宏さんに特別功労表彰を、長年行政区長と民生児童委員を務められた長泥の鳴原良友さん、長年にわたり民生児童委員として務められた草野の大渡正子さん、長年にわたり村消防団員を務められた関沢の伊東勇一さん、大久保・外内の目黒欣兒さん、伊丹沢の濱野正之さんにそれぞれ功労表彰をお贈りいたしました。今後も村政進展のため、さらなるご活躍をお願いしたところであります。

また7月27日、前村長の菅野典雄さんへ復興大臣署名の感謝状が復興庁福島復興局から贈呈されました。東日本大震災からの復興に向け陣頭指揮を執った首長として、そのご労苦に対し贈られたものです。

次に、消防防災関連です。

まず、10月11日に飯館村は無火災500日を達成いたしました。令和4年5月以降、村内での火災は発生しておらず、平成28年12月に達成した491日を超えて無火災最長記録を更新しております。無火災500日となったこの日は、赤石澤傳消防団長、今野スイ子女性消防隊長、横山義幸消防飯館分署長から500日達成の報告を受けたところです。今後も防火意識の啓蒙と関係機関の連携による無火災の継続をお願いいたしました。

次に、10月15日に村消防団秋季検閲式を行いました。当日は悪天候のため、いいたて希望の里学園の体育館で開催し、村消防団員74名、役場消防隊員11名の計85名が参加し点検に臨みました。式では赤石澤傳団長から無火災500日達成の報告が行われ、「団の連携を図り、火災防止に努め、地域の安全安心を守る取組の継続を進める」との決意が述べられました。また、通常点検の後、団員の表彰が行われ、福島県消防表彰永年勤続章が4名、県消防協会表彰の功績章が1名、精勤章が4名の計9名が受章し、賞状と記念品が贈られました。村内在住の消防団員の減少など様々な課題がありますが、関係機関一致協力による村民の生命と財産を守る活動に敬意を表するとともに、さらなる無火災の継続をお願いいたしました。

次に、村防災訓練についてです。村では、平成22年に草野小学校を会場とした訓練以降、東日本大震災に伴う全村避難により村内での防災訓練を実施できておりませんでした。今回、飯樋町行政区、前田・八和木行政区、大久保・外内行政区、上飯樋行政区の協力の下、小規模ながらも訓練を実施することにより防災意識の醸成と次年度以降に向けた課題の整理ができたものと考えております。訓練は午前8時に震度7の大地震が発生したとの想

定で、飯舘村地域防災センター、旧飯樋小学校を会場に行われ、飯樋4行政区の住民はじめ関係団体から約120名が参加いたしました。開会の後、防災備蓄展示と試食のブース、避難所設営と展示のブース、応急救護訓練ブース、視界不良訓練ブースなど、災害時を想定した4つのブースに分かれて消防飯舘分署署員や村消防団員などから説明を受け、参加者は真剣に訓練に参加しておりました。参加された村民の多くは東日本大震災をはじめ幾つもの災害を経験してきた方々であり、災害はいつ起こるか全く予想がつかないということを改めて考え直すとともに、ふだんからいざというときの備えについて確認する貴重な機会になったものと考えております。

次に、任期満了に基づく福島県議会議員選挙が11月2日告示、11月12日投開票の日程で執行されました。このうち南相馬市・飯舘村選挙区については、定数と立候補者が同数のため無投票となりました。

次に、11月20日に交流センターにおいて令和5年度第3回行政区長副区長会議を開催いたしました。9月定例会以降の議案の報告や各課の各種施策について説明し、ご意見、ご要望を伺ったところです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、日本で最も美しい村連合についてです。去る9月28日から29日にかけて加盟の再審査がありました。これは、日本で最も美しい村連合に加盟する全団体が5年に1回審査を受けるもので、飯舘村は震災等の理由からこれまでの審査を免除されていたため平成29年9月に加盟してからの初の審査会となりました。今回は、区長会において地域の草刈りなどのご協力をお願いし村の景観美化に努めたほか、村のこれまでの取組を紹介することで村民一人一人の取組が美しい村の形成に寄与していることをPRいたしました。その結果、10月26日付で審査結果が届き、継続加盟が承認されたところであります。

また、10月29日には物販及び伝統芸能の披露の場として「日本で最も美しい村まつり2023 in TOKYO TORCH」が東京都千代田区で開催され、本村においても村の産品を出店し県外の多くの皆さんに村の商品をお買上げいただきました。引き続き関係人口・交流人口の創出に向けて、日本で最も美しい村連合に加盟していることを最大限に生かした取組を進めてまいります。

次に、11月3日から4日にかけて、明治大学、千葉大学、大阪大学の学園祭において村の産品を出展いたしました。これは、大消費地である東京都内や大阪府内において、学生に村の産品を理解していただくとともに学生自ら村の産品はじめ飯舘村をPRしていただくことにより、さらなる効果的な村産品への理解の醸成を図るものです。今回は村の農家の方々も参加し、大学生とともにお客様へ声かけを行うことで、より農産物や産品の魅力をお知らせすることができ、また参加いただいた農家の方々の意欲向上にもつながるものとなりました。

次に移住関係です。今年度は移住体験ツアーをミチシル旅として年間6回を計画しており、第1回として7月1日から2日に、第2回として7月22日から23日に、第3回として9月2日から3日に、第4回として10月14日から15日に、第5回として10月28日から29日にかけて、合計39名の参加の下、実施したところです。参加者からは、「体験型のツアー

で楽しめた」「朝の散歩で自然を満喫できた時間がよかった」「地元の方と交流できた」「地元の雰囲気を理解できた」など、少人数開催ならではの満足度の高いツアーが開催できたところです。最終回として12月9日から10日にかけて実施する予定であり、引き続き交流・移住人口の増加に努めてまいります。

次に、帰還困難区域関係です。10月14日から15日に、長泥地区において心の復興事業を活用した第2回長泥植樹祭が開催されました。当日は、長泥地区住民の皆さんをはじめボランティアの方々や福島大学、慶應大学、青森大学の学生の皆さんなどが多数参加し、それぞれが長泥地区との関わりを語る場面などもあり、長泥地区への思いを分かち合う時間となりました。

次に、深谷地区の産業団地整備構想についてです。去る8月28日に福島県教育委員会教育長へ提出いたしました相馬農業高等学校飯館校の活用に係る要望書を踏まえて、9月15日付にて県立高校学則の改正が県報に告示・施行され飯館校が本校に統合されました。今後、本構想につきましては、村民の皆様からのご意見を踏まえながら関係各所と協議を進め、速やかな事業化を進めてまいります。

次に、県の事業再開・帰還促進事業交付金を活用したイベントとして、10月22日に道の駅までい館において村商工会主催で「いいたて秋まつり」を開催いたしました。キャラクターショーをはじめとしたステージイベントや村内の特産品等が当たるお楽しみ抽せん会などが開催され、たくさんのご来場の皆様楽しんでいただいたところです。

また、11月25日には「いいたて冬まつり」を実施いたしました。昨年度に引き続き第2回目となるジャズフェスティバル、様々なワークショップの開催やイルミネーション点灯式、そして冬の風物詩となった、いいたて冬の花火の開催など、こちらも多くの皆様にご来場いただき楽しんでいただいたところです。

次に宿泊体験館きこりの利用状況ですが、本年4月から10月末までの全体利用客数は6,282人で、このうち宿泊利用者は749人となっております。6月1日のリニューアルオープン以降、新しくなった客室はご利用いただいたお客様から大変好評を得ており、ご家族連れでのご利用など村内外の幅広いお客様にご利用をいただいております。

次に、村民の森あいの沢についてですが、本年4月よりオートキャンプ場に加えイベント広場をフリーサイトとして開放し営業しております。その結果、10月末までに2,170人の利用がありました。今後も村の観光・交流の拠点として交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村道の駅までい館の状況ですが、本年4月から10月末までのレジ客数は、までい館が8万1,618人、セブニーイレブンが14万7,845人となっております。

また、道の駅までい館では、10月19日に飯館産のA5ランク黒毛和牛の精肉販売会が行われました。令和4年5月21日に引き続き2回目の開催となり、開店前から購入を希望するお客様の行列ができ、夕方には用意した牛肉全てが完売いたしました。販売会の様子は新聞やテレビでも報道され、福島県民の皆様へ飯館牛復活に向けた取組を発信することができました。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、本年4月から10月末までに3,869

人のご利用をいただいております、週末には多くの家族連れでにぎわっているところです。また、併設のドッグラン「わんこの庭のびのび」も大変ご好評をいただいております、村内外の多くのお客様に楽しんでいただいているところであります。

これら各施設は、復興拠点としてにぎわい創出に大きな役割を果たしており、今後も皆様に喜ばれる施設となるよう努力してまいります。

次に各種イベントでのPR活動ですが、10月29日に東京で開催された「日本で最も美しい村まつり2023 in TOKYO TORCH」をはじめ、11月3日、4日には道の駅ふくしまでの「つながるフェスタ」、11月18日、19日には東京都目黒区で開催された「第60回目黒区商工まつり 目黒リバーサイドフェスティバル2023」、11月23日には大阪城公園で開催された「第35回OBCラジオまつり ふれあい広場2023」など、県内外での様々なイベントに参加し、村の特産加工品の販売等を通じて広く飯館村のPRを行ってまいりました。また、11月21日、22日には、全国の信用金庫が中心となり、東京ビッグサイトで開催された「2023よい仕事おこしフェア」に参加し、ご来場の皆様や参加企業の皆様へ村内の事業所が製造する製品や事業所の取組などを広く紹介してまいりました。会場ブース内では、村の産業団地整備計画についてもご紹介をし、全国から参加された企業に村への企業進出を呼びかけてきたところでもあります。今後も村内事業の振興・発展につながる機会を捉えて積極的に参加をしていくとともに、村への企業誘致につながるようなPR活動を精力的に行ってまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村民の帰還状況です。11月1日現在の村への帰還者は、637世帯1,216人で帰還率は約25.8%となっております。これに震災後の転入者261人といたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は813世帯で1,534人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に156人、県内は福島市に2,001人、南相馬市に280人、伊達市に247人、川俣町に231人、相馬市に119人など、合わせて3,022人となっております。

次に、マイナンバーカードについてです。10月31日現在、本村の申請率は約8割を若干超えたものの交付率は73.7%となっております。村としましては、広報紙や全戸チラシによる広報等により今後も村民の皆様に広く周知を図ってまいります。また、マイナンバーカード取得に向け職員による出張申請の受付や申請サポートを行い、マイナンバーカード取得の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、ふるさと帰還通行カードの受付状況についてです。4月17日に受付を開始してからのカード更新申込件数は、10月31日現在1,695件となっております。11月1日より新しいカードに移行しましたので、更新手続きをしていただくよう引き続き広報等で周知してまいります。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関係についてです。新型コロナウイルスは、令和5年5月8日に法律の上で5類感染症に移行しましたが、ワクチン接種につきましては引き続き自己負担なしで令和6年3月末まで接種できるようになっております。令和5

年度の秋接種については初回接種を終了している生後6か月以上の方が対象で、そのうち12歳以上については9月から村内いちばん館で集団接種を実施し、これまでに535人の接種が完了しております。いちばん館での集団接種と避難先自治体での接種を合わせますと、11月末現在で977人となっております。新型コロナウイルスワクチンが全国的に不足しており、村においても十分なワクチンが確保できないことから村の集団接種を見合わせた月もありましたが12月からは予定どおり開催できる見込みです。

次に出産に対する支援についてですが、妊婦や子育て家庭の支援策として、妊娠時5万円、出産時5万円を給付する出産子育て応援交付金に加え、令和5年度からは新たに出産時に20万円を給付する村独自の赤ちゃん誕生祝金を創設しており、これまでに3名の方に計60万円を支給しております。

次に、3歳5か月児健診で虫歯がなかった児童の表彰式を10月29日に飯樋町の子育て支援センターで実施いたしました。今年度の表彰対象児は16名でしたが、当日は9名が出席し表彰状とメダルの授与を行っております。表彰式後の遊びの時間のときには、子供たちからは遊ぶおもちゃや絵本があつて楽しめた、保護者からも子育て支援センターが開いていれば遊びに来たいなどの感想が聞かれました。

次に、令和5年度飯館村敬老会についてです。9月10日に3年ぶりに村の敬老会をいいたて希望の里学園体育館で開催いたしました。当日は感染防止対策を取った上での開催となりましたが、敬老者192人にご来場いただき久々の再開に笑顔が見られたところです。村からは、村内で栽培されたトルコギキョウを敬老のお祝いの一つとして出席者全員へ贈らせていただいたところです。

次に、金婚のお祝いについてですが、本年度、結婚から50年目となり金婚を迎えられたご夫婦は10組でありました。村からは、直接ご自宅にお伺いさせていただき、お祝いの品を贈呈させていただきました。その中で夫婦円満の秘訣や今までの苦労話など朗らかで貴重なお話を伺うことができました。

次に、飯館村地域活動支援センターなのはなについてです。地域活動支援センターは、障害がある方が地域において日常生活や社会生活を営むことができるようサポートする施設であります。センターの運営は、村社会福祉協議会に委託し、いいたてクリニック内に10月3日に開所いたしました。愛称は、公募により「なのはな」としたところです。今後も利用者の方々へ軽作業や創作活動、レクリエーション、地域の方々との交流の機会等を提供し、利用者の居場所づくりや地域、社会とのつながりを促進してまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係についてです。

まず水稲についてですが、今年は234.78ヘクタールの水田において作付がされ、この秋に、うるち米の里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、コシヒカリや、モチ米のあぶくまもち、こがねもち、ヒメノモチ、飼料用米のふくひびきのほか、酒米などが収穫されました。これらについては、今年も飯館村ライスセンターでの全量全袋検査をはじめ、県が定めるモニタリング検査を行っており、11月下旬時点ではその全てについて放射性物質濃度が検出限界値未満でありました。

なお、本年の酷暑により主食用米の品質低下が懸念されておりましたが、村内産の米については1等米比率が50.4%となりました。

本年生産された主食用米のほとんど及び飼料米の全量がJAに出荷されるほか、主食用米の一部については道の駅までい館で販売される見込みです。

次に、あぶくまもちについてです。村の特産品化を目指して栽培を推進して3年目となりますが、本年もあぶくまもち生産組合のご協力の下、栽培及び種子生産に取り組みました。本年は2.3ヘクタールの圃場に作付を行い、種子用種もみとして約400キログラム、食用として約10トン収穫いたしました。このうち食用分については、消費拡大、販路確保、宣伝のため、昨年同様、今年も株式会社セブン-イレブン・ジャパンのご協力の下、おにぎりに加工し、村内ほか県内のセブン-イレブン店舗で販売されております。併せて、この件につきましては、去る11月21日に福島民報社、福島民友新聞社を表敬訪問しPR活動を行ってきたところです。村としては、来年度以降もさらに収穫量増、販売量増を目指し、村の特産品としてのあぶくまもち生産を進めてまいります。

次に、八木沢養豚施設についてです。被災地域農業復興総合支援事業により八木沢地区に整備を進めておりました養豚施設が去る10月31日までに整備工事及び完了検査等が終了しましたので、11月1日付で有限会社大空ファームと村有施設等使用貸借・管理運営委託契約を締結いたしました。今後は施設を適正に管理運営していただきながら、村の新しいブランドづくりに向けた養豚業に力を入れていただけるものと期待をしているところであります。

次に、農地中間管理事業についてです。意欲ある担い手に農地を集積する農地中間管理事業について、今年度は、これまで草野、関沢、小宮、八木沢・芦原、飯樋町、大久保・外内、上飯樋、二枚橋・須萱の8つの地区において農地の貸借契約を締結し、合計107ヘクタールの担い手への農地集積を行いました。これにより昨年度までの集積面積との合計は11地区512ヘクタールとなりました。

なお、機構集積協力金については令和7年度が期限とされておりますので、来年度以降に集積が予定されている地区についてもメリットが最大限生かされるよう引き続き事業を進めてまいります。

次に森林関係であります。平成29年度から実施しております森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用しての森林整備事業を今年度も実施し、地域住民協力の下、あいの沢周辺において、清掃、枝打ち、下刈り等を週3回の頻度で実施いたしました。また、林業の活性化を図るため、間伐等の森林整備とその実施のための放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業につきましては、今年度は草野及び佐須、二枚橋地区において合計89.83ヘクタールの森林整備事業を発注しております。また今年度より広葉樹林の再生を目的とした広葉樹林再生事業にも取り組み、こちらは宮内地区において約5ヘクタールの森林整備事業を発注しております。現在、それぞれにおいて間伐等の森林施業が行われているところであります。

次に、農業委員会関係です。去る11月13日に、農業委員会主催によります農業者との意見交換会を開催いたしました。今回の意見交換会は、農業委員会の各委員のほか、福島県

相双農林事務所、JAふくしま未来の各担当者と村地域農業再生協議会事務局職員の出席の下、水稻生産農家を対象に行いました。意見交換会では、県、村、JA、そして村地域農業再生協議会から各種補助事業や燃料、肥料、資材等の情勢や米価の動向、今年度の米の状況などを説明し、その後、水稻農家の皆様から直接、現状やご意見、ご要望などを伺いました。伺った内容は今後の農政に生かしてまいりたいと考えております。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係であります。村営住宅関係の村内における入居状況については、入居可能戸数111戸に対して100戸158人が入居しており、うち65歳以上の割合が31%となっております。

次に土木係であります。村道舗装機能回復工事ですが、今年度工事を進めている10路線、延長2.6キロメートルは、今月末には全て完了の見込みであります。また、普通河川の除草ですが、延長約18.4キロメートルを今年度も実施してまいりました。また、村道の除雪については、業者への委託と合わせて今年度も5つの行政区において行政区委託により実施する体制を整え対応してまいります。

次に農業基盤再生係であります。農地の基盤整備事業について早期完成に向けて村内17の行政区において29件の工事を発注しております。また、ため池放射性物質対策工事については、12か所のため池において年度内の完成に向けて工事を進めております。また、併せて5か所のため池補修工事を進めております。

次に、教育委員会関係です。

初めに、学校及びこども園に関してですが、教育・保育活動についてはほぼ例年どおり実施することができております。前期課程では、児童全員による稲刈り体験事業を実施いたしました。この稲作体験につきましては、平成30年度から子供たちが村内での米づくりを続けてきており、自分たちが直接水田に苗を植え、刈り取った稲からできたお米は学校給食で食べる予定となっております。

次に、川俣町の小学生との交流事業である陸上競技大会が9月20日に開催されており、本村の5、6年生が参加いたしました。今年度は交流5年目となり、本村児童たちも次々と好記録が生まれ、一人一人が生き生きと、そして堂々と競技に臨む姿が見られました。今後も他校との交流事業なども取り入れながら子供たちの健全育成に努めてまいります。

次に、いいたて希望の里学園では、10月28日にいいたてっ子発表会「赤蜻祭」が開催され、までのりのこども園では12月2日に生活発表会が開催されました。いずれの発表も、それぞれの年齢、学年の発達段階や学習の成果が十分に表現された素晴らしい内容であり、改めて先生方のご指導に感謝申し上げたところであります。また、当日は村議会議員をはじめ保護者の皆様にご覧いただき、惜しめない拍手をいただくなど子供たちへの心温まるご支援をいただきましたことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

次に、生涯学習課関係です。

第40回の節目を迎えたいいいたて村文化祭は、「いいたてって やっぱりいいなあ」をテーマに10月22日に交流センターで開催されました。10月19日から7日間開催された総合文化展では、昨年を大幅に上回る約840点の作品が寄せられました。また、特別展示として

飯舘村の動植物や福祉チャリティー祭りの同時開催など、7日間で延べ約900名の方にご来場いただきました。

次に、飯舘Y O I T O K O発見！ツアーは、9月17日に第4回ツアーとして比曽地区を中心に、11月26日には第5回ツアーとして長泥地区を主な会場にそれぞれ開催いたしました。村外、県外からの参加者は、比曽の三匹獅子舞の踊りや長泥地区環境再生事業視察など、自然、歴史・文化財、民俗芸能、郷土料理、現在の村の状況を見て、触れて、味わって、飯舘村の様々な魅力を堪能していました。

なお、第5回ツアーは村民を対象とした1日バスツアーも同時開催し、ゲストとして参加した詩人の和合亮一さんとともに参加者と村民が交流を図りました。

次に、市町村対抗軟式野球大会は9月10日に只見町と対戦、また、市町村対抗ソフトボール大会は10月14日に埴町と対戦いたしました。それぞれ3対10、3対11で惜しくも敗戦となりました。

次に、第35回ふくしま駅伝は11月19日に開催されました。本年の飯舘村チームは後半9区間のみオープン参加でありましたが、厳しい練習を重ねて飯舘村チームとしてのたすきをつないで懸命に走る選手の姿は多くの村民に希望と元気を与えていただきました。

以上が、9月定例会以降の村政の主な動きです。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第68号は令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）です。既定予算総額に9億8,804万1,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を168億9,564万7,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1,895万1,000円の増、民生費の社会福祉費に677万1,000円の増、衛生費の保健衛生費に587万2,000円の増、農林水産業費の農業費に3,467万5,000円の増、林業費に4億9,520万6,000円の増、商工費の商工費に2億3,959万4,000円の増、土木費の道路橋梁費に3,632万8,000円の増、教育費の教育総務費に597万円の増、諸支出金の普通財産取得費に1億3,184万2,000円の増などを計上いたしました。

歳入には、地方交付税、国・県補助金、繰入金、前年度繰越金等を充てております。

議案第69号は令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に106万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を10億5,693万8,000円としました。

議案第70号は令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。既定予算総額に558万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を1億6,430万2,000円としました。

議案第71号は令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）です。既定予算の総額に734万円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を11億317万円といたしました。

議案第72号は令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。既定予算の総額に30万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を7,767万5,000円としました。

議案第73号は飯舘村簡易水道事業の設置等に関する条例です。これは、令和6年度から簡易水道事業について地方公営企業法に基づく運営が義務づけられることから、同法の規定に基づく設置及び経営基本に関する事項を条例に定めるものです。

議案第74号は飯舘村農業集落排水事業の設置等に関する条例です。これは、令和6年度から農業集落排水事業について地方公営企業法に基づく運営が義務づけられることから、同法の規定に基づく設置及び経営基本に関する事項を条例に定めるものです。

議案第75号は村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、国の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正並びに県人事委員会勧告に基づく職員、特別職の給与及び県議会議員の報酬改定を踏まえ、村においても、職員、村長等及び議会議員の特別給を県と同様に所定の改正を行うものです。

議案第76号は飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律並びに同法の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることから、飯舘村国民健康保険税条例に係る条項を改めるものであります。

議案第77号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し介護保険料を減免するに当たり、避難指示区域等における減免の見直しが行われたため改正するものです。

議案第78号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（市沢第1ため池）請負契約の変更についてです。令和5年4月26日付で後藤建設工業株式会社と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により当初工事請負額に617万4,300円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億1,287万4,300円です。

議案第79号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（野沢ため池）請負契約の変更についてです。令和5年4月26日付で濱田建設工業株式会社と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により当初工事請負額から4,430万8,000円を減額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億6,964万2,000円です。

議案第80号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠第2ため池）請負契約の変更についてです。令和5年4月26日付で荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、工事面積の変更等により当初工事請負額に509万6,300円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は6,889万6,300円です。

議案第81号は、飯舘村第6次総合振興計画の変更につき議決を求めることについてです。これは、第6次総合振興計画について中間年度である令和5年度において見直しを行い、飯舘村第6次総合振興計画後期計画として変更したいので議会の議決を求めるものです。

以上が提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時39分)

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

(午前11時23分)

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時23分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月8日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 眞 弘

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 一 郎

令和5年12月12日

令和5年第8回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和5年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和5年12月12日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年12月12日 午前10時00分				
	閉議	令和5年12月12日 午後 2時52分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	6番 渡 邊 計		7番 菅 野 新 一			
職務出席者	事務局長 細 川 亨		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 室 井 麻 矢	
地方自治法の 第121条の1 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 づ く り 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	志 賀 春 美	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	遠 藤 哲	△	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○
	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	三 瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅 野 啓 一	△	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記	村 山 宏 行	○
選 挙 管 理 委 員 会 長 委 員 長	伊 東 利	○	代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○	
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和5年12月12日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月8日、総務文教、産業厚生の高常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） おはようございます。8番の佐藤八郎です。

私は、議員に、当初から、村民のために、いかに村民の声、実態を聞きながら、村政にそのことを反映させるか、そして、議会あるたびに庶民の生活がどう変わったり、どういよう影響を受けていくのかを明らかにし、村民の声を生かす施策を実行させていくという役割を持って議員活動をしております。

そういう観点から、原発事故が起きてから12年過ぎ去り、13年目に入ろうという12月議会に当たって、あの忌まわしい福島原発事故により大空から多くの自然界にない放射性物質、いわゆる毒物が散布されて、全村避難されて今なお苦しんでいる村民の声、昨日も福島地方裁判所に村民の思いを聞くために参加してきましたけれども、まだまだ被害が終わったわけでもなければ、海にデブリ通過の毒水を流したことで終わったかのような世論、マスメディアの影響がありますけれども、私はきちんと飯舘村にある実態、真実は明らかにする中で、村民の健康と命を守る、福祉向上を貫く、そういう村政実現のために努力するものであります。

その点では、村行政と議会が一体となって村民の命と健康を守り、未来、村長の言うわくわくする未来、希望のある村づくりを推進するという、今度の6次総の中身を見ても、別な機会に審議する機会がありますけれども、私が一通り見ただけでは、どうも真実と実態が村民の思いとはずれているなというふうに見たところでありまして。

質問に入ります。

放射性物質の存在する生活を延々と続けているわけでありますけれども、一つには、原発による飯館村全面積に振りまかれた放射性物質の31種の、文科省が発表した31種の行方はどうなっているのか。

村における検出器で特定できる核種はセシウム・ヨウ素との答弁で、何回質問してもその答弁以外は出てこないんですけれども、そうすれば、自分らで調べられない、分からないのであれば、加害者である空からまいた国、機関にきちんと確認されて、実態として今何があるのかというのを明らかにするのは、村民に対しての行政として当たり前の仕事だと思いますけれども、残りの核種の確認手法、どのように国に確認し、村民への公表をされるのか伺うものであります。

2つ目は、年間1ミリシーベルト未満の、国の法律において法律違反の加害者の国の決定を丸のみにして、除染基準を5ミリシーベルト未満として進めた国や村の経過であります。この法律を厳守するための方針と具体的施策を示していただきたい。

3つ目は、13年もの放射線被ばくを続けさせないためにも、森林作業で「安心・安全作業」における2.5マイクロシーベルト以下の安全根拠と、どのような作業形態をしながらこの安全基準を守る、監視する、健診をきちんとする、どんな施策を持っているのか伺うものであります。

4つ目は、バイオマス事業における放射性物質漏れは、「バグフィルターの二重設置」なので、前施設の「減容化運用での結果」を根拠として答弁していらっしゃるんですが、村独自の検査者・国、県、事業者以外の第三者機関における調査や計測は今後どうされるのか。

丸投げの事業推進では、事業の経営や労働者の健康上も不安であります。大変心配するところでもあります。現に、前の施設では、被ばく者も出て裁判にもなっている実例があります。目に見えない、臭いしないからといって、何でもいいということにはなりません。自分は関係しない、労働者にならないからいいんだというものでもありません。役場公務員、皆さん、今は村に通勤する公務員であります。ところが、逆に労働する方々なり、避難から帰村に移行された、また、村に移住された方々は、24時間の放射線を浴びての生活なのであります。そういうところから、非常に心配しているところでもあります。

さらに、10年以降、放射線被ばくの影響が出てくるというのは、世界的な常識になっております。そういう意味では、徐々に村民の、私たちの同じ村民が、70からまり、60代で命を、早死されている方が、おられることもずっと私は危惧しているところでもあります。

そういう意味では、今後とも、健康上不安であるものは払拭するのが行政の仕事であり、チェックをきちんとし、安心・安全な作業ができ、安全・安心な生活ができる村の環境を求めるものであります。

5つ目は、放射性物質、いわゆる毒物のデブリ通過の汚染水を、国民、漁業者との約束を破って、11月20日で計3回、2万トン（タンク16基分）を海洋に放出されたという報道があります。トリチウム濃度結果も10ベクレル・パー・リットル未満とし、タンク1,000基以上の完了は30年先とされています。

村が答弁している幅広い業種への風評対策とは何なのか。国が、県が言ったことを丸の

みするのではなくて、風評対策とは何なのかをきちんと、村として明らかにすべきだと思います。

我々、原発事故でも、被害に遭ったときの国の中間指針を、昨日も裁判でいろいろ学ばせていただきましたけれども、全く加害者優先、加害者の都合のいいように決められて、現実、今に至って、この追加賠償に至っても、自分らがそれだけ決めておいて、まだまだ賠償など終わるような状況にないという実態を無視しながら、これで終わりかのような、そして、簡単にできる賠償請求支払いを延々と延ばして、議会で東電の方々がおいでになって話したときは、2か月もすれば完全に皆さんが解決できるようなお話ありましたけれども、いまだかつて村民は相談所通い、そして、通ったガソリン代も払わない、費用弁償もしない、通って請求するのは、もらう人の当たり前の行動みたいなことを言っているのが相談所の中身、東電の姿勢ではないでしょうか。

私どもは、あえて喜んで原発事故の被害に遭ったわけでもないし、お金が欲しいために生きているわけでもないんです。一体いつから、何様に東電が、国が、村がそれを追随しているようなことではなくて、きちんと事務委託も引き受けて、それなりの費用を頂いて、村民が迷うことなく、簡単に手続ができ、支払いを受けられるようにするのは、村としての仕事ではないでしょうか。そのことも要求をしておきます。

そして、風評対策、飯館は海のそばでないから、漁業者でないから関係ないようなお話になろうかと思えますけれども、そうではないというのは、村としてはどこまで議論され、どこまで村としての風評対策として情報を発信したり、国に、加害者に請求するおつもりなのか伺うものであります。

2番目は、村民の生活支援について伺います。

国から避難解除後10年を目途に段階的に減免や免除を解除するという方針説明を受けたとの答弁がありました。加害者の国に言われたから全ての打切りに従うのか。まずこの点は重要です。

いろんな社会的事件を見ても、加害者と被害者が合意して、同意したものが社会的な常識ではないですか。全ての打切り従うのが当たり前などということはありませんので、きちんと要求をしていただきたい。

先ほども言いましたけれども、健康問題で、世界的に原発事故の影響は、10年後に多く悪影響があるときちゃんと証明をされておりますし、原発事故後の今までに打ち切られた実態と、これから国に従う打切り内容をきちんと示していただきたい。

2つ目に、事故後の加害者（国・東電）から村民や村への賠償実態（内容と進捗、問題点）を定期的に確認して、賠償請求手続の簡便化と、誰でも分かりやすい情報の発信・周知を行うよう東京電力に求めますという答弁を9月にいただきましたけれども、被害を受けてふるさとを追われ、生活に苦しむ村民のために、それではどんな機会を持ってそういう生活実態を把握されて、そして、その後の具体的な施策に生かしているのか、今後、具体的な施策をどう進めるのか伺うものであります。

3つ目は、生活していく上での村民それぞれの収入（所得）実態と未来を見通したなりわい・起業・雇用の場づくりをどのようにしていくのか、具体的に示していただきたい。

3つ目は、交流人口の増加について。

村にある公共施設の目的・利用からして、活用を推進することが交流の場づくりとなるので、冷暖房費用は費用弁償としても、利用料金はもっと安くして利用推進すべきであるというふうに思いますけれども、施設の利用状況と目標とする利用数、その辺はどのように実態を把握され、どのような希望を持っているのか。村の施設利用の費用対効果について、基本的な考えを伺うものであります。私ども、使いたくてもあの料金だと高く使えません。使えないので、違う方法を考えます。そうすると、施設は使わない施設という流れになっていくので、その辺は検討されて利用推進にどう結びつけるかというものをお聞かせ願いたい。

4つ目は、買物・医療・福祉向上です。

一つに、買物の実態把握と今後の計画、今、村に戻った方はどこで買物をし、どんな需要状況になっているのか、供給と需要のバランスはどういうふうになっているのか、どう把握されて、それを今後、戻られた方々の不便性をなくすために、どう対応されていくのか示していただきたい。

2つ目は、医療の実態把握です。

今、村に村外から原発事故の前のように患者を迎えにきてくださるような病院はあるのかどうか。

今、通われている1人当たり科目で二つ三つ通っている方々が、どういう通院、治療されているのか。

その実態を把握されての今後の対応策をきちんと示していただきたい。

3つ目は、福祉向上のための実態把握と改善策並びに対応策を示していただきたい。

前回の議会の中でも申しましたけれども、社会福祉協議会任せ、そのことが役場職員の皆さんなりがどれだけ理解されて、一緒になった思いを持って当たっているのか、私どもは見えません。そして、訪問を受けている方、している方も時間が限られております。今日のコースは何件を何名でというふうになっています。そして連携した、連帯したいろんな団体との協議もどれだけされているのか分かりませんが、例えば、農協なり、郵便局なり、警備保障会社なり、いろいろな方との連携あると思いますけれども、その辺も改善するところは改善して、きちんと生存する村民の権利を、憲法に保障されたように守っていくという姿勢、行政執行が必要であります。そのことを、対応策をぜひ示していただきたい。

以上、質問をいたします。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問についてお答えいたします。

まず、ご質問1-1、原発事故により降散した放射性物質の31種の行方において、村における検出器で測定できる核種はセシウム・ヨウ素との答弁であったが、残りの核種の確認方法をどのように国に確認し、村民へ公表されるのか伺うについてお答えいたします。

国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質は、セシウム・ヨウ素、ストロンチウム等31種とのことですが、村で保有、運用しているNaIシンチレーション検出器で特定できる核種は、その放射性崩壊の過程で特徴的なエネルギーピークを示す

「ガンマ線」放出するセシウムとヨウ素の2種類です。

なお、これらの放射性物質は、放射線を放出することにより放射性壊変を起こし、放射線を放出しない安定同位体になっていく性質を持っており、12年以上前に村内に降下した放射性物質は、半減期の短いものについては既に観測不能となっているほか、観測可能なものについても核種が変わっているなど、サンプリングを含めて専門機関による広域調査によらなければ正確な分析はできないものと認識しております。

現状このような広域調査を国が行っているかについて、環境省を通じて確認を行いました。が、事故当初に降下した放射性物質に特化した追跡調査は行っていないこと、現在は原子力規制委員会による環境モニタリングの中で空間線量率や土壌モニタリングの測定、公開を行っているとの回答を得ているところです。

次に、ご質問1-2、年間1ミリシーベルト未満の国の法律において法律違反の加害者(国)の決定を丸のみにして、除染基準を5ミリシーベルト未満として進めた国及び村であります。この法律を厳守するための方針と具体的施策を示せについてお答えいたします。

村は「いいたてまでいな復興計画」の中で、「除染目標は、追加被ばく線量の長期的な目標である年間積算線量1ミリシーベルトを目指します。当面の目標としては、年間積算線量5ミリシーベルト(毎時1マイクロシーベルト)以下を目指し、徹底した除染を進めます」としております。

これを踏まえて、村は国に対し農地については汚染濃度にかかわらず反転耕ではなく全て剥ぎ取りで除染を行うことや、イグネの伐採を行うこと等を要求するなどし、徹底した線量の低減を求めてきました。

その上で、できるだけ追加被ばくをしないため、個人線量計による被ばく量の把握と、不安な方への相談対応やモニタリングポストによる空間線量率の表示、モニタリングマップによる空間線量率の把握、さらには食品放射性物質検査体制の確立、ガンマカメラによる除染効果の確認、環境省によるフォローアップ除染等の多角的な対策に取り組んでいるところです。

次に、ご質問1-3、森林作業で「安心・安全作業」における2.5マイクロシーベルト・パー・アワー以下の安全根拠と施策を示せについてお答えいたします。

福島県による「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針」においては、厚生労働省が示す「特定線量下ガイドライン」を踏まえて、「災害復旧作業等の緊急性の高いもの以外の作業については、被ばく線量管理を行う必要のない空間線量率のもとで作業に就かせることを原則としており、営林活動においても、毎時2.5マイクロシーベルトを超える地域は、できる限り行うことが求められている」とされておりますので、村としても森林整備作業前に現地の空間線量を計測の上、毎時2.5マイクロシーベルトを下回っていることを確認し、指針に沿った管理を行うよう、森林施業者に指導しております。

また、さらなる放射線防護対策として、本来毎時2.5マイクロシーベルト以下であれば、被ばく線量管理を行う必要はありませんが、作業員の代表者等に個人線量計を携帯させ、被ばく量の管理をしております。

次に、ご質問1-4、バイオマス事業の村独自の対策についてお答えいたします。

現在、蕨平地区での整備が進められている木質バイオマス発電施設「飯舘みらい発電所」について、令和6年春頃の稼働を目指し建設工事が順調に進んでいるところです。

なお村では、蕨平地区に環境放射線モニタリングポストを7台設置しているほか、環境省と県が各1台を設置しており、これらにより空間線量率については確認ができるようになっております。

さらに現在、第三者機関として周辺自治体を構成員とした、仮称ではありますが、地域協議会の設置について準備をしているところであり、協議会の設置後は発電所運転開始後の環境モニタリング状況や安全な運転への取組について確認と情報公開を行っていくこととしております。

また、場内で働く方の労働安全衛生については、事業者において労働安全衛生法など関係法令に基づき適正に管理されるものであり、村としては法令遵守の徹底を求めるとともに、注視してまいります。

次に、ご質問1-5、放射性物質の存在する生活についての幅広い業種への風評対策及び村における風評被害に対する正確な情報発信対応についてお答えいたします。

A L P S 処理水については、福島県町村会や相馬地方市町村会を通じて、新たな風評を発生させないという国の強い決意の下、政府一丸となって、正確な情報発信はもとより、厳しい環境に置かれている農林水産業や観光業をはじめとする県内の幅広い業種に対する万全の風評対策を徹底的に講じるよう要望しているところであります。

東京電力においては、A L P S 処理水放出に伴い風評被害を最大限抑制すべく対策を講じるとともに、その上でもなお、A L P S 処理水放出による風評被害が発生した場合については、統計データなどを活用して、対象地域における風評被害の有無を確認し、適切に賠償することとしております。

村としましては、風評被害が発生しているかどうかなど、引き続き注視してまいります。

次に、ご質問2-1、減免や免除の解除についてお答えいたします。

村では震災以降、東日本大震災に伴う減免条例に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税を減免し、避難指示が解除された後も、それぞれ一定期間減免措置を継続してまいりました。このうち、帰還困難区域以外の被災者に対する減免は、令和2年度までに終了したところです。

なお、現在も継続している国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免措置は令和8年度で、また、医療機関等での一部負担金の免除措置は令和9年度でそれぞれ終了になるとの国の方針が示されております。

次に、ご質問2-2、村民や村への賠償実態の定期的な確認、賠償請求手続の簡便化、誰でも分かりやすい情報の発信・周知についての具体的な施策についてお答えいたします。

村といたしましては、東京電力の賠償手続に関しての課題や問題点について、定期的に行っております役場の朝の会議に参加している東京電力職員に都度、直接伝え、改善を求めてきております。特に、賠償を速やかに進めるための手法や高齢者でも分かりやすい請求方法の周知、村民の過度の負担とならないような手続の簡便化などについて、早急な対応を求めてきたところです。今後も継続して、賠償に関する進捗や問題点などを確認し、

賠償請求の手続が村民にとって分かりやすくかつ簡便な方法となり、早期に賠償が進むように、都度、東京電力に対し改善を求めてまいります。

次に、ご質問2-3、収入、所得の実態と、雇用の場づくりについてお答えいたします。

初めに、収入（所得）実態ですが、さきの9月定例会でもお答えしたとおりであります。住民税申告の令和4年分の内訳は、給与所得者が申告全体の5割を占め、次いで営業所得者、農業所得者が3割、年金所得者が2割となっております。

次に、雇用の場づくりとしては、この3年間で過去にはない速さで企業誘致・産業創出を進めております。なお現時点では、令和6年春稼働予定の蕨平地区木質バイオマス発電所への新規雇用及び燃料を供給する森林施業や木材加工等の事業者による雇用増進が進んでいると認識しておりますが、今後さらに令和7年稼働予定の長泥地区資源活用型堆肥製造工場やハシドラッグ様の誘致をはじめ、構想・調整段階である八木沢地区中間処理施設や深谷地区産業団地の整備により、雇用の場づくりを強力に進めてまいります。

なお、このたびの議会に上程している第6次総合振興計画の見直しによる後期計画において、人口増加策として、「なりわい人口」の増加を掲げているところであり、特に上飯樋地区の工房マートル、二枚橋地区の農家レストラン「ラカッセ」、草野地区のコーヒーポアハウスなどに代表される「なりわいを興す」起業支援についてもさらに充実を図ってまいります。

次に、ご質問3-1、公共施設の利用促進に係る使用料の考え方についてお答えいたします。

公共施設の使用料については、飯館村使用料条例などにより定められております。また、令和元年10月に消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、消費税増税による経費の増加を適正に転嫁する等の観点から、飯館村交流センターを含む公共施設の使用料改定を行うなど、必要に応じて条例の改正を行っております。

なお、村が後援する事業や村内の関係団体が主催する公益的事業等は使用料を減免する規定があるものの、各公共施設の利活用を促進するためには、公共施設を健全に維持する必要があるため、利用者に応分の受益者負担を求めていくこととしております。

次に、ご質問4-1、買物・医療・福祉向上については、3点のご質問がありますが、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

まず、買物の実態把握については、村内で買物ができる場所として、道の駅「までい館」があります。また、村では、「生活支援ワゴン運行」による週3回の川俣方面への買物支援を実施しているほか、民間事業者による取組として、株式会社いちいの「とくし丸」やセブンイレブンによる移動販売、コープふくしまによる宅配サービスなど、自宅で購入できる買物支援サービスが提供されております。

なお、公設民営による商業施設の村内への早期建設に向けた関連予算を今議会に上程しております。これにより、これまで多くの村民の皆様からご要望をいただいております。お買物環境の充実を、さらに一歩進められるものと考えております。

次に、医療の実態についてであります。いいたてクリニックが火曜日、木曜日の週2日診療を行っております。診療日以外については、本田医師による訪問診療と「あがべご」

訪問看護ステーションのご尽力により、訪問型の医療・看護サービスが提供されております。

なお、現在「いいたてクリニック」での外来診療が増加傾向にあることから、診療日を増やすことができないか等について、引き続き協議、検討を進めてまいります。

次に、福祉向上のための実態については、高齢化が進む中で、医療・介護・福祉に係る課題は多種多様化しております。村では、個々の相談ケースに対応するため、これまでも保健師や相談員による訪問活動などを実施してきておりますが、なお相談しやすい環境の向上に努めるとともに、各関係機関との連携を図りながら、今後も引き続き、支援者に寄り添った丁寧なサポートに努めてまいります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 今議会は、一般質問の時間を、前は90分でかなり村民の声に応える議論なり提案できたんですけども、今回は60分の施行ということですので、あと24分の中で質問した全部を確認するには至らないと思いますので、前もって申し上げておきます。

1点目の放射性物質、国に確認して知らせるという前の答弁からして、全然、国もその後やっていないから分からないんだという話であります。

ただし、原子力委員会による環境モニタリングをやって公開をしていると。この公開したものを紙ベースにして全村民に配布願いたい。どうも、IT社会になった、デジタルだと言いますが、使いこなせる、関心のある人全員に分かるようにするにはやっぱり、お知らせ版、月に2回配布してるわけですから、紙ベースで示していただきたい。

あと、村長に伺いますけれども、プルトニウム、原発構内で検出された際に、重いから遠くには飛ばないんだと発表し、しかし、飯舘村で検出された際は、微量で問題ないという、議会に国が来て説明されておりますけれども、その後、国、東電は調査しているのか。村長が知っているプルトニウムの害は何でしょうか。まず伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、質問の1点目の紙として配布をしていただきたいという点についてであります。

現在、環境省のほうに確認をいたしましたその結果につきましては、今年のみ検査ではなくて、震災後、事故後、かなり長期にわたって測定がされているものでありまして、非常に膨大な量になってまいります。したがって、これを紙で出すということになりますと、その量もかなりちょっと膨大になってまいりますことから、全村民にそれぞれこれを配布するという点については、ちょっとなかなか難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） それでは、住民が、村民が、意識としてこの辺はどうなっているんだという質問事項を集めて、その質問されている部分をこのデータに基づいて記入されて、みんなが安心・安全に、こういう変化があって、今はこんな状況にあるんだという、分かるものをきちんとつくって配るべきです。

役場の方は、延々と勤務されているから問題ないんでしょうけれども、もう仕事も失ったり、生まれた子供が中学生になったり、高校になったり、いろいろ変化しているんです。

村の実態が、放射性物質が落とされたから危険で住めない地域だというふうにされたんです。今度の6次総を見て放射能の放も出てこないし、何も問題ない村になっているんですね。実際、汚染物を除去した除染といわれるものは、僅か16%もやっていないんじゃないですか、全面積の。残りの84%が原発事故で毒物が村に落とされたままの状態にあるという実態、確かに村長の答弁にあるように、放射性物質による特異性がありますので、もう何日でそういう被害を与える状況はなくなったものもある。また、変化しているものもある、いろいろあります。そのことさえも知らせたこともなければ、自然界そのものがどういう状況にあるのかも、知ろうともしないのか、知らせてはならないのか分かりませんが、きちんと大切な飯舘村の地域、自然界の実態は、自分らもつかむべきだし、その上に立って施策を行うべきだし、そういう点からどうなのかなど。ずっと13年近く思っ、て、村民の声にも答えながら来ています。私の見解で答えるのではなくて、村全体としてどういう実態の中で生活していかなければならないのかを、やっぱり見通しをつかんでもらう、そして村に戻れる方は戻ってもらう、なおかつ心配のある方はもう少し避難生活が続くという実態があっても、それはしょうがないという現実ですから、そういうことになると思うんですけれども、何にも見えない中で、未来、希望を持ってわくわくするような村づくりと言われても、なかなか大変ではないでしょうか。

そういう意味では、きちんと毎回同じ答弁をするんじゃないなくて、少しでも村民の不安払拭になるような答弁を求めたいというふうに思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 議員のおっしゃるように、降散された放射性物質がどのようになっているか、あるいは今どうなっているのかという点、非常に大事なことだとは思いますが、私ども思いますのは、やはりそこから放出される放射線量、これが人体に影響があるというふうに言われておりますので、そのことをしっかりと把握して伝えていくことが大事なのではないかとこのように思います。

そのために、村といたしましては、今年もやっておりますけれども、モニタリングマップという形で、そのところどころでの空間線量を把握した上で、地図の上にプロットして皆様に周知をしてきたということもございますし、また経常的には、この後の質問にも関連いたしますけれども、モニタリングマップのほかに個人の線量計であったり、あるいは村内各所に設置されたモニタリングポストであったり、そういうもので、核種が何かというところまではもう分からないということでの回答を国からもらっているところでありまして、今その実際の放射線量がどうなっているのかというところは、様々な方法でお知らせをしてきていると思っておりますので、それらを参考に、放射線防護対策という形に取り組んでいただくということと、なお、それでもやっぱりご心配な点、こんなところはどうなんだというご質問などがあれば、それは村として丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 後の項目にも関わるけれども、放射性物質そのものについて、ちょっとどういうふうに、考え方があろうかと思っておりますけれども、村内の自生の植物には全てセシウムが含有している。事故によって降下した放射性物質は自然の循環サイクルに組み込ま

れ、すなわち植物は根から吸い上げて、葉っぱ、木質部、実などに蓄積される。広葉樹は秋に葉を落として、葉は腐るがセシウムは地上に止まって、翌年また根から吸い上げる。この行為を12年間繰り返しているわけですが、自然界は。除染していないんですから、除去していないんですから。除去するといったら始まったんですよ、除染は。全面積の除染をすると。だけど山はしないから、84%もの飯舘村全面積が何ら手の入れることなく進んできた、今私が述べたような循環作用が繰り返しているんです。

結果的に、いろんな学者や研究機関、調査機関に調べてもらった結果、落ち葉に至っては2.73もあるようなところもあれば、ベータプログラム、ジャガイモを作った場合になればこういうものがあるとか、データ的にはきちんとあるんです。紅葉の葉っぱがこうだとかね。これ、村は調べる気がないか、調べられない、られないとずっと言っていますから、られないんだったら、調べられる機関にきちんと依頼して、そのかかった費用は加害者の国から頂けばいいんですから、やっぱり自然界の実態がどうあるのかを分かるというのは大事なことです。健康と命を守るために、早死にをさせないために、病気多く発症させないために。そういう意味では、国待ちなり、原子力委員会待ちしていいわけではないんです。独立した自治体、飯舘村なんですから、被害を受けた実態をつぶさに、12年もたって遅いんですけれども、遅くしても、12年たってもこの状況だということをつかんでおかないと、どうしようもないんじゃないですか。

それで、放射能の放も出さない計画書を作って、マスメディアに発表して、村民に戻って暮らせ、戻って暮らせということも無理があるし、きちんと真実、実態は明らかにしていくというのは基本ではないかと思うんですけれども、調べる気があればどんな調査も今はできるし、答えてくれる機関もいっぱいあるし、気があれば。村民の命と健康と暮らしを守るために、気があればできるんです。

個人というか、かなり努力されて、結果表も出されて見ているんですけれども、こういうものが実態としてあるから、私は村民の命、健康、不安を払拭するためにどうすればいいんだということ、いろんな場に出向いて勉強し、裁判にも出て、村民の裁判をしている思いも聞き、私も議会活動しているんです。

何で村が一切やらないで、国、県任せで、丸投げでやっているんですか。それが村の公務員という仕事なんですか。いかがですか。

村長（杉岡 誠君） 今、議員の最後のおただしの中に、村が一切やっていないというお話がありましたので、そういうのについてはそういうことはない。むしろ村は、今、議員のお話の中で、少し混同があるかなあと思うのは、村全体のお話の部分と、個別具体の話がどうしても混同されているかなと思います。個別具体のものについては、例えば産業振興課で、お知らせ版のほうに空間線量率、あるいは、土壌のサンプリング、あるいは、食品放射能の結果等々を出しておりますので、そういった情報は出ておりますが、なおそれが自分の身近なものなのかどうか分からないという、そういうニーズもありますので、モニタリングマップという形で全体が見えるものもおつくりをしたり、あるいはインターネットで公表されているものについても、お知らせをしてきているという状況でありますので、何も村がしていないというのではなくて、個別対応はかなりさせていただいております。

すが、全体という部分については、今回モニタリングマップなどという形で、数年に1回のような形で、紙についてはつくらせていただいているというのが現状かというふうに思います。

なお、議員がおただしのおり、村の実態をそれぞれの方が知るといのは、非常に私も大事なことだと思いますので、6次総後段でお触れになるかと思いますが、6次総の中に放射性物質の件が書いていないということですが、それは私たちにとって、残念ですけども当たり前のことになった。そのモニタリングをしたり、いろいろな放射線管理をしていくのは当然のことという認識の中でのお言葉かなというふうに思いますので、その点についてご理解いただければ幸いと存じます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 村長、当たり前の放射性物質のある生活なんてあるわけないんだよ。そんなこと言ったら、医療機関の放射能扱う部分とか、放射能管理区域で仕事する人たちの安全基準というのが無視になっちゃうんだよ。飯館はそれ以上の被ばくをしている可能性が十分あるんですよ、24時間の生活ですからね。うちの中に入って計測したこと、村長、あるかどうか知りませんが、屋根際と屋根裏と窓際は高いんです、放射線量値が。雨どいとか、そういう部分はもちろん高いですし、セメント瓦のほうが高いし、そういう実態があるんです。実態は実態なんです。幾ら書かなくても、ごまかしても、実態は実態。

そのことはきちんとして進めるのが、私は、村執行の在り方だというふうに思っています。

次に、バイオマス事業の点について。いろいろありますけれども、バイオマス発電の安全確認の仕方として、排煙の直接採取で安全を確認する方法を考えているのか。煙突の先端での排煙を採取して、第三機関に測定を受けるように考えているのか、企業申入れをしているのか、この辺を伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 木質バイオマスにおけます放射性物質対策ということでありま。その測定でありますけれども、まずは燃料の搬入時でありますけれども、その搬入された木材を搬入先ごとにサンプルで放射線量を測定するというを実施することとしております。

あとは、排ガスにつきましては、常時監視をするということでありまして、実際のその場所につきましては、排気ガスの煙突の手前で、そこで放射性物質の濃度測定ということを行う予定であります。

あと、そのほかに焼却灰、排水につきましては、適時測定を行いまして、ホームページで公表するというような計画になっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 今の答弁だと、排煙のものでなくて、その手前、手前だから同じことか。それは企業にきちんと申入れしているということでもいいんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今、申し上げました計画につきましては、全て企業側で実施するというので、今、話を受けているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 次に、国の方針が医療費だと減免措置が令和8年度とか、後期高齢医療、介護保険料も同じく8年だと、国の方針を示しているんだと。国の方針は加害者の都合で言っているんですからいいんですけれども、私どもの権限が及ぶところではないので。村の村民の生活や村民の将来性にわたっての継続しない理由、国のものが正しいというふうには村は思っているのか、もっともっと村民のためには必要だと思っているのか、村長の意見を伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） おっしゃるとおり、国のほうで方針を示したということでありまして、その方針については当議会、あるいは行政区の総会等々においてこういう方針が示されましたよということについては周知をさせていただいているところであります。

なお、医療に関しては、介護に関してもそうですけれども、やはり避難生活ということがあったり、様々なことがありますので、今後も村民にとっては非常に大事な部分であります。村内においてももちろんであります、村外においても同じことでもありますので、医療・介護については大事なんです、一方で保健師活動ということも含めて、医療機関をあまり受けなくて済むような健康づくりということも含めてやらせていただいておりますので、その総合的な判断の中で、今後、国に対する要望についても深めていくことがあるだろうというふうに思っているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 何年か前から政府そのものが地方の時代だと、地方の自治体の独自性が大事なんだ、そういう社会が来たんだと言いながら、こういう点になるとさっぱり認めないで、国の言いなりになっていけばいいんだというやり方で、一貫してこの原発事故以後、私らは被害者として加害者の言われるまま、示したまま、来たのであります。そして役場も、そういうことで執行してきたわけです。

やっぱり独自性のあるものをきちんと、森林がこれほどある村にとっても、こういう点と同じくしてもらっては困ると。病院も買物場所もないのに、それでインフラ整備が整ったなどというたわけたことを国が言ってもらっては困るというふうに、きちんと言うべきことは言わないと、独自性も何にも、村民の生活も守れないのが実態なんです。そのことを足しておきますけれども。

あとは施設利用ですけれども、高いと思う人は使わなくていいんだというような答弁ですけれども、もっと使えるものにしないと、利用率はどの程度になって、利用させたことで村民から入れられた費用は幾らあるんですか。それほど施設維持管理に役立つほどの収入になっているんですか。無料だっていいじゃないですか。他の市町村では無料の施設もあるんですよ。お金のない人がきちんと使えるような施設も用意してあるんですよ。なぜそんなに維持管理費の一翼を担うほどの収入があるわけじゃないでしょう。利用率からしたらってそんなにあるわけじゃないでしょう。係からは聞いていますけれども、いかがなんでしょうか。どうしてもお金取らなければならぬんですか、3,000円も4,000円も。1日使えば8,000円も、1万円近くも取るという、公共施設利用推進のほうの方が大事じゃないですか。

生涯学習課長（山田敬行君） まず利用状況のご質問がありました。

令和4年度の状況につきましては、3年度と比較して利用者が約9,000人ということで、

約3,000人ほど増えているという状況にあります。

あともう1点の質問、使用料が全額免除できないかというご質問であります。やはり考え方としましては、施設を利用する受益者負担、利用する方から、サービスを受けるということでありますので、一定の使用料を頂く。それから、施設を維持するためには施設の維持経費がかかるということがありますので、受益者負担、いわゆる利用者から負担を頂くという考え方から、使用料を徴収しているということでもあります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） そのお金を手に入れるために、使わない人を増やしていくやり方は間違っています。

以上、申し上げて終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部より答弁ありますか。

村長（杉岡 誠君） 最後にいただいたお話であります。利用促進という側面は非常に大事だと思っております。ただ、一方で、公益的施設、村民の方々であれば村内にある施設は皆大事だと、自分たちの財産なんだということで、大事に扱っていただきますが、広く一般に無料というような形を取りますと、なかなか大変なこともあり得るかなというふうに思いますので、応分の負担をいただくという方針で、条例を皆様のほうに提示をさせていただいて、条例を可決いただいたものの中で執行させていただいているということについて申し述べさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、1番 飯畑秀夫君の発言を許します。

1番（飯畑秀夫君） こんにちは、1番 飯畑秀夫です。

震災から間もなく14年目になろうとしております。住民の皆様、復興に携わってくださっている皆様、そして杉岡村長、高橋副村長、役場職員の皆様方の日々のご尽力により、復興へ着々と進んでいると確信しておりますが、東日本大震災前の生活に戻るには、まだまだ道半ばと考えております。

初めに、令和5年10月28日にいいたてっ子発表会「赤蜻祭」が行われました。新型コロナ感染症が第5類に移行して初めていいたて希望の里学園からご案内をいただき、出席いたしました。

私にとっては、いいたて希望の里学園の赤蜻祭を見るのは初めてでした。飯館村の伝統芸能に象徴する花塚太鼓、いいたて元気太鼓の演奏から始まり、その演奏は体育館の中に太鼓の音が大きく響き渡りました。また、古宮の田植踊りも披露されました。準備のために小宮行政区保存会の皆様が、着付け等の準備、手伝いをいただきました。地域の皆様の協力の下、開催され、とても感動いたしました。

中でも、5・6年生のライオンキングの演劇がとてもすばらしく、生徒たちが生き生きと演じ、来客、保護者の皆様、見に来た人が感動し、終わった後に大きな拍手が鳴りやまなかったです。練習を頑張った生徒の皆様、指導された先生方に感謝申し上げます。

来年も楽しみに見に行きたいと思っております。

さて、23年は物価高騰により苦しい生活を強いられました。杉岡村政では、一早く畜産農家の飼料高騰に対し、餌代等の補助を行いました。また、商工業に対しても、本村としては思い切った高騰対策の支援を実施いたしましたが、私としましては、農業の物価高騰対策については、金額的に補助が少なかったのかなと思っております。

一般財源に限りがあります。その中で、何を優先するかが大事であります。我が国では、物価高騰しているのに賃金が上がらない中、貧困世帯が増えたという統計もあります。我が国では30年間平均賃金がほとんど上がらず、経済成長がストップしているのが現状です。G7においても、我が国が最下位になってしまいました。今こそ積極財政しようと識者の声もあるようです。

こうした状況の中で、先輩方が築いてきた飯舘村を守り、子供、孫の代まで安心して暮らせる飯舘村をつくっていかねばならないと私は考えております。

そのために、問題提起をし、表面上の対処法でなく、抜本的な解決のために、現状と課題をしっかり意識し、問題の解決のために必要なら言いづらいことも言わなければならないと思っております。行動で示していかなければならないと考えております。

それでは質問に入らせていただきます。

①まずはワクチン事業に日々ご尽力されている健康福祉課の職員の皆様並びに関係者の方々に感謝申し上げます。

来年度からは、年1回の接種、幾分業務が落ち着くのかなと思っております。

さて、今年11月24日、厚生労働省分科会において、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第3部会の審査結果が発表されました。

蓄積、内訳は、申請受理9,464件、認定5,172件、うち死亡377件、否認826件、未着手3,466件でした。死亡及び認定された疾病は心筋炎、心筋膜等多岐にわたります。また、1977年2月から2021年12月までの40年、過去40年以上における予防接種健康被害救済制度では、過去全てのワクチン認定累計が3,522件になっており、今回のコロナワクチンによる2年半ほどでその件数を上回っております。さらに、毎月、数百件の申請数が増えていると報道されておりました。

背景には、申請のハードルが高い問題点、朝日新聞、大手新聞等でたまに取上げているときがあります。この結果を受けて、当村の住民、特に若い世代から懸念される声がありましたので、コロナワクチンについて1点お伺いいたします。

当村でも、健康被害救済制度に申請受理または認定された住民はいるのか。さらに、これらに関する相談を受けたことがあるのかお伺いいたします。

②当村におけるなりわい人口増加及び地域経済活性化のためには、5年後、10年後を見据え、産業団地整備計画構想の具現化は必要不可欠であり、重要課題と考えます。

福島県下における市町村でも整備を行い積極的に企業誘致を行っているところがあります。まずは、就業場所がないとなりわい人口に伴った人口増加は見込めず、あわせて当村の人口減少問題は解決しないのではないだろうかという住民からの意見もございました。

そのため、当村の産業整備計画構想について2点お伺いいたします。

2-1、当計画において、お知らせ版9月号で募った住民からの要望、意見等が何件あ

ったのか。また、要望、意見等があった場合、その主な内容をお伺いいたします。

2-2、当計画を遂行するに当たり、行政の考え、目標、それらに係る現状と課題をお伺いいたします。

③震災から間もなく13年がたとうとしております。まだ復興道半ばでございますが、第6次総合計画は、飯舘村が次のフェーズに移るための布石になると考えております。

第6次総合計画の具現化に向けて、3点お伺いいたします。

3-1、当計画にて中間見直しをするに当たり、住民から意見、要望があったのかお伺いいたします。

3-2、後期計画書案の第4章、題目「後期計画における飯舘村の人口目標」について、行政が考えるなりわい人口増加施策及び住基人口の減少のスピードを緩やかにするための施策内容を具体的にお示しください。

3-3、ダイジェスト版第6次総合振興計画本編61題目「自分たちの安全は自分たちで守る強靱な地域防災」小題「消防・火災予防対策」に係る当村に日中勤務する方、及び当村企業と協力体制を整えると記載してあるが、その具体的な改正内容をお示しください。

④今年度、私も5回ほど住民懇談会に参加させていただき、参加者の方と直接話をさせていただき貴重な機会がございました。当村に対する貴重なご意見、ご感想をいただき、村政に反映させていただきたいと改めて強く思います。

住民懇談会について1点質問させていただきます。

今年度の開催において、住民から意見、要望があったのかお伺いいたします。また、意見、要望があった際、行政はどのように対応したのかお伺いいたします。

⑤バイオマス発電及び焼却施設等の運用及び設置が加速するに当たり、村内の道路では関係車両の往来が日々増しております。村内の道路は県道12号線以外細くてカーブも多く、さらに、工事車両等の大型車の通行が増えると村内の道路を通行することが不安だという住民の声がございました。

そのために、交通安全協定について1点お伺いいたします。

今年になり、近隣市町村で強盗事件がありました。当村の住民の間でも、他人事ではないと警戒を強めております。当村では高齢者のみの世帯が多く、隣の家と距離がある世帯も多いため、不測の事態に助けを求めても、気づくのには時間が要すると不安だという意見がありました。

交通安全協定及び防犯対策について2項目、2点まとめて質問させていただきます。

5-1、当村内の道路において、バイオマス発電及び焼却施設設置に伴う搬出、搬入車両及び工事車両、それらに係る作業員等による通勤車両の往来しております。スピード違反等、法令、交通違反がないように、今後それらの会社と行政の間で交通安全等の協定を結び、その結果を住民に周知してほしいとの要望がございました。行政の回答をお伺いいたします。

5-2、近隣市町村で、強盗、盗難事件が発生したことに当たり、当村における防犯対策をお伺いいたします。また現状と課題もお伺いいたします。

以上、5項目、8点について質問いたします。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。

（午前11時16分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時17分）

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、新型コロナワクチンにおける健康救済制度認定状況及び村民からの相談状況についてお答えいたします。

村では、新型コロナワクチンの接種を希望する全ての方が接種できるよう、村内での集団接種や避難先自治体との連携による集団接種、各医療機関における個別接種を行ってきました。なお、多くの方から、新型コロナワクチン接種後に発熱や接種部の痛みがあったとの話を聞いておりますが、これまでに「健康救済制度」において村民が申請した事例はございません。

また、村健康福祉課に対しては、発熱や接種部の痛み以外の相談が2件あり、かかりつけ医があるとのことから、かかりつけ医への相談を促しましたが、このケースについてもその後、「健康救済制度」を申請はされておられません。

次に、ご質問2-1及び2の2について、関連があるため一括してお答えいたします。

初めに、ご質問2-1、産業団地整備構想についての住民からの要望・意見の件数、内容についてです。

本構想につきましては、8月27日から9月25日までパブリックコメントの期間を設け、「お知らせ版9月号」及び村のホームページで広く村民の皆様へ周知し、ご意見を募りました。その結果、「本計画の村民に対する周知についてできるだけ早めにかつ詳細に行ってほしい」という要望が1件あったところです。

村は現在、村民生活に大きく関わる構想や村民の将来への布石とすべき事項については、実現可能性が高まった段階で広くご意見を募ることにより、村民意見の反映を図っておりますが、事業等着手後の進捗につきましては、広報等で丁寧に村民の皆様へお伝えしてまいります。

次に、ご質問2-2、計画遂行に対する行政側の考え、現状把握、目標についてですが、現在の状況としましては、産業団地整備構想の計画用地の地権者様や、近隣や行政区の皆様、相馬農業高等学校飯館校や本校の同窓会の皆様などへの説明会を実施し、既にご同意をいただいているところです。また、今後につきましては、令和5年度中に基礎調査を実施し、令和6年度より用地取得、設計測量、造成工事などを行っていく計画です。

なお、第2期復興創生期間内での完了を予定している産業団地の整備と並行して、企業立地セミナーなどに積極的に参加し、首都圏を含めより広い地域への情報発信、周知を行うことで、これまで以上に企業誘致を精力的に進めてまいります。

次に、ご質問3-1及び3-2について、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ご質問3-1、第6次総合振興計画後期計画書案のなりわい人口増加施策及び住基人口の減少のスピードを緩やかにするための施策についてです。

「なりわい人口」の増加対策としては、農林畜産業や商工業の振興と併せて新たな企業の誘致や産業団地の整備などを強力に進めていくこととしております。

また、「住基人口」の減少スピードを緩やかにするためには、村による村民サービスを充実させていく施策展開が必要であり、住民の世代ごとの課題やニーズを見据えた各分野での対策を積み重ねてまいります。

次に、ご質問3-2、消防・火災予防対策に係る村に日中勤務する者及び村企業との協力体制の具体的な内容についてであります。

消防団員の多くが仕事に従事している日中に火災等が発生した場合に備えて、震災前から女性消防隊や役場消防隊が組織されております。今般、消防団員の減少を補完し、防災力の底上げを図ることを目的として、令和4年11月に村内で初めて菊池製作所様に企業消防隊が結成されております。

なお、現在、村内商工業者の協力による新たな防犯・防災体制の構築に向けた準備を進めておりますが、新たに誘致した企業との連携を含めて、村内企業との協力体制について、引き続き多角的に検討を進めてまいります。

次に、ご質問4-1、今年度の住民懇談会開催において、主にどのような意見や要望があったのか、また、どのように対応していくかについてお答えいたします。

令和5年度の住民懇談会については、10月1日から10月14日の間、計5回開催をし、約100名の住民の皆様にご参加をいただきました。

また、主に福島県管理の河川の土砂上げや道路の草刈りなどについてのご要望をはじめ、村が進めている農業基盤整備事業へのご指導、ご指摘、有害鳥獣の駆除対策へのご意見などをいただいたところです。

いただいた内容については、各担当課で、県に要請するもの、村として、今年度の予算・事業の中で対処するもの、次年度以降の予算事業として検討するものなどに分けて精査し、課題解決に向けて対応してまいります。

次に、ご質問5-1、村内における工事車両及び作業員等による交通安全の徹底と住民への周知についてお答えいたします。

村では、本年3月10日に交通死亡事故ゼロ、2,000日を達成し、福島県交通対策協議会長（福島県知事）より表彰をいただきました。これは、交通指導隊の皆様や村民の皆様の積極的な交通安全運動への取組のたまものであり、心より感謝申し上げます。

なお、現在、環境省発注工事関連の大型車両の走行は、村全体では減少しているものの、村が積極的に進めている企業誘致、企業進出による工事車両や運搬車両が今後増えることも想定されることから、これまで同様、関係する事業者に対し、車両の安全走行、法令遵守を求め、引き続き交通安全の徹底を指導してまいります。

次に、ご質問5-2、村における防犯対策の現状と課題についてお答えいたします。

村では現在、村内17か所に設置した防犯カメラでの監視に加え、ウルトラ警察隊をはじめ、防犯指導隊によるパトロールや防犯キャンペーンによる防犯意識の向上のための啓発

活動などを実施しております。

また、鳥獣被害対策実施隊の皆様にもご協力をいただき、パトロール中に不審者や不審車両を見かけた場合には、役場へ連絡をいただく体制を整備いたしました。

さらには、現在、「未来へつなぐ商工業支援金」を活用される事業者による通勤時や勤務内での見守り体制の整備などについて、具体化に向けて調整を進めているところです。

今後も関係団体との連携を図り、犯罪の未然防止に努めてまいります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 何点か再質問させていただきます。

1、新型コロナウイルスについて再質問いたします。

今のところ、当村住民において申請受理者数、認定者がいないと安心しました。行政では、コロナワクチン接種後どのように現状を把握しているのかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） この救済制度については、チラシ等で案内をさせていただいているような状況であります。

あと、各医療機関についても、それぞれの医療機関が副反応、そこの救済制度についても説明されているのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） 飯館村は、診療所、また本田先生等もおりますが、その後の、先ほど申したとおり、コロナワクチンの後遺症が少しずつ増えている記事を見ますので、その中で村ホームページも、接種に当たり説明をきちんとホームページに掲載してもらっているのは本当にありがたいことでもあります。でも、説明を見ると、結局、ワクチン会社、国等を見ても、最終的には市町村の救済制度になるわけで、もし何かあれば役場に来るわけです。そのとき、これあくまでもワクチンは任意でありまして、打てとか、必ず打てとか、そういうことは役場では言っていないと思うので、もし、いろんなもので自己責任で打ってくださいよと書いてありますけれども、前も言いましたけれども、ある程度こういうものがありますよという説明、もうちょっと具体的なものも掲載しておけばよろしいのかなと思うんですが、日本に先立って、大阪府出水、大津市の市長、南大津市では、コロナ及びワクチン後遺症で苦しむ方に市独自の改善プログラム支援を実施しております。全国からも問合せがあるようです。やっぱり打った後も、もし何かあれば、健康福祉課に連絡くださいよと軽く何かあればいいのかなと、私個人的には思っております。

いろんなワクチン接種等、健康福祉課で忙しいと思うんですが、村民の命を守るために、必要な人に必要な接種をするためにも、いろいろ国、県のいろんなパンフレット等もありますし、最終的には救済制度を使わないような体制を取ってもらえればと思います。

その再質問は、コロナについては以上です。

続きまして、2、産業団地整備計画構想について質問いたします。

8月27日から9月25日までパブリックコメントの期間を設け募集した、その結果、要望が1件しかなかったとあるんですが、少し少ないのかなと思うんですが、これからまだ意見・要望を募る予定はあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これから改めて再度、意見・要望等を聞き入れるというか、

そういう調査というか、そういったものがあるのかということではありますが、特には考えておりません。

先般の住民、行政区等の説明を行いました。その後に、地権者に再度、その状況も踏まえて新たに用地の買収のほうを協議等交渉させていただくということになってまいりますが、その際に、そういった中での出るような話、そういった部分は十分聞き入れながら、しっかりと今後、計画を進めてまいりたいと、そのようには考えているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） 区長会でも説明したと思うんですけども、区長会の中では何かございせんでしたか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今までの住民説明会、それから区長会とかそういった部分で、ご意見として産業団地はやはり整備が必要だというふうな、賛成だという話等は伺っているところであります。

基本的に、今までの中でも、村の計画全体的には、それは必要だというようなことで、賛成の声でありましたが、特にこういった部分で反対とかそういった意見もなく、新たな企業誘致に向けてしっかりと対策を進めていただきたいというような要望等、そういったものは承っているところでございます。

1 番（飯畑秀夫君） 産業団地計画に当たり、用地取得が必要であります。今、進んでいると思うんですが、今現在、どのぐらい用地取得、用地の買収進んでいるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほども若干述べたところでありますが、まだきちんと用地の交渉というふうな段階にはまだ至っていないところであります。

部落の、行政区の説明等を踏まえて、そういった反対の意見等はありませんでしたというようなことを踏まえて、今後、地権者のほうには丁寧な説明と、それから用地取得に向けてのお願いをしていきたいというふうに考えているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） まだこれから、徐々に進んでいくということであります。

この計画に当たって、遂行するに当たり、有識者を交えた専門チームを立ち上げることをご提案いたします。まずは、積極的に行動に移して、その上で現状と課題を見つけ、その都度解決させることが大事だと考えます。先手、先手で行わないとチャンスを逃してしまうと考えられます。もし可能であれば、工事と同時にパンフレット等を作成し、企業等に計画、構想について説明を重ねて配布する手段もあるのかなと考えます。

以前、花井議員がおっしゃって見逃し三振するより空振り三振したほうがよいと私も考えます。次年度に、ぜひ予算に反映したいと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今、専門チームというお話がありましたので、ちょっと具体的な内容についてはその言葉だけではおはかりできないものがありますので、あといろいろと中の議論の中でそういうものが設置が必要だと判断したときには、設置をしたいなと思うところではあります。

なお、今、見逃し三振よりも空振り三振のほうというご指摘いただきました。まさしくそのとおりで、整備構想の段階から、実は東京である企業立地セミナー中でも、県知事

もいらっしゃいましたが、まだ用地、県から用地の払下げというのはまだ決まっていないわけですが、しかしながら村としてはこういう構想を持っているんですよ。ぜひご興味ある方についてはお声がけくださいというような、そういうことでプレゼンテーション、私自身がやらせていただいておりますし、この間も「よい仕事おこしフェア」というものが東京でありましたが、その中でも、まだ団地はできていませんが、これからぜひ企業様に合わせての団地整備ということも考えていきたいのでというようなプレゼンテーションをしてきておりますので、おっしゃるとおり同時並行、あるいは先駆的に、私がちょっと先んじているんなどこでPRをさせていただいておりますので、これは今後も続けていきたいと思っております。

いずれにしても、産業団地整備構想については、構想から計画段階の実施計画段階に既に移ろうとしておりますので、それについては予算化をして、しっかり皆様にご審議のほうに諮らせていただきたいと思いますと思うところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

やっぱり企業に対しても、飯館村に来れば、税制は分かりませんが、こんなメリットがありますよと、きっちりとしたものをつくって、第6次総合計画みたいなものをきちんとつくって、やっぱり有識者の意見、村民の意見も聞きながら、飯館村にぜひとも並行して進めてもらいたいと思います。

産業団地計画については、先輩方からは、村内の自然環境及び景観を守ってほしいとの意見もございました。そのため、飯館村の自然を守りつつ、かつ特性を生かすために、環境に配慮した産業を誘致することをご提案申し上げます。

この自然保護と環境に配慮し、かつ飯館村の特性を生かした産業となる難しい部分があるかと思いますが、子供や孫の代に負の遺産を残さない、残してはならないとおっしゃっております。

以上で産業団地整備計画の再質問は終わらせていただきます。

続きまして、第6次総合振興計画について再質問いたします。

3-1、なりわい人口の増加、住基人口の減少、今回、思い切った目標を立てるわけですが、中にはなりわいではなくて定住人口はなぜ目標ないんだという声がありますけれども、村長の考えをお伺いします。

村長（杉岡 誠君） まさしくそういったご指摘を住民懇談会の中でもいただきました。村としてはもちろんのこと定住人口を増やしていかなければならない。それは後段のほうの住基人口の減少カーブを緩やかにするという言葉の中に実は含まれているわけですが、なおその定住人口をしっかり前に出すべきじゃないかというご指摘いただきましたので、それにどうなりわい人口が繋がっていくかというのが、これから説明をしっかりすべきことだなというふうに思っております。

12年以上の月日がたつ中で、帰還という言葉がなかなか村民の方になじまなくなってきた。これから村に住もうと思ったら自分で家を建て直さなければならないとか、移住してきている方々と同じような、そういう条件になってきているということをはしひしと

感じておりますので、そういう方々の状況も踏まえながら、まずは働く場所、通いながらも働く場所をつくって、その中でこの村に住みたいな、この村で子育てしたいな、そういう状況を次の段階でつくって、そして並行して定住人口が増えていくというような、そういう段階を踏まえた言葉の中で、まずはなりわい人口という言葉を出させていただいたというのが本幹でありますので、決して定住人口をないがしろする、あるいは帰還する方をないがしろにするということではなくて、そういう方々を呼び込むためにも、まずなりわいのところにしっかり力を入れないと、この時期に力を入れないと将来の布石にはならないということを前面に出させていただいたということでもありますので、なお、説明の仕方については今後工夫させていただきたいと、そのように思うところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） なりわい人口を増やすために、やはり企業誘致は大事な施策でありますので、ぜひとも実現して、早く企業誘致してもらいたい。できるように私たちも頑張っていきたいと思っております。

住基人口ですけれども、今、目標、たしか4,200人と記載されていましたがけれども、今現在4,700人、その中で、今、死亡、亡くなる先輩方、村民の方がいますけれども、そのほかにも住所移動がもう増えてきているのかなと思っていて、4,200人はもうその目標に対してすぐ行っちゃうのかなと、自分自身見ていたんですが、それも東日本大震災、原発事故がなければ、このようなことはなかったと私も思っております。

数値目標はやはり大事であり、どこの市町村でも人口は減っています。そのために、どのように人口維持、なりわい人口を増やしていくか、これ本当に課題であります。それに対して、やはり有識者、いろんな専門チームというのは、自分ずっと言っていますけれども、いろんな場の集まり、いろんな意見を聞くところがあればいいのかなと思っております。

続きまして、3-2、消防・火災予防について再質問いたします。

日中はいろんな、菊池製作所、消防隊が初めて協力してもらって、役場職員の皆様方にも消防に入ってもらい、協力していただいております。

問題は夜間ですね。もし夜間、何かあった場合、日中ほとんど飯舘村から村外に通勤しているの、いなくなるので、夜間の火災に備え、そのためにどうしたらいいのか考えたときに、移住者や女性の方に消防団として協力していただくことが大切だと思うんですが、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 消防体制のご質問ということでございますけれども、基本的には、既存の消防団、そちらのほうにまずはお願いしたいと思うんですが、ご指摘のように夜間の人口がなかなか少ないというところ、こちらの課題というふうに認識しております。

企業消防、昨年、菊池さんにもお願いをしたところですが、交代制で行っているというところもありますので、そういったところにさらにご協力願えないかどうか。また、新たに企業立地進めている中で、そういった事業所も出てきますので、そういったところにもご相談をかける。やはり、多様な事業所、それから方々、そういったところに協力体制をつくっていかなければならないかなと思っておりますので、今後ともそういった体制づく

りを進めたいと考えております。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

私も、消防、人がいないから消防入ってくれて、ここ3年ぐらい前に入隊したんですが、本当に消防団、各行政区少なくて、本当に活動というか、もし万が一の災害のときにどうするんだということで、それ多分問題となってきます。

自分、この間、先月かな、南相馬消防署で教育訓練、新人消防団でありますので、消防訓練に行ったとき、南相馬市では、もう若い女の人が消防団員として、市として力を入れて、一緒に訓練をしました。

消防団と聞くと、正直付き合いが多いとか、行事が多いなど、どうしてもマイナスイメージが昔は先行しておりました。そのために勧誘するに当たっても、断ってしまうのが多かったと聞いております。活動は、検閲とか年次数回しかなく、特に反省会等や付き合い等はほとんどございません。負担になることはありません。その辺を、活動内容を入団勧誘時に移住者や女性の方、丁寧に説明し、報酬のことについても説明すれば、新たに団員を確保することができるのかなと考えております。特に若い世代においては、純粋に地域貢献したいという志を持った方々が移住しております。また、女性消防団も他市町村で増えており、消防団員と並行してラップ隊などにも積極的に入っているところもあるようです。

ぜひともこの消防に関しては、もう少し、何か消防団員を増やす方法を考えてもらいたいと思います。

この件に関しては以上です。

続きまして、第6次総合振興計画はもう膨大なもので、見ると、一人一人の長所と短所の部分を尊重し、個性を認め合えるような温かい計画になればと思います。

杉岡村政になってキャッチフレーズも変わりましたが、村長が変わったから変わる、それも当たり前だと思います。いろんなものが変わっていても、結局最終的にはそれをどうやって実行していくか、その過程が大事だと思うので、先ほど申したとおり、識者、有識者、いろんな各行政区、住民の方の懇談会等で幅広く意見を聞きながら進めてもらいたいと思います。

続きまして、4、住民懇談会についてお伺いいたします。

私も、昨年に続き、今年も5回程度、全部一応住民懇談会に参加させていただきました。実際見ると、区長、役員の方も多く、実際、数は少ないのかなと私個人的には思っております。

そこで、唐突であります、行政区ごとに住民懇談会を開催するのもよいのかなと思います。住民がもう、何か集まっていれば、草刈り、総会等々でもいいですけども、区長さんと話して、余り長くなるので、目的を決めて、テーマを決めて、いろんな、6次総についてとか、企業誘致について、この2点について何かありますかとテーマを決めて、各行政区には担当、コミ担当がありますので、そこで村長や三役の方も行って、意見を聞きながらやったほうがもっと幅広い意見や要望があるのかなと思うんですが、その分役場のほうの負担は増えますが、その分いろんな意見を、先ほど来、打てば何か当たるようなものが、

いろんな、これはいいなというものが出てくるのかなと思うんですが、意見、要望を出しやすいプラットフォームをつくるのがよいと思うんですが、村長の意見をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今、ご指摘いただいたとおり、次年度からは行政区懇談会という形で、各行政区でさせていただけないでしょうかという話を、実は今回の行政区ヒアリングの中で、役員の方々にはお話をさせていただいているところです。

昨年からコロナウイルスの中で、住民懇談会という形を開いてきましたが、なかなか出席される方が少ないという部分があったり、ほかの行政区の方がいらっしゃるとなかなか声が上げにくいというようなお話もあって、今回は住民アンケートというものも工夫しながらやっただんですが、10月中にそれを実施して、11月に行政区ヒアリングという形でまた別途、役員の方々にお越しいただいたという中で、1時間ごとの割当てでは非常に短いというような反省もありますので、それを踏まえて、次年度からは、行政区懇談会という形で各行政区の集まりやすい時期がそれぞれ行政区さん違うかと思しますので、その辺を配慮させていただいた懇談会ができないかということで、今、考えさせていただいているところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 大変よいことなので、ぜひとも住民の声を聞いて、次年度に向けて、また村の存続のためをお願いしたいです。

続きまして、交通安全及び防犯対策に係ることについてお伺いいたします。

冒頭で述べたとおり、工事車両、飯館村にはいろんな業者さんが今、行き来しております。その中で、私言われたのは、私、小宮地区ですけれども、小宮地区で、バイオマス発電とかごみ処理場ができれば、その道路を通るんだから、協定結べないかと言われましたけれども、それやっぱり村全体の話なので、村がその会社と協定を結び、各行政区長または村民に周知して、せめて道路に関しては、交通違反、また何かがあればナンバーを控えるとか、それは村役場に通報するとか、通報ではないです、伝えるとか、また、どうしても場合は警察でよろしいですけれども、安全協定等を結べないかと言われたのでご質問いたしました。飯館村の中では白石行政区で独自に協定を結んでいるところもありますけれども、そこは、その中のとこだけで、そこに害があるときに対しての協定なので、これ道路は飯館村、村道すごい距離がありますので、その業者どこを通るか、通勤によって違うのかなと思うんです。その関係車両、会社等に安全協定やっぱり村として結ぶべきかなと思うんですが、それを結んで、末端まで周知すれば各行政区ごと、協定を結ばなくてもよいのかなと思うんですが、村長の考えをお伺いします。

1 番（飯畑秀夫君） 今、私、村政を担わせていただいて3年少したっておりますが、村が企業誘致をさせていただいた部分、あるいは、向こう様のほうから村に進出したいという話があった場合には、基本的に立地協定という形の協定を結ばせていただいております。立地協定の中には、今ご指摘のような交通安全の部分について、特段記載しているわけではないんですが、協定に定めないことについては、甲乙協議の上ということが別事項として必ず入っておりますので、その中で、今ご指摘いただいたような交通安全の部分について

も、継続協議ができたり、あるいは書面にするのであれば書面にしたり、あるいは行政区の方立会いの下に、そういったことのPRをするような場所ということも検討できるのではないかなと思いますので、前向きに検討させていただきたいと思います。

以上であります。

1番（飯畑秀夫君） ぜひとも検討のほうお願いいたします。

続きまして、答弁の中でありましたけれども、未来へつなぐ商工業支援金の活用に当たり、事業者と締結が何か結んでいると書いてあるんですが、未来につなぐ商工業で、防犯対策に対して、少しでも分かれば、どのようなものを事業者と結ぶのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商工業者の支援の中の防犯の連携の項目の部分の再質問でございます。

今ほど、そういった取組をするというようなことで出させていただく項目としましては、まず、1つとしてはパトロールの部分であります。通勤や退勤時、また業務内の配達などで、無理のない範囲でそういった運転をしながらのながらパトロールというようなことでの取組をお願いしていると。

あとは、防犯ステッカーのようなものを企業の車などに貼っていただければ、啓発につながるのではないかなというような部分であります。

2つ目として、通報というようなことであります。交通事故とか犯罪、そういった部分の発見、またはそれに関する情報、怪しい情報とかそういった部分につきましては、警察、消防、あとは村のほうに通報をお願いしたいというようなことであります。あとはごみの不法投棄、そういった部分についても、発見した場合には速やかに連絡をお願いしたい。また、防犯灯、照明等が消えている、そういったものを発見した場合、夜間通行などによって発見した場合も、そういったものも連絡いただければというふうななことにしているところです。

また、3つ目として、救護対応ですね。犯罪や事故に巻き込まれた方が救護を求めてきた場合、可能な範囲で応急処置、それから、連絡、それもお願いしたいというふうなことであります。

また、4つ目としては、捜査の協力。警察等から犯罪、事故等の捜査に関して、ドライブレコーダーなどがついている場合には、そういった記録映像の提供、そういった部分で協力をお願いします。

最後、5つ目なんですが、啓発活動ということで、村民の防犯意識向上のためのチラシ・ポスターなどについて、事業所等に村から依頼をした場合には掲示をしていただく。また、そういった街頭キャンペーン等を村が開催する場合にもお手伝いいただければというようなことで、そういった大きく5つ、そういった取組について、できる範囲、または必ず必須項目でお願いしたいという部分ありますが、基本的にはできる範囲で協力いただくということでお願いをしてきているところであります。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

先ほどの消防と同じで、日中はいろんな人が見回りできる形かなと思って聞いたんですけども、夜間どうするか。やっぱり夜、1軒1軒が離れていますので、そのとき独り暮

らしの人が多数おります。いろんな、健康福祉課でも防犯ベルというか、緊急装置とかありますけれども、それを全戸に配布するのか、また、飯館村の人は戸締りあまりしないで、やっぱり鍵を日常から閉める習慣をつけるように周知するのもありだと思いますし、飯樋4区では、何か防犯の旗ですか、のぼり立っていましたが、あれもいいなと思ったけれども、今になればボロボロになってしまっているんですけども、そのときはいいんですが、あれも各行政区にあるか、またはパトランプみたいに家のところに人が来たらつくみたいな感じも、独り暮らしのところには何か、本当に知らない人が来たらちょっと焦るようなものを何かできればなと思うんですが、その点、防犯に対してもう一度お伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） 防犯に対しては、10月に防犯講話のほうを開催いたしまして、独り暮らしの方、高齢者の方に多数参加していただきました。その中で、防犯グッズの紹介もしております、施錠、二重ドアであったり、あとは、音の鳴る敷砂利であったり、そういう部分、個人でできる防犯を紹介させていただいたり、またはさすまたを使った護身術などを実現いたしまして、自分の身は自分で守るというようなことで、皆様に講話のほうを聞いていただいたところです。

今後とも、防犯指導隊、今現在21名おまして、月2回パトロールも実施しておりますので、そういう関係団体とも連携しながら、防犯の周知に努めてまいりたいと思います。以上です。

1番（飯畑秀夫君） いろいろとありがとうございます。

今、さすまたの話があつて、テレビで、強盗等でさすまたがすごい活躍したのを私も見ました。そのさすまた、今、最新型の何か磁石ついたりやつかあるみたいなので、役場も必要かもしれませんけれども、学校等、その施設等にそういうのがあったらいいのかなと、今思ったので、もしご検討できるのであれば、次年度お願いいたします。

これで私の再質問は終わりですが、飯館村が、最後、未来永劫存続するために、村民の皆様、村長はじめ役場職員の皆様と一緒に、また、このネット中継を見ている村民の方、関係者の皆様のご協力も得ながら、飯館村が存続できるように頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いたします。

これで質問を終わらせます。以上です。

議長（高橋孝雄君） 執行部より答弁ありますか。

村長（杉岡 誠君） 今、様々ご提言いただきましたので、検討の中に入れさせていただきたいなというふうに思うところです。

さすまたについては、学校については、既に整備されておりますので、役場内もある、公共施設の中にはありますので、その点は申し上げたいと思います。

あと、先ほど夜間についてのというお話ありましたので、その点については非常に大きな課題だと思っております。

あと、消防団員の増員について、PRにしても今までは消防団員が直接各戸に行つてという形を取っていますので、それをさらに有効にするには、例えばチラシを作るとか、そういったことも必要なんだろうなという課題を考えておりますので、先ほど6次総の中で

幅広く住民の方々の意見を聞く場をというお話をいただきましたので、計画というのは、つくった時点で全てがつくり込まれているのではなくて、それを動かす段階において、あるいはいろんな予算を考える段階において、またいろんな意見を踏まえながら、ある方向性に向かっていろんなアイデアが生きるようにというために計画はつくるものだと思いますので、そんな運用の仕方ができればというふうに考えているところであります。以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分といたします。

（午前 11時56分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

議長（高橋孝雄君） 6番 渡邊 計君の発言を許します。

6番（渡邊 計君） 議席番号6番 渡邊 計。

令和5年12月定例会において、一般質問をさせていただきます。

あと20日足らずで今年も暮れようとしておりますが、振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症、まだ収まっていないと。それと、気候変動による温暖化での異常気象、そして、ロシアのウクライナ侵攻などにより物価の高騰、特に、電気、ガス、食料品、そして燃料、これらの高騰は我々の生活において大きな負担になり続けております。

そして、ここに来て、政治家のパーティー券問題と、あまりよいことがなかったような気がします。野球界においては、春、ワールドベースボールクラシックでの侍ジャパンの優勝、そして、阪神タイガースの38年ぶりの2度目の日本一、それから、大谷翔平君の10年1,015億円のドジャースとの契約、野球界においては明るいニュースが多かったかなと。野球好きな私にとっては、もう今後、大谷君のことがすごい楽しみで、ただ、この1,015億円という金額は何なんでしょうねと。アメリカ大リーグ、1年間162試合、これ割ってみますと、1試合6,266万円だそうです。試合時間が平均で2時間39分、そうすると、時間給が2,364万円と。ここにいる人は誰も追いつけない、1年間の収入でも。ただ、本当にこれから野球界のみならず、スポーツ界、そして我々日本人もこの大谷君の活躍に心躍るなど。ぜひ飯館の行政もそのような、本当に村長の言うわくわく、どきどき、わくわくするような予算立てをしていただきたいと思いますと思うところであります。

では、質問に入ります。

まず、大きい1番として、村民からの意見に関してということで、①といたしまして、住民懇談会及び行政ヒアリングで多かった意見について何うものであります。

②番としまして、短期・長期的に執行可能なものは何かということについてお伺いいたします。

大きい2番としまして、防火・防災に関して、①としまして、消防団の装備・設備は十分なのか伺います。

②役場裏にある消防車の処分方法と時期についてお伺いいたします。

③災害時の非常食・飲料水の保管数と使用期限についてお伺いいたします。

④入替え時期と、前の非常食、要は期限切れになる非常食・飲料水の取扱いについてお伺いいたします。

大きい3番としまして、東京電力損害賠償に関して、今年度の東京電力損害賠償の進捗状況を伺うものであります。

大きい4番として、来年度予算に関して、①何に重点を置いた予算編成になるのかをお伺いいたします。

②住民懇談会・行政ヒアリングの意見に沿った予算はあるのかをお伺いいたします。

以上4項目9点について答弁を求めます。

村長（杉岡 誠君） 6番 渡邊 計議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1及び1-2については、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、ご質問1-1、住民懇談会及び行政区ヒアリングで多かった意見についてであります。

住民懇談会については、さきの飯畑議員のご質問の際にもお答えしたところですが、行政区ヒアリングも同様、主なものとしては、福島県管理の河川の土砂上げや、道路の草刈りなどのご要望をはじめ、農業基盤整備事業へのご指摘、有害鳥獣の駆除対策へのご意見などをいただいたところであります。

次に、ご質問1-2、短期・長期的に執行可能なものについてであります。執行可能なものとしては、各種事業について、毎年度毎の議会においてお諮りしながら、事業の可否を決定していくものであり、一概には申し上げられませんが、第6次総合振興計画の中間見直しにより、計画全体を体系化し、基本方針の明確化とそれらを実現するための施策を整理したことに加え、新たに施策事業に評価指標を設けて、PDCA、いわゆる「PLAN DO CHECK ACTION」サイクルによる不断の見直しを重ねることとしましたので、これにより、短期・中期・長期的な目線に立って、住民福祉の向上を図ってまいります。

次にご質問2-1、消防団の装備・設備は十分なのかについてお答えいたします。

消防団の装備及び設備については、村消防団長と幹部による「幹部会議」隔月で開催している中で、事業計画の進捗や今後の事業について確認共有をするとともに、現状課題、装備・設備についても協議されており、現状で装備及び設備については懸案となっているものはございません。

次に、ご質問2-2、消防車の処分方法についてお答えいたします。

現在、役場裏に仮置きしている車両については、今年度更新する長泥及び蕨平の車両と、新たな企業消防隊のために確保している車両となっております。

今年度、長泥及び蕨平の積載車を更新し、全車両の更新が完了となります。更新後の車両については、令和6年度に広く公募し、売払いする予定であります。

次に、ご質問2-3及び2-4、災害時の非常食・飲料水の保管数と使用期限等につい

て、関連がありますので一括してお答えいたします。

非常食等の備蓄品については、ペットボトルの飲料水が大小800本、アルファ米の白米やチキンライス等が750食、レトルトカレーが100食、レトルト肉じゃがが200食、ソフトパン及びクラッカー等500食等となっております。

そのほとんどが5年程度の賞味期限であり、令和7年から令和8年に期限を迎えます。なお、期限が迫ったものについては、住民が参加する防災訓練や地域イベント等で無駄なく活用し更新してまいります。

次に、ご質問3-1、今年度の東京電力損害賠償の進捗状況と見込みについてお答えいたします。

今年度の自治体としての東京電力損害賠償請求については、これまで、簡易水道事業及び農業集落排水事業の令和2年度及び令和3年度の逸失利益分として4,826万1,773円を請求し、同額が収入済みとなっております。

また、財物賠償についても請求手続を進めており、現在は、公有林と土地建物の精査をし、今年度中には財物賠償請求が完了できるよう東京電力と協議をしているところであります。

また、中間指針第五次追補等を踏まえた個人への追加賠償については、これまで同様、村の広報紙やお知らせ版への掲載や案内チラシの同封などにより、村民の皆様によく周知してまいります。

加えて、おおむね2週間に一度開催している東京電力社員を含む関係機関の会議において、都度、進捗状況の報告を得ており、早期の賠償に向けての東京電力としての対応、対策の強化について要請しております。

次に、ご質問4-1、何に重点を置いた予算編成になるのかについてお答えいたします。

令和6年度は、第6次総合振興計画後期計画の初年度になります。

今回の総合計画の見直しにおいて、初めて人口目標を示し、「村内のなりわい人口を増やすこと」及び「住基人口の減少スピードを緩やかにすること」について数値目標を含めて明示したところであります。

この人口増加策を全庁に共通する重点項目として、第6次総合振興計画後期計画に改めて定義した村が目指す将来像である「“明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと”を実現する予算」を編成することとし、前期計画から継承された4つの基本方針と、これらに横断する5つの政策を踏まえた村民の福祉向上につながる施策を推進してまいります。

なお、健康寿命を延ばすための取組、子育て支援、村内の住まい・くらし環境の向上対策、村内外の関係人口増加策等に引き続き取り組むとともに、企業誘致や担い手育成など、雇用、生産人口を増やす取組を進めてまいります。

次に、ご質問4-2、住民懇談会・行政区ヒアリングの意見に沿った予算についてお答えいたします。

令和6年度予算については、12月末を期日として編成中であり、現在、各課が予算要求の準備を進めているところです。

住民懇談会・行政区ヒアリングでのご意見、ご要望については、その内容を精査させていただき、速やかに対処すべき事項について令和6年度予算に計上し、対応してまいります。

また、要望の多くは、県が管理している国道、県道の改修や支障木伐採、河川の除草や土砂撤去などが多いため、この部分につきましては、県への要請活動を強めてまいります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） では、できるだけ答弁書に沿って質問していきたいなと思っております。

まず、1－1で住民懇談会、行政区のヒアリングということで質問したんですが、答弁として、福島県管理の河川の土砂上げや道路の草刈り、あるいは農業基盤の整備事業へのご指摘、有害鳥獣の駆除対策ということなんですが、まず、この農業整備事業の指摘ということは、具体的にどのような内容だったのか。それと、当初の計画どおり進んでいるのか、進捗状況についてお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 基盤整備事業における指摘でございますが、あったのは、暗渠排水工事について、いつからやるのかというところがございました。これにつきましての回答としましては、今現在、村内で土壌調査を行っておりまして、その結果を踏まえて、関係を決定して進めていきますという回答をしております。

進捗としましては、やっている場所と、あとこれからやろうとしている場所が、進めるに当たって、少し徐々に増えているというような部分もございますので、その辺、事前に説明をしながら進めていければなと思っております。

早期の営農再開に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

6番（渡邊 計君） この農業基盤整備事業に関しては、以前もその進捗状況とか、そういうことは前にも何人かから質問あったと思うんですが、結局、最初よりも、私のところもやってもらいたいという人が増えてきているということで、その分、進捗が遅れているというような、以前、お答えいただいたんですが、現在もそうかと思うわけですが、農業基盤については分かりました。

それと、有害鳥獣に関してですが、これ答弁のほうでは対策が必要ということですが、これは、今年度とかそういう単年じゃなくて通年といいますか、今後、ほとんどずっとかな、そういう通年事業というか、そういう形の事業と考えてよろしいのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 有害鳥獣対策であります。おただしのように、単年で終わるものではないと認識しております。今、有害鳥獣対策が落ちついたとは、まだまだ被害が多いような状況でございますので、そのときの情勢に合わせての見直しや検討は必要かと思っておりますけれども、今後とも対策は続けていきたいと考えているところであります。

以上です。

6番（渡邊 計君） イノシシなどは今年春先から夏にかけて一旦少なくなったような気がしたんですが、今年、私も夏と秋と二度草刈りをしたんですが、秋は草刈ったらあつという間に掘り起こされた。また増えてきているのかなと思いますので、今後、村のほうに戻って農業をやるとかそういう人に、困ったりして対策はやっていますけれども、やっぱり

鳥獣、特にイノシシ、サルの対策は、今後も力を入れていただきたいと思うところであります。

次に、河川の土砂上げ、それから道路の草刈りということが出ていますが、今年、大分道路の草刈りに関しては行政区で行ったところが多いと。それは県道だったんですが、来年度からは村道とか、ある程度狭いところまで行きたいような話、以前伺ったような気がするんですが、その辺は、来年度に関してはどのようなようになってくるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 村道に関しての草刈りでございますが、今、住民参加型の部分と、業者さんのほうに依頼している草刈り等で行っております。

行政区さんのほうで、ぜひこの路線もという路線等がございましたらば、ぜひ建設課のほうにご相談をいただいて、住民参加型のほうに切替えをしつつ行えるということにもなりますので、ぜひご相談いただければと思います。

以上でございます。

6番（渡邊 計君） 村の場合は、まだ村道まで格上げになっていない林道というものもあるわけですが、それも対象になるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 林道、あと農道もございまして、今年度について一部行っている行政区もございます。来年度に向けて、林道、農道については、今年度と来年度と合わせて一通り伐採ができればと考えてございます。

6番（渡邊 計君） あと、河川の土砂上げに関してですが、これ、私及び古宮行政区の区長さんと一緒に建設課長にお骨折りをいただき、相双事務所から担当の人に来てもらってお話をしたんですが、あまり内容は言いたくないんですけども、魚のすむ場所がなくなるからと。だから、40センチ、5センチ残す。それから、土手が崩れるので平らには取れないと。それおかしいんじゃないですかと。つくったときは平らだったでしょうと言ったら、部長さん返事に困ったようでしたんですが、実際、これまでいろんなところをやっている計画もあって、飯舘村だけ変えられないのかというのものもあるんでしょうが、これに関しては村長から強く要望していただいて、今現在残っている土、40センチ、50センチ、そして、新田川に関しては、小宮の飯樋川と新田川がぶつかったところから下は、土も取っていないと、ただ草を刈っているだけだと。あれがしゅんせつなんですかねと。そういうことで、あとは、残った土、あるいは全然取っていないところもそうですが、飯舘の場合は放射性物質が残っているんですよね。放射性物質残していいのかどうか。ただ、この検査を県に言ってやってもらうのか、それとも村独自でやって、放射性物質がこれだけ残っているんだから土取ってくださいよというのか。放射性物質が残っているので、村管理の川に関しては、全てそこまで取っているはずですよ。ですので、これはぜひ県のほうに強く言うていただいて、やっぱり一旦きれいに取らないと、水が出たとき、表面はそのままですが中では濁流を起こすと思うんですよ。濁流を起こしたほうが、なおさら土手削りやすいと思うんです。ですので、そのところは村長からぜひ県のほうに強く今後要望していただきたいと。

それから、次の短期・長期的に執行可能なもの。これは要望を聞いた中で、すぐにできるもの、できないものということで聞いたんですが、ここに、答弁では、PDCA、要は、

「PLAN DO CHECK ACTION」と、これ調べますと、計画・実行・評価・改善ですよ。この4つを常に回して、それでずっといいものを作っていこうと、よりよい成果を求めて、品質向上、高めようという計画なんでしょうけれども、これ6次総にも書いてあるのか分からないですが、私そこまで見ていないので、ただ、こういう横文字で村民、特に飯舘帰村している人たち、お年寄りばかり、横文字で分かるんでしょうかね。

だから、PDCAは分かるけれども、きっちりとした計画・実行・評価・改善というよなものを書いて説明しないと分かりにくいなど。私もこれ出た瞬間、何だろうなと思って、今、携帯で調べられるから、すぐ調べましたけれども。

それと、この短期・長期的という中、これは私が今年6月議会の中で、風の子広場の日よけ、ドッグランの日よけ、そういう要望を出していますよね。住民懇談会でそういうことが出たかどうか分からないですけれども、そういうことは本当に短期的なことではあるんじゃないかと。そういう具体的な答弁欲しかったんですが、あまりにも6次総の大きいものが出てきたので、今後、そういうできるものはすぐにやると。住民が必要としているものはすぐにやると。今年みたいに暑い日、見ていると、子供たちは元気で遊んでいるんですけども、保護者の皆さん日陰がないんですよ。保護者の皆さんは、建物のほうの日陰に入ると、かなり距離ありますので、もう目が届かなくなることもあるので、これはぜひ、来年度予算に上げて、早急に日陰対策をしていただきたいなと思います。

次、大きな2番の防火・防災に関して、この中で、現状で装備及び設備については、懸案となっているものはございませんということではありますが、この消防に関しては、ほかの議員さんも聞いていますが、人員不足と、そういうものが目立ってきている。となると、やっぱり魅力を引くもの何かというと、きっちりした、制服にしても、設備にしても、きっちりして、「ああ、いいな」と思わせなければいけない。その中で、私なぜこの質問をしたかというと、11月にたまたま福島で消防団長さんと道路でばったり会いまして、そのとき、「議員さん、幹部の消防服古くなってきているので直していただけますか。ぜひお願いします」と言われて、じゃあそれは一般質問に上げてやりましょうと。その後、もう一度会ったのかな、それで、役場のほうにはお願いしているんですけどということなんですけど、これ幹部会議やそういうの中で何もないということなんですけど、何も上がってきていなかったんですか。

総務課長（村山宏行君） 消防団の服装及び装備ということですが、こういった相談を承っております。

また、夏場、非常に暑いもんですから、半袖はないのか、それから、作業用にTシャツ、そういったもの必要ではないかというようなご提案もいただいております。

ちょっと予算のほうもありますので、その辺検討させていただきます。

6番（渡邊 計君） 今、課長のほうから検討させていただきますという返事いただきましたが、これ前向きなのか、後ろ向きなのか、どちらですか。

総務課長（村山宏行君） 団長の半袖のいわゆる制服、そちらについては、令和5年度中、用意しているというのがあります。また、一気にそろえるというのはなかなか厳しいのかなと思いますので、まずはTシャツですか、そういったことはすぐに取り組んでもいいのか

など思っております。

いずれにしても、団のほうと協議をして、優先順位をつけながら整備に向けて動きたいと思います。

6番（渡邊 計君） 団員のほうは半袖、確かにこれだけ暑くなってくると、本当に、火事の現場へ行ったら半袖なんて言っていられないんですけれども、ああいう点検とか、そういうときは暑いので、ぜひ半袖、全員そろっていたら格好いいなど。

皆さんから、今後、消防へ入ろうと思う人に格好いいなと思われるようなものをつくらないと駄目ですよ。

それから、幹部の制服ですよ、もう10年以上経っていると。これも早急にやるべきであると私は思うんですが、こういうことは、ほかの議員さんからもいろいろ話出ていますので、来年、予算ですぐにやっていただけると、私はこう思って聞いているんですが、もう一度お伺いします。前向きに検討するというのでいいですね。

総務課長（村山宏行君） 団のほうと協議をして、取り組めるものから行ってまいります。

6番（渡邊 計君） では、次に、あそこの役場裏にある消防車なんですが、この残っている3台に関しては、ここの説明でいいんですが、つい1か月くらい前までは7台か8台止まっていたんじゃないかなど。それで、私この質問を出したんですが、何か12月には販売したということで、200万円ちょっとですか、8台だか売ったということで上がっていたんですけれども、これらの処分された消防車の内容についてお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 小型ポンプ付積載車、こちらのほうの販売を行いまして、これについては今回の補正予算で歳入ということで上げさせていただいております。

販売しましたのは、ポンプ付が6台でございます。今年、入れ替えるものということで、合わせて、多分最高時は8台、確かにあったのかなど思っております。

これ、以前は、消防自動車、古いものから機械的に割り振って、それで処分をして入れ替えていたんですが、一昨年、令和3年度のところから、古いもの、なおかつ程度を見て、それで、使えるものは企業消防に回してやるとか、それから、予備で、例えば、もう1か所事業所が消防積載車をというような場合に貸与できるようにということで取っておこうということで、選択をしております。

先ほど村長から申し上げましたように、答弁でありました、今回上がっておりますのは、残っているのは長泥と、それから蕨平、それから予備の1台ということになってございます。

ほかにつきましては、程度をある程度見て入れ替えるというところがありましたので、ストック時間が長くなったというところがございます。

以上です。

6番（渡邊 計君） 予備ということですが、こっちの文書では、企業消防隊のためにということですが、現在、企業消防隊、菊池製作所、それと役場職員による消防隊、これは両方とも車があるということですね。

総務課長（村山宏行君） 既に菊池製作所、それから役場消防隊には配置をしております。

そのほかに企業消防隊向けということで1台を予備として取っているというところでご

ざいます。

6番（渡邊 計君） 処分と台数の内容については分かりましたが、前の処分した6台、かなり長い間あったんじゃないかなと。議会で来るたび、私はたばこ吸いますので、喫煙所へ行くんですが、あそこへ行くと必ず目に入ると。早急に腐るものではないんですけども、やっぱりある程度、あまり置かないで早く処分できるのであれば、処分したほうがいいのかなと。いつまでも、1年以上もあそこに置いておくのはちょっとね。ただ役場の裏ですから、気がつく人は気がつくけれども、ほとんどの人が気がつかないという状態にありますけれども、やっぱりできるだけ早急に処分していただいて、売り払った金は今後の消防に活用する、あるいは、いろんな住民のために活用するというような方向に金を回していただきたいと思います。

次に、防火・防災に関して質問いたします。

答弁で、ペットボトル800本、それから、アルファ米や白米、チキンライス750食、レトルトカレー100食、レトルト肉じゃが200食、それからソフトパン及びクラッカー500食となっておりますけれども、これは、避難した人数にもよりますけれども、大体何人ぐらいの避難数に対して何日分という計算でこれを備蓄しているのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず、これにありますのは、防災センターですね、そちらのほうに備蓄をしております、あそこの収容、一応200人程度ということで見込んでおります。今、国のほうから示されておりますのは、こういった災害時、4日目以降は国が直接ということで、3日間何とか自治体でという指針というか、出されております。したがって、この3日間を耐えられるということでもあります。

この数であります、もう少し足りないというふうに思っております。一気にそろえると、なかなか一気に更新時期が来てしまうので、年次計画を立てながら、そこで、備蓄品を増やしていくという考えで村で行っておりますので、これに加えてもう少し増えてくるものと思っております。

6番（渡邊 計君） 私、以前に話したと思うんですが、一気にじゃなくて分割で入れて、順繰り順繰り入れ替えると。それで、ここにレトルトカレーとレトルト肉じゃがというのがありますが、あとチキンライスとかもそうなんですが、これ恐らく電子レンジで温めるかお湯に入れるか、そういうものかと思うんですが、私まだ食べていないんですが、今、温めなくても食えるレトルトカレーというのが災害用で出ているんですね。何か食べた人の話を聞くと、やっぱり温めるのよりはまずいというお話は聞いているんですが、それで、ここのレトルトは、レンジやお湯で温めなければいけないものなのか、また、加熱しなくても食べられるものなのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） レトルトカレー、議員おっしゃったのは多分最新のものだと思いますので、これは温めて出すものと認識しております。

また、アルファ米とかお水でも戻って食べられるようになってはいるんですが、先日の防災訓練の中で試食してみました。やはりお湯のほうがおいしいというようなことです。

6番（渡邊 計君） 分かりました。ただ、災害のときは電気も止まったり、火も使えなかったりということもあり得るので、少しは、温めないでも食えるようなレトルトカレーやレ

トルト肉じゃがとか、そういうものが出ていますので、そういうものをぜひ備えてもらいたいなど。

そこで、要は、期限切れのものに関してなんですけども、賞味期限をあと何か月くらい残した状態で入れ替える計画なのか、お伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 大体のが5年ということでございますので、4年を経過したもの、そちらについてはやはり入替えを考えながらやっていくべきだなというふうに思っております。

レトルトカレーですと、学校給食に使ったり、それから、以前はクラッカーなどはそういったときに配布をしたりというふうに伺っておりましたし、先日行いました防災訓練、そういったところで、使い方、調理の仕方、そういったことも兼ねながら、そちらを使用してみたいと考えております。

6番（渡邊 計君） この中で、例えば期限が来たクラッカーとか、私たちは小さい頃食べさせられましたけれども、今の子供たちクラッカー出されても、何だろうと思うんじゃないかなと。ただ、そういうものをこれが非常食ですよということで、授業の一環として出していただければ、見識が広がっていくのかなと、そう思うんですが、ただ、この賞味期限前、賞味期限に関してですけれども、この賞味期限、本当に少なくとも3か月ぐらい前には出していただきたいなど。というのは、つい先日、特養の施設長とお話ししたところ、特養でも水とか頂いていると、非常に役に立っていると喜んでおりました。ただ、別の事業所で、頂いたときにもう期限が切れていたんだよと言われました。古い人間だと期限切れてもいいですけども、やっぱ期限切れ、日にち見ちゃうと嫌がる人もいますので、できるだけ早めに入れ替えて、それで、そういうものは特別養護老人ホーム、あるいは社会福祉事業団体、そして、あとは、そこにあつまっぺでしたっけ、そういうところでも恐らくこういう水やそういうものは活用するにはいい場所なのかなと。

防災訓練とか何とかというと、年に1回ぐらいしかなくなっちゃうので、特養とかそういう施設であれば、1年中いつでも受け入れられるし、いつでも使える状況なので、そういうところにぜひ下ろしておいていただければなと思いますので、今後の検討課題としていただきたいと思います。

次に、3番、東京電力損害賠償に関して、進捗状況ということなんですけど、ここに農業集排水事業に関して4,800万円ほど入ったということですが、あと、そのほか、公有林、土地建物の精査をして、今年度中には財物賠償請求が完了できるという答弁なんですけど、請求は今年度で完了できますけれども、東電の絡みもあるんでしょうけれども、入金はいつ頃と見込んでいるんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 請求時期にもよるかと思いますが、その辺はまだ東京電力との話は進んでおりません。

今現在行っておりますのは、その対象になるもの、建物であるとか、土地であるとか、そういった部分についての確認ということで行っております。建物で大きなもの、例えば、あいの沢の建物であるとか、それから役場庁舎、そういった関係は既に終わっております。残っておりますのが、例えば村営住宅で、もう入れ替えていますので、既存、震災時にあ

った、その残存価値を出すとか、それから、もう既に震災で壊してしまったような、様々な、ありますから、そういったところを今協議を重ねているというところがございます。

時期につきましては、東京電力に速やかに見ていただくように協議をしてみたいです。

6番（渡邊 計君） 一般の人の持ち物だと固定資産税台帳というのがあって、それに載っているんでしょうけども、これ役場のものって載っていないんですよ、恐らくね。だから、住宅、村営住宅とかそういうものになると、何年に建てたかは分かるし、震災当時建っていたかどうか分かる。ただ、固定資産税台帳に載ってないので、そもそもの価値が幾らか分からないというところで、大変な仕事になると思うんですが、できるだけこの賠償も早くきっちりともらうようにして、村政に生かしていただきたいなど。

今後、これ、今、冒頭に言ったとおり、かなり物価高なので、村民の生活を守るためにも、そういうほうに、ぜひ早めに頂いて、回していただければなど。

それから、私これ、役場関係だけと思って質問したんですが、一般のこともお答えいただいたのでありがたいと思うんですが、東京電力とその都度進捗状況について話合いをしているということではありますが、たまにニュースとかいろいろ、あとは、たまに酒飲んでいて、追加賠償の話になったりして、そうすると、「もらったのか」「いやまだもらってね」「書類届かね」「どうすればいいの」そういう人結構いるんですよ。だからそういう人に関しては、東京電力の相談所へ行って申し込んできなさいと。そして、行ったところが、まだ本所のほうにあって、発送していませんと言われたと。こういうのが結構あるみたいで、それと、特に12年たっていますので、子供たちが巣立っていった、あるいは、前の請求者である代表者が亡くなったとか、そういうことが多々あるみたいなんです。それらに関して、東電と話し合っているならば、飯舘村の賠償もらえる方で、その通知が届いていない方、東京電力もちょっと住所がつかめないとかいろいろあるんでしょうけれども、そういう方はどのくらいいるのか、東京電力からは連絡いただいているんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 具体的な、まだ賠償というか請求の受付に至っていないというような方の数ということではありますが、そういった数についても報告はいただいているところでもあります。

ただ、その細かい数字については公表されるものではないので、村としてはそういった数字は聞いておりますが、ここで数字的な部分については差し控えたいと思っております。

ただ、中間指針の第五次追補を踏まえた対応状況について、東京電力ホールディングス株式会社のほうで11月28日付のものでありますが、これはホームページ上で全体的なものを公開しているようでもあります。それによりますと、請求書の発送、受付、またウェブでの受付が済んでいるものについては83.78%ということで、村についても大体その程度だというようなことをご理解いただければと思っております。

以上です。

6番（渡邊 計君） そうすると、震災当時、飯舘は6,170人ぐらいた、そのうちの17%ぐらいがまだ届いてないと、そういう理解するようになるんですが、村としては、恐らく東京電力からそういう人たちの各個人の名前も挙がっていると思うんですが、こういうお知ら

せ版やそうじゃなくて、そういう通知の仕方もありますけれども、もし個人名が分かっているならば、そういうところに村が代わりに通知を出すということはできないでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で個人名まで特定されたものをデータを把握しているかということですが、その部分については個人情報ということで、そこまでのデータ、情報としては受け取ってはいない。ただ、人数的なものしか聞いていないということで、そういった部分を東京電力のほうにきちんと速やかに対応するよということ、再三申し伝えているところであります。

以上です。

6番（渡邊 計君） 単純に計算して6,000人で20%近くと計算しただけで1,200人いるんですよ。その人たちがいまだに賠償もらえないでいる。今回の五次追補、1人280万円ですよ。そこに個人情報とかなんとかじゃなくて、東京電力は以前に受けた通知を出して、それで今出すところが分からない、この人たち1回出したけれども戻ってきた。それは、村として分かっているなら教える、あるいは、村がその人に通知を出してやると。東電の相談所に行ってみてくださいよと。それを教えなかったら、個人情報です、個人情報ですって言ったら、いつまでその2,000人近い人がもらえないで終わっちゃうんです。

確かに、一番面倒くさいのは、前の請求者が亡くなったとか、そういうこともありますけれども、あとは子供たちが巣立っていったと。大体理由としてはそのくらいのもんですよ。あとはこれ、住所を移すときに、転出届しなくても向こうで転入届だけすればいいわけですよ、住所ってね。だからそういうところで、そういう移動したところで分からないというのがありますけれども、村長、分かる範囲は村が肩代わりして、通知出してやるべきじゃないでしょうか。書類を遅れというんじゃないんです、東電の今回の賠償、お宅の宛先分からないで東電から書類行かないので、ぜひ東電に電話するか、東電の相談所に伺ってくださいと、そういうふうにするのが行政サービスじゃないかなと私は思うんですが、村長、それは法的にできないとか、そういうことはあるんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 法的にということですが、東京電力に対して、村のほうで持っている避難者情報、避難先の情報というのは、実は、県を経由してなのかな、直接ですかね、契約を結んで提供させていただいていますので、そちらのほうできちっと突合をして、その住所のほうに送るようにということを再三こちらのほうで要請させていただいている。

ただ、東京電力のほうでその情報の取扱いというところにいろいろと他町村との関係もあって、いろんなことがあるそうなので、村としては情報をまず、こちらから避難先情報を渡しているんで、そこにまず送ってくださいと。その結果、届かなかったものとか、あるいはいろんな問題があったものについてきちっとフィードバックをしていただきたいという、そういう要請をさせていただいたところです。

なお、今回、広報のほうにチラシを入れさせていただいて、おっしゃるとおり、請求主というか、まだ届いていない方、請求書が届いてない方のほうからアクションを起こしたほうが早いというような話もあるもんですから、そういう実態についてお知らせをするようなチラシを同封させていただくということ、今調整をしているところであります。

以上であります。

6番（渡邊 計君） 確かに、相談所へ行くと全部調べてくれて、じゃあ分かりました、すぐそちらに送りますということになってくれるわけですけれども、ぜひ漏れなくもらえるような施策を取っていただきたいなと思うところであります。

次に、来年度予算に関してであります。何に重点を置いた予算編成になるのかということで、答弁いただいているんですが、前年とまるっきり同じ答弁をいただいていると。ただ、村長の言うわくわくする楽しい、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさと、そのための予算を実現するんだということですが、来年度に関して具体的に何かありますか。

総務課長（村山宏行君） 来年度に向けてということでございますが、来年度一番大きく進めなければいけないのが企業誘致の部分だと認識しております。

それに関わります関連予算、こちらは多分令和6年度予算の柱になってくるものと考えております。

また、6次総の後期計画、このスタートということでもありますから、人口に対する部分、そちらのでこ入れですね。それから、改めて村に住み直していただく。村を選択して住んでいただく方々、どういうふうを増やしていくか、こちらの施策についても引き続きやっていかなければならない。それらが重なってこそ、村の人口が増える、あるいは減少を抑えることができる、そういったことにつながるものと思っておりますので、令和6年、いわゆる後期計画の初年度でありますので、その点、重点に、村としては予算化を進めたいと考えております。

6番（渡邊 計君） 本当に今、ここ、いろんなものが値上がりしていると。電気、ガス、食料品、特に燃料、これらを村民の生活に対して支援するような予算は具体的なものは何もないと捉えてよろしいのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 令和6年度予算でございますので、今、各課の情報を取りまとめているというところでございます。これについての、まだ具体的なものというのは調整中ということでございます。

6番（渡邊 計君） これ4-2に、住民懇談会、行政ヒアリングの意見に沿った予算はあるのかということも関連してくるわけでもありますけれども、12月末日で予算を今編成しているということは、あと実質10日足らずです。その中で、項目はもう上げられている状況じゃないかと。あと10日で予算を幾らつけるか、金額の計算がかなりかかるんじゃないかと私は思うんですが、そういう中であれば、村民生活の支援をするような名目は、名目だけでも上がってきていいんじゃないかと思うわけですが、それも上がっていないということですか。

総務課長（村山宏行君） 予算の今調整中ということでございます。村の予算編成、今この時期が各課の予算要求ということで、今、一生懸命入力をしていただいているという状況です。議会明けから村長の事業に対するヒアリングを行います。そこで年度内にある程度の予算を固めて、その後、年明けてから再度査定を行います。そのようなスケジュールで今進んでいるものですから、今調整中ということでご理解いただきたいと思います。

6 番（渡邊 計君） 私、一番最初と、ここで一番最後に、住民懇談会、行政区のヒアリングでの意見に沿ったということで、意見ですよ、その中にプレミアム商品券を望む声はなかったのか。私、人づてに聞いてもかなりあったと聞いているんですが、それに関しては何ら予算にも、編成にも、一つも片隅にも考えていないということですか。

村長（杉岡 誠君） プレミアム付商品券の件については、行政区ヒアリングに限らず、この議会の中でも様々要請、要望等をいただいているかなと思っております。今、国のほうの補正予算対応ということがありますので、今、年度内にそういった対策ができないかということを示唆をさせていただいておりますので、まずは年度内のほうをさせていただきながら、当初予算に関しては、今お話もありますけれども、財源確保ということとか、あるいは来年度以降、企業誘致によって新しい財源が生まれるということの可能性もありますので、そういったことを含めて総合的に判断させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） 行政がやることは何か、住民の生活を守らなければいけないんですよ、これだけ高騰している中で。以前、プレミアム商品券あった、これで道の駅、セブンイレブン、そして、飯館村商工会に参加している商店、農協、かなり売上げが上がっていると思うんですよ。そして、本当にこの金が流通している、生きた金なんです。今年、一般財源からも1軒に対して3万円ほど生活支援という形で出ていますが、そういう金は通帳に入って動かない金なんです。金って流通させなければ何にもならないんです。それで、今年、一般財源から約1億円近く出しているわけですよ。商工業に対し4,500万円、それから納税者に対して3,500万円ほど、そのほか、役場内のバス停に関して1,000万円、何だかんだで1億円近く出ているんですよ。プレミアム商品券、手数料含めて9,270万円です。それで生きた金を使って、村民みんなが喜んでくれる、ガソリン180円近いところを120円で入れられる。村外から通ってくる人が多いんですよ、菊池製作所にしろ何にしても。そして農業に関して、農協のほうがちやんと気を遣ってくれて、3月、4月に買った肥料6月でいいですよ支払い、プレミアム商品券出してからでいいですよと言ってくれる。だから100俵買うところで150俵買えるんですよ、肥料が。あとは自動車の車検、そして飯館は特に毎年というか2年に一遍、あるいは3年に一遍、冬タイヤ交換しなければいけない。そういうことにもみんな使い方を覚えてきて、本当に生きた金になっているんです。だから、金が流通するからこそ村がよくなっていくんですよ。それを国の財源待っていないでできるでしょう。基金30億円以上あるわけでしょう。確かに村長の言うとおりに、将来介護に金がかかるから積み立てておかなければいけない。分かります。しかし、現在がなかったら未来はないんです。現在がなくなったら未来なくなるんですよ。今、村のために一生懸命働いて住んでいる人、あるいはいまだに避難を継続している人、いろいろいますけれども、村民のために一般財源から今年1億円出したら、来年1億円出せるでしょう。みんな待っているんです、このプレミア商品券。言われるんです、今年はないね、来年どうなの。村民から、みんなから言われるんです。そのたびに村長に言いますと、議会で質問と上げますと。我々議員、ほかの議員も言われていると思います。

一生懸命上げたって何にも返ってこないじゃないですか。村長ここで約束してください、来年の予算に上げると。村民みんな待っているんですから。

村長（杉岡 誠君） 来年度の予算、今編成中でありますので、この場でということはないかと思いますが、先ほど申し上げたように、まず年度内での対策を取らせていただくということでお話を申し上げましたので、まずは年度内の部分について、追加補正等を含めて検討を指示させていただいているというところであります。

それから、今しがたサイクルと、お金を使って循環するということが大事だというお話なので、そこは私も非常に大事だと思っております。経済対策というのは非常に大事なものでありますので。ただ一方で村が税源を入れた中で、今度は村に税収として入ってくる流れが今のところ、実は非常に微々たるものなので、企業誘致等々で新たな財源を確保するというのも、実は並行して進めておりますので、前も言いましたけれども、財源確保しながらということで、その辺の検討させていただきたいと思うところであります。

以上であります。

6 番（渡邊 計君） もう時間ないので、納税で財源確保も大事ですけども、今は、この高騰の中、村民の生活を守るほう、このほうが大事ですよ。年度内できなかつたら、4月の臨時でもいいです。そうすれば6月に間に合うはずですから。村民がみんな、みんなとは言いません、大半が求めていることです。ぜひやっていただきたい。

以上で質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部の答弁ありませんか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は14時25分といたします。

（午後 2時10分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

議長（高橋孝雄君） 2 番 花井 茂君の質問を許します。

2 番（花井 茂君） 議員番号2番 花井 茂です。

令和5年第8回飯館村議会定例会において一般質問をいたします。

今年の秋は、秋とは名ばかりの暑い日が続きました。今後は、日本の四季が二季に移行していくのではと、説を唱える気象専門家もいるほどです。考えられる原因は、CO2排出による地球温暖化と言われていています。この異常な気象変動を悲観的に捉えるばかりではなく、一つのチャンスと捉えることもありだと思えます。例えば、農業では、今までの気象条件では作付ができなかった農作物も作付ができる可能性も大いにあると考えられます。進化論で有名なダーウィンは、「種の起源」という著書の中で、強いものが生き残るのではなく、環境の変化に対応したものが生き残るという言葉を残しています。

村政に携わる1人として、いかに既成概念を捨て、今置かれている本村の状況の変化に対応する視点がいかに大切かと思う今日この頃です。

それでは、通告いたしました2項目4点について質問をいたします。

1項目は、官学連携事業についてであります。

1点目は、本村の地域戦略として、各大学との連携協定を締結していると承知してはいますが、現在、どの大学と連携協定を締結しているのか。また、それぞれの連携協定の目的を伺うものであります。

2点目は、官学連携事業は、自治体の住民の暮らしを社会的実験フィールドとして、大学の調査、研究、学生の育成に活用し、自治体はその成果を受けて政策につなげるという枠組みが基本にあると認識しています。

自治体が求めているニーズと大学側が持っている特別な技術材料や知的資源がマッチングすることが重要であり、また、大学にも同じことが言え、互恵的な関係が必要であると考えられます。

そこで、本村にとっての官学連携協定事業によるメリットは何かを伺います。

3点目は、この官学連携協定事業がどのような成果を上げているのか。コスト効果ではなく、アナウンスメント効果だけになってはいないか。大学の持つ知的資源や人的資源を有効に活用し、地域戦略に生かされているのか否か。具体的な取組について、さらには、今後の取組についても伺います。

2項目は、消防防災体制における消防団の再編についてであります。

現在、本村が置かれている状況の中で、消防団員の確保や活動等が難しくなっている状況下では、各分団においては定員を満たしていない分団もあることから、定数の考え方を明確にして、各行政区の現況に合った消防団組織改編等が必要な時期にあると考えられます。

地域防災の低下を招くことなく、災害にも柔軟に対応し、また、消防団員の負担軽減が図られるような新たな組織体制を構築すべきと考えられますが、いかがでしょうか。

以上、村長等の所見を伺います。

村長(杉岡 誠君) 2番 花井 茂議員のご質問についてお答えいたします。

ご質問1-1から1-3までについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、ご質問1-1、連携協定を締結している大学の現状についてであります。連携協定を締結している大学は、協定締結順に、福島大学、上智大学、大阪大学、東京大学、明治大学の計5つの大学であり、農家の方と連携した農業体験やフィールドワーク、村産品の販路開拓、いいたて希望の里学園での塾講師活動など、各大学の取組は様々ですが、共通しているのは、大学生自らが村に訪れての活動につながっていることです。

次に、ご質問1-2、官学連携事業による村のメリットであります。村では現在のところ、大学側との共同研究事業などのいわゆる「官学連携事業」には至っておりません。

なお、これまでの協定大学との連携を総括すると、村や村民を知る段階、大学生自らがテーマを持って村に関わる段階を経て、現在、先輩から後輩に活動が継承される中で、より意欲的なニーズが生まれてきているものと考えており、本格的な官学連携事業に至る土壌が整ってきたものと認識しております。

村としては、人的知的資源の宝庫でもある大学との連携をさらに強めていく必要がある

と考えており、そのためにも、大学と村が双方ともにメリットがある組立てについて協議してまいります。

次に、ご質問1－3、具体的な取組と成果及び今後の取組についてであります。例えば、福島大学では、農業における現地フィールドワークを行いながら、こうした取組を「福島フォーラム」として、福島大学生・教職員はじめ、市町村や浜通り地域関係者などへ情報発信しております。

また東京大学は、村での農作業を東京大学の学生や一般市民へオンライン中継することで、将来世代への継承と発展のための教育プログラムなどを展開しております。

さらには、こうした協定大学の取組は、慶応大学生などによるアカペライベントの開催など、協定大学以外の取組への波及効果も表れているところであります。

今後も、学生ならではのアイデア、若さを生かした行動力で、村に躍動いただけることを期待するものです。

次に、ご質問2－1、消防団の現況と組織改編等についてお答えいたします。

ご質問のとおり、新たな消防団員の確保については苦慮している現状がある一方で、今年度、数名ではありますが、消防団へ入団をいただいております。引き続き団員確保を進めてまいります。組織の再編については、消防団幹部会にて現状課題の共有をされているところであり、引き続き運用等について検討してまいります。

なお、行政区ヒアリングの場等で、消防団のOB等で協力できる方がいるのではとのご意見もいただいておりますので、関係機関との協議や情報収集に努め、消防体制の補完と充足に向けた検討をさらに進めてまいります。

以上であります。

2番（花井 茂君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

この連携協定を締結している大学なんですけれども、県内の大学が1校、県外、関西、関東圏の大学が4校ということなんですけれども、これ福島医科大学と、あと以前なんか聞いたことがあったと思うんですけれども、福島学院大学との連携協定というのは、締結の状況は今どのようなようになっているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどありました福島医科大学、それから福島学院大学との連携の状況ということでございますが、ちょっと福島医科大学との協定、ちょっと私のところで今、把握できていないところであります。

また、福島学院大学との連携であります。先ほど答弁で震災後の状況というようなことかと思っております。そういう答弁させてもらったところであります。震災以前、平成21年12月に福島学院大学とも連携協定を結んでいたところであります。

以上でございます。

健康福祉課長（石井秀徳君） ただいまありました県立医科大学との協定でございますが、保健科学部と協定を締結してございまして、村のいわゆるいいたて福祉会、特老のほうで実習に入ったりということで、学生が飯舘の介護施設での実習ということでの村のほうに入って研修をする、事業の一環として進めているところであります。昨年度からスタートしまして2年目ということで、主にいいたてホームでの実習、それから、サロンの部分として

は年に2回ほど、つながりを通じて実施をしているような状況でございます。

2番(花井 茂君) 県内の大学が1校で、関西、関東圏が4校という連携状況なんですけれども、これは、協定の中には、その期限というのは区切られているのか伺います。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 連携の期限でございますが、それぞれの大学との協議の中で、1年というようなところもありましたし、3年または5年というようなこともありました。基本的にはその後、その期間ごとに自動更新ということで、協定はずっと続いているという状況でございます。

2番(花井 茂君) 福島大学は結構、食農学類でしたか、あそこが結構活動していて、何か4期生が入ってきて、SNSでも、インスタグラムでも大分、アカウントも飯館のおおわせるようなアカウントで発信して、成功例の一つかなと思っていますけれども、この関東圏の4校の大学とは、定期的な連絡とか、何か情報の交換とかをされているのか。もしこれがなければ、この連携協定自体がもう化石化してしまうのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先ほどの活動以外にも、これを機にといいですか、各学校の、大学の学祭などでも、村のほうの物産をPRをしていただいたり、そういった活動もしていただいているとこであります。そういった部分もそれぞれの学校のSNS発信とかそういった部分で、広く村のことを知っていただく、また村に訪れていただけるような、そういった魅力を発信していただいているという部分もありますので、続いて、そういった交流につながっているというようなことで、ご理解いただければと思います。

2番(花井 茂君) 大学連携協定というのは、ほかでも結構やっていて、いろいろ報告書が出てきているんですけれども、それを見ていると、やっぱり住民との交流、子供たちとの交流とか、にぎわいを創出するものかなり多いようなんですけれども、今後、これは、今後の取組なんですけれども、これ官学連携協定の一つのメリットだと思うんですけれども、課題解決型連携ということで、そういった方向に持っていったほうがいいのかなと思います。

例えば、これ大学なので、専門家の大学の目や、よく言われる、よそ者・若者と言われる人たちの、そういった人の目で、村が抱えている、今後の将来的な村の課題などを分析してもらって、それに対策をすることを仮説を立ててもらい、それを我々が、中にいる者がふだん気づかないようなものを拾い上げてもらって、見落とししているような地域資源の掘り起こしなどをしてもらうということも大切なのかなと思います。そういったことをこちらからも大学に積極的に提案していくべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長(三瓶 真君) ただいま議員のほうからありました課題解決型の連携ということ、まさにそのとおりの部分あるわけでございます。

一例でありますけれども、今、お話に出ております福島大学との連携におきまして、この中の食農学類については、村の地域資源を生かしたにぎわいづくり事業という形で、予算を取って業務委託という形も含めて連携を図っているところであります。その中で、飯館村の特産物であります「あぶくまもち」であるとか、あとはジャガイモですね、「イータテベイク」、あるいは「雪っ娘かぼちゃ」等、そうしたものに関しまして、いろいろ大

学の持つ研究機関という特色を生かして、その中身、食の中身の素材の中身の成分分析、そんなことをやっていただいたり、あるいは、そうした食材を使ったレシピ、メニューの開発、こういったものにも取り組んでいただきながら、さらには、課題になっております獣害対策ですね、獣害対策についても、その点検だったり、効果的な手法について、地域の方々と一緒にチェックシートなんかをつくって活動するなどということに取り組んでいるところであります。

これらの成果につきましては、先ほどの答弁の中にもありましたように、大学祭の中の発表を通して、あるいは、議員のお話にありましたインスタグラムを通して発信をするなどをしながら、飯舘村の魅力、知名度向上につなげていただいているというような事例もございますので、まさに、そうした連携も村の中で取組が始まっているところだということをご理解いただければと思います。

以上です。

2番（花井 茂君） 今、いろいろ活動も、共同研究事業には至っていないということではありますけれども、その中でも、かなり前に進んでいる部分もあるのかなと感じました。

そこで、大学とのこの連携事業というのは、せっかく高度な知的資源を活用するようなものであるので、そのこの大学と我々とのそごがあってはいけないと思うので、まずはその連携の位置づけをはっきりとお互いがしていただいて、我々がどんな村づくりを目指しているのか、どんな姿が目標なのかということ、大学側としっかりと共有をして、それを進めていかないと、なかなかいい方向にはいかないのかなと思いますので、そういったところをしっかりと、意識づけですね、意識を共有して進めていただきたいなと思います。

次に、消防団の再編について質問させていただきます。

現在の村の状況を考えると、消防団活動、通常の消防団活動というのは非常に難しい状況にあるのかなと思います。そんな中で、現在の消防団員数、あと欠員が出ているとよく聞きますが、消防団の欠員数というのはどれぐらいの欠員が出ているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） まず、消防団の定数であります、216でございます。現在の定数は216。実団員数は、今現在147名です。したがって、その差、69名が欠員になっているということです。定数からしますと、ほぼ4分の1が、今、欠員という、そういう状況でございます。

2番（花井 茂君） 4分の1となると、なかなか、消防団の団員数に対する充足率というの、満たしているのか、満たしていないのかというのが、ちょっと疑問に思ってくるような状況ではあるのかなと思いますけれども、そこで、一つ提言をしたいと思うんですけれども、ほかの市町村でも導入しているところがあると聞いているんですけれども、機能別消防団員制度というものの中の支援団員というのを導入すべきなのかなと考えています。

その支援団員というのは、基本団員の活動を補完するものを目的としたものなんですけれども、そういう人たちは、募集の要項を見ると、基本団員、いわゆる消防団員にもう何年か従事して退団した方、または消防職員の方、そういう方が地域にいらっしゃれば、その支援消防団員として委嘱するということをやっているところがあるようです。

それには、その活動内容というのは、主にもう災害時の活動支援に限るもののようなので、いわゆる式典、出初式、検閲式等々は免除されていると聞いています。

この辺、そういうある程度決めていかないと、基本団員の方も、出初と検閲式免除だったらそっちのほうがいいなということになってしまうので、ある程度募集の要綱というのはしっかりと決めなくてはいけないと思うんですけども、そういった形の支援団員の導入というのはどのように考えているのかお聞きします。

総務課長（村山宏行君） 先ほど4分の1とお答えしましたが、3分の1ですね、3割ぐらいが、今欠員という形です。

おただしの企業消防ですね、昨年度、菊池製作所さんに企業消防ということで加入いただいて、ポンプ付積載車、そちらを1台交付させていただいて、活動を進めていただいているというところでございます。

ご指摘のように、消防団、各本部にありますが、花井議員もご存じのように、消防の検閲ですね、出てくる団員数、大体100名ちょっとなんです。なおかつ、そこに村の消防隊と女性消防隊が入って百二十数名ぐらいがというところ、今、このところの検閲式なのかなというふうに思っておりますので、なかなか集まる機会がないというのが、やはり課題なのかなと考えております。

今般、行政ヒアリング等をちょっと行いまして、やはり消防団の成り手がいないというのが認識されているということと、それから、やはり消防団のいわゆる消防車出すにも、人数がある程度そろわないと出せないんだというところはおっしゃってしまして、OBの方なんですけれども、俺だって出すのぐらいは手伝いできるぞというような、そんな声もいただいているところです。事業所のほうも、企業消防隊つくっていただくというのは非常にありがたいということで、今後も声がけをしたいと思いますが、そもそもの消防団の在り方、それから団の編成、再編、そして、いわゆるOBの方で応援できる方々、そういったところの力をどういうふうな形で活用していくか、それも、今後、団のほうと相談をしながら、よりよい方向を探ってまいりたいと考えております。

2番（花井 茂君） 先ほど飯畑議員のほうからも、夜間の防災関係には不安が残るという質問があったと思うんですけども、夜間、大変、夜間の火災・災害については、とても飯舘村、今、穴があるのかなと思います。

今、庁舎の玄関には「無火災500日達成」、現在も日々記録を更新している状況だと思うんですけども、こういった平時のときにしっかりと有事のときのために対策を立てておくべきなのかなと思いますので、その辺、ぜひこの機能別消防団員制度、この支援団員、OBの方、消防職員の引退された方、あと、各行政区に帰還率が二十五、六%ということではありますけど、60歳以上がかなりの方、多いという状況ではあるけれども、まだまだ消防の初期活動、車の出し入れ等にも支援できるよという方が1人でも2人でもいるかと思っておりますので、そういった人たちに協力を願って、これ福島市の消防防災課のホームページからちょっとの引用なんですけれども、当然、公務災害補償、消防団活動中に負傷した場合には補償制度もあるということでこういう手当もしっかりとつけて、そろそろ、消防団の編成、考えていくべきなのかなと思います。

そういったところで、最後に、機能別消防団員と支援消防団員の導入、これを提言をいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部よりの答弁ありませんか。

総務課長（村山宏行君） 私のほうから、保険の件ですか、企業消防隊ですね、こちらについて、保険ということで、いわゆる消防団以外の部分での保険ということでありましたので、そちらを加入させていただいているというところがあります。

また、体制についてであります。飯畑議員から質問がありましたように、かつて消防団というとなかなか会合が多くて大変だというイメージが付きまತ್ತたというところがありますけれども、今そうではないんだというところで、会合等も少ないわけでありまして、また、より消火活動に特化したような、きちんとした組織体制、そういったことで見直しが進んでおりますので、そういった部分もPRをしながら、募集に努めたいと思っております。

村長（杉岡 誠君） 前段の官学連携事業について、村の方向性をしっかり共有をと、意識づけをというお話がありましたので、その辺しっかり進めたいと思います。

今までは、村を楽しむというか、むしろ村民の方々の魅力そのものを、要は学生さん、あるいは先生方にしっかり見ていただいている部分をやってきたかなと思いますので、その部分はさらに深めながらやっていきたいと思いますが、なお、村の方向性の中で、お互いのメリットになるようなものが、こういうのがあるんじゃないか、ああいうのがあるんじゃないかということが協議できるような、そんな場も設けていきたいなと思っております。

私自身も、毎年、年1回程度ですが、大学生、大学の先生から直接、ウェブ会議を含めて、事業の報告をいただく場を頂戴していますので、そんな中でも私自身の言葉でもお伝えをしてきたんですが、なお担当課を含めて、そういうことがしっかりできるようにしていきたいなと思っております。

それから、消防の関係、具体的に、機能別消防団員の制度、あるいは支援消防団員の制度ということですので、その辺しっかり研修させていただいたり、勉強させていただいて、村中の体制に組み込めるような方向性で消防団のほうとも協議をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時52分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月12日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会 議 録 署 名 議 員 渡 邊 計

同 会 議 録 署 名 議 員 菅 野 新 一

令和5年12月13日

令和5年第8回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和5年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和5年12月13日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年12月13日 午前10時00分				
	閉会	令和5年12月13日 午後 2時10分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	8番 佐藤八郎		9番 佐藤健太			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	△
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育長	遠藤 哲	△	教育課長	高橋政彦	○
	生涯学習課長	山田敬行	○	農事委員 局長	三瓶 真	○
	農業委員 会長	菅野啓一	○	選挙管理 委員会 書記 会長	村山宏行	○
選挙管理 委員会 会長	伊東 利	△	代表監査 委員	高野孝一	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年12月13日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5～7番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

会期中の特別委員会の活動状況であります。12月12日に、東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。4番 佐藤眞弘君。

4番（佐藤眞弘君） おはようございます。議席番号4番 佐藤眞弘です。

令和5年12月、第8回飯館村議会定例会の一般質問をさせていただきます。

令和5年度は、全国的に異常気象に見舞われました。特に、空梅雨からの猛暑には、地球温暖化を肌で感じざるを得ない状況です。9月には、県内初の線状降水帯による大雨で、いわき市、南相馬市で、雨による床上浸水による被害が発生いたしました。

今月の2日には、防災センターを会場に、防災訓練が実施されましたが、日頃から、災害に備えることの大切さを痛感いたしました。

今週11日には、希望の里学園の前期生による、ふるさと学習で取り組んだ米づくりで収穫したコシヒカリの給食を、田んぼを提供された森永さんとボランティアスタッフ7名でいただきました。前期生全員から、田植えの感想、稲刈りの感想、そして、給食を食べたご飯の感想などの発表がありまして、村内での体験学習、もっともっとたくさん経験してほしいというふうに感じました。

それでは質問させていただきます。

現在、当村において実施されている事業について、一般質問させていただきます。

初めに、中間管理事業について、村内行政区における事業の取組状況について、また、この事業の問題点と、今後の取組について伺います。

2点目は、水田活用の直接支払い交付金について、戦略作物に転換しました場合、助成金の対象となる麦、大豆、飼料作物などについて、転作した面積はどのくらいか伺いま

す。

3点目は、ふくしま森林再生事業について、当村で行われている森林整備事業の現状と課題について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤眞弘議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、農地中間管理事業についてお答えいたします。

農用地を、意欲ある担い手に集積、集約をし、営農の効率化、規模拡大を支援する農地中間管理事業であります。本村においては令和元年度から取組を開始し、令和4年度までに9行政区で405ヘクタールを、令和5年度は8行政区で107ヘクタールを集積し、合計で延べ18回の契約を行い、11行政区で512ヘクタールの集積を実施いたしました。さらに、令和7年度までに2回目以降の事業活用を予定する行政区を含み、14行政区で450ヘクタール程度の農用地の集積を見込んでおります。

課題といたしましては、1点目に、避難指示解除後7年目となる中、村内の担い手の営農規模や品目がおおむね定まりつつあり、特に畑を利用した営農を行う担い手が少ないこと、2点目には、農地中間管理事業を活用した際に、交付を受けることができる機構集積協力金交付事業が令和7年度までの期限付であることと考えております。

1点目については、今後も県やJA等の関係機関とも連携して、営農品目の検討や営農指導を進めるほか、村内外からの担い手の確保や、法人等の新規参入など、幅広く担い手確保に努めてまいります。

2点目については、機構集積協力金の交付を受けるための期限が令和7年12月契約分までであることの周知を図りつつ、集落ぐるみでの農地中間管理事業活用をさらに推進してまいります。

村といたしましては、制度の延長等の要請を継続するとともに、引き続き関係機関と連携を密にし、国の予算動向の把握、担い手情報の収集に努め、各行政区への制度活用の働きかけを行い、最大限に事業を活用できるよう努めてまいります。

次にご質問2-1、市町村における戦略作物に転作した面積はどのくらいかについてお答えいたします。

水田活用の直接支払い交付金の戦略作物助成については、水田を活用しての麦、大豆、飼料作物、ホール・クロップ・サイレージ、加工用米、飼料用米を生産する農業者を支援するものです。

本村の水田における戦略作物の作付面積は、令和5年度の数値で大豆が約16ヘクタール、飼料作物、主に牧草が約113ヘクタール、ホール・クロップ・サイレージが約56ヘクタール、飼料用米が約126ヘクタールで、合計311ヘクタールとなっているところです。なお加工用米については作付がありませんでした。また、このほか、村内水田において、ソバ約50ヘクタール、菜種約6ヘクタールが作付されており、こちらは水田活用の直接支払い交付金の中の産地交付金の交付対象となっております。

次に、ご質問3-1、現在行われている森林整備事業の現状と課題についてお答えいたします。

村は、令和4年度に作成した飯舘村森林再生に向けた検討報告書において、1、原発事故からの森林、林業の再生に向けた施策の推進、2、森林環境譲与税を活用した特色ある事業の推進、3、木質バイオマス発電の安定運営に向けた支援の3つを重点施策として、森林再生を図っていくこととしております。

現在の森林整備の状況としては、平成30年度からふくしま森林再生事業に取り組み、令和5年度までの完了見込みを含めると、草野地区、深谷地区、佐須地区、宮内地区、二枚橋地区を合わせて235.81ヘクタールで間伐などの森林整備を実施しております。特に、令和5年度からは、ふくしま森林再生事業に加え広葉樹林再生事業にも取り組んでおり、今後もこうした制度を活用しながら森林整備を進め、林業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、課題としては、ふくしま森林再生事業の終期が令和7年度とされていることや、林業事業分野の人員不足があるものと認識しております。ふくしま森林再生事業については、引き続き福島県や福島県町村会、被災市町村等関係団体と連携し、事業の延長について国への要望活動を継続してまいります。

以上となります。

4番（佐藤真弘君） 農地中間管理事業について、二枚橋地区が、行政区については11月23日に事業所調印式が行われました。

農地面積の66.364%今回集積されたんですが、残り34%の部分について、本来は自分の土地、畑、田んぼでありますので自分で耕作するのが基本なんですが、避難している方、それから高齢の方は、自分の周りの土地、畑をどういうふうに、今後残った部分の農地を村はどのようにしていくのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 農地中間管理事業の中で対象とならなかったといいますか、現在対象となっていない残った農地についての今後の考え方であります。

まず、第1には、そうした農地に対しても、これから先ほどの答弁にありましたようなやり方を踏まえつつ、担い手を探して中間管理事業の対象としていくということがよろしいかと思えます。つまり、それは農地として活用していくという大前提の下で進めるということでもあります。

ほかに、これも答弁の中に少し触れましたが、そうした農地になりますと、どうしても条件的にほかの農地よりも不利であったり、あるいは先ほどの課題にもありました畑ということで、そこでどうした作物を栽培すればよいのかということも併せて考えていきながら、農地としての活用を図っていくというのが、まず手始めになろうかというふうに思います。

ただ、それでもなかなか農地としての活用が難しいという場合には、作物を一般の食糧作物等だけにこだわらず、例えば、今蔵平で稼働が来年春から予定されております木質バイオマス発電事業であるとか、長泥地区に建設が計画されております堆肥製造施設、こうしたところへ搬入する燃料用の資源作物であるとか、そうした作物の種類とか採算性を見極めて、そういった作物でやっていくという方法もあるのかというふうに思っております。

あとは、これはもう最終的な手段になるわけでありませけれども、どうしても活用が難しいという場合には、林地化等を進める中での非農地証明の形で農地から外すということもありますが、まずは農地を農地として活用するためにはどうしたらいいかというところを軸に考えていくことが大切かと思っております。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 今回の農地集積にかかった分について、税制の優遇措置があると聞きましたが、具体的にどのような優遇処置があるのか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の税制の優遇措置であります、確かに税制の優遇措置が措置されているということは今承知しておりますけれども、申し訳ありません、ちょっと具体的なところが今手持ちにありませんので、後ほど報告をさせていただければというふうに思います。

4 番（佐藤眞弘君） これは令和 7 年度までの事業で、集積できないと機構集積協力金が出ないというような事業になっていますので、村としてもこういった集積がまだできていない行政区に支援をお願いしたいというふうに思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

水田の活用直接支払い交付金について、転作確認が会計検査院の指摘を受けたようですが、当村においてはどのように転作確認をされているか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 水田の直接支払い交付金における転作確認の手法でありますけれども、村では生産者のほうから提出いただきました細目書、作付の計画でありますけれども、それらを基に職員がそれぞれ班体制を組みまして、適宜各地を回って現地を確認しております。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 営農計画書、それから交付申請書の取りまとめとか行っている農業再生協議会の事務局、去年まで J A でやっていたんですけども、今年度から役場のほうに移したということですけども、その理由を伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 再生協議会の事務局を役場に移した理由でございますけれども、これまで細目書の取りまとめにつきましては、郵送を中心に取りまとめをしております、その窓口としては J A、そして役場ということで受付を行っておりました。

ただ、実際に細目書の内容の確認であったり、あとはその後の交付金の手続等については役場がこれまで事務局を、役場において産業振興課の中において業務を行ってきたということから、こちら側で事務局という形で設定をしたほうが効率化といいますか、いだろうということで総会に諮りまして、その場で了承が得られましたので役場に移したということでございます。

以上です。

4 番（佐藤眞弘君） 農業再生協議会の総会の中で、ある村民から農家にとっては J A は生命線ですと、J A の縮小、それから撤退、そういったものがないようにという話もありました。また、新聞等で、1 県 1 J A ということで、統合する話も出ておりますので、これから飯舘村の農業振興、それから再生のためにも J A の支援のほうもぜひお願いした

いというふうに思います。

それから、森林再生事業について、現在毎年約100ヘクタールほど森林再生事業を行っていますが、飯舘村の森林面積7,273ヘクタールあります。これだと、これから72年間かかって森林伐採、間伐を行うというような事業になってしまうので、ぜひこの事業面積を増やす、令和7年度にもう終了の予定になっておりますけれども、これは放射線の遞減にもつながっていますので、ぜひこの事業は継続してやっていただきたいというふうに思いますし、これから事業の規模拡大をできないか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） ふくしま森林再生事業についてのご質問であります。

1つは7年という期限を今後も継続できないか、あと、もう一つは面積を拡大できないかということかと思えます。

まず、7年度の期間についてであります。ご質問のように、令和7年度を今のところふくしま森林再生事業は期限としておりますので、村は、まずはそこまで最大限この事業を活用していくというふうに考えております。

これ以降の部分につきましては、一方では各関係機関等を通じまして、県、国、などに期間の延長を要望してまいるといふふうに考えておりますのが1点と、あと、さらには、先ほどの木質バイオ施設とも関連いたしますが、もしふくしま森林再生事業ということでの終期があったとしても、木質バイオマス事業の中でのFIT価格の中での買取り制度、こういったものを活用しながら森林施業が続けられる体制が取れないかということも、併せて検討の必要があるかと思っております。

もう一つには、このふくしま森林再生事業の中に、答弁の中にもありました広葉樹林再生事業というメニューもございまして、こちらのほうは、県、国からお話を伺いますと、これから事業を拡大していくといひますか、予算を確保していきたいというお話もありますので、こちらの事業のほうを有効に使って森林施業をこれから長く継続させていくという方策、こうした3つのことを基本に考えていきたいと思っております。

あと、面積の拡大についてであります。今のところ、約100ヘクタール規模で当面やっていきたいというふうに考えておりますが、答弁の中にもありましたように、それを請け負う森林業者さんのほうの体制の確保というものを併せて整備する必要があるかなと、そこが充足されてこないと、なかなか面積だけは増やせないかなというふうに考えておりますので、このあたりのところは、いろいろ県の林業アカデミーなどで林業の担い手育成についてのカリキュラムや場なども設けられているようでありますので、こうした制度をそうした森林施業の方々にも活用していただき、担い手を増やしていただきながら体制を整備していただいて、村のほうの面積拡大の計画に沿って施業をしていただけるように努めていただければありがたいなというところでございます。

以上です。

4番（佐藤眞弘君） 震災以降、村内の専用林道の整備はしていないというふうに認識していますが、これから森林再生事業、また木質バイオマス発電の整備等の施策事業に関しまして、専用の林道、この整備が必要になると思ひますし、村内の山を見ますと伐期を迎えている山もかなりあります。ぜひとも、11トン車が入れるような専用林道の整備をお

願いたいと思います。

今後これに関して計画を検討されるか伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） これから飯舘村の森林整備を進める中で、林道の整備ということで、非常に重要な視点かと思っております。

実は、今年の11月27日に飯舘村森林組合からいただきました本村森林林業の再生に向けた林業施策の実施と国、県への要請に関する要望書の中でも、林道整備をしてほしいということで要望が上がってきているところでもあります。これに対しましての対応策といったしましては、実は林野庁の補助事業の中に、森林資源循環利用林道整備事業という事業がございまして、これを活用した林道整備ができないかということ、今後検討してまいりたいというふうに思います。

ただ、この事業を実際に実施するまでには、その前段の事務等で、短くといえますか、一般的に見積もっても四、五年の年月がかかるということでありますので、長期的に今後の森林整備計画を見据える中で、こうした林道整備が必要な場所を特定し、こちらの事業を活用していくというやり方で考えてまいりたいと思っております。

者の高齢以上です。

4番（佐藤真弘君） この3つの事業、現在の飯舘村にとって大変重要な事業でございますので、広く住民、村民に周知していただいて、農業の再生振興、そして林業の整備等、森林の有する多面的機能を維持しながら森林再生を図っていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部より答弁ありませんか。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど、2点目の事務局の移転の中で、役場に持ってくるということでお話をいたしました。

ただ、これによりまして全くJAがこの事業に無関係になったかといいますとそうではございませんで、引き続き細目書の取りまとめ等、事業等にはご協力をいただける旨お話をいただいておりますので、付け加えてご答弁申し上げたいと思っております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤真弘君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

（午前10時24分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前10時40分）

議長（高橋孝雄君） なお、先ほど佐藤真弘議員に対しての産業振興課長からの答弁を求めます。

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど佐藤真弘議員の一般質問でありました農地中間管理事業における税の優遇制度につきましてお答えをいたします。

優遇制度につきましては2つありまして、まず1つが、機構に農地を貸し付けた場合の

課税の軽減措置ということで、これは固定資産税が対象になります。要件は、所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を新たにまとめて貸し付けることということで、これを10年以上の期間で貸し付けた場合は、3年間にわたり2分の1の軽減を受けることができるというものであります。

もう一つが、贈与税、相続税の納税猶予の適用を受けている方が機構に農地を貸し付けた場合には納税猶予が打ち切られないというものであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） それでは、続いて9番 佐藤健太君の発言を許します。

9番（佐藤健太君） 議席番号9番 佐藤健太です。

令和5年12月定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

今年も早いもので、残すところあと半月ほどとなりました。非常に目まぐるしい社会情勢の中で、様々な課題の山積する本村において、今年1年も村政運営にご尽力いただいた村長はじめ、職員、関係各所の皆様、本当にお疲れさまでございました。心から敬意を表しますとともに、さらなる村政発展のため、重ねて尽力いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

私からは今回は7項目8点の質問でございます。

1つ目、きこりの運営について。

きこりの宿泊棟の建設が進んでおりますが、震災後、素泊まりの状態が続いています。今後、合宿生であったりさらなる一般の方々を受け入れるに当たっても、食事の提供ができるよう再構築が必要であると思っておりますが、村の考えを伺います。

2つ目、村民の森あいの沢について。

現在、あいの沢の再整備に向けて、全体計画の策定が進んでいると思っておりますが、どのようなコンセプトで、どのような計画が進んでいるのかを伺います。

3項目め、村のゼロカーボン政策について。

3-1ゼロカーボンビレッジいいたでの宣言後、具体的にどのような取組を行っているのかを伺います。

3-2、森林資源の豊かな本村は、J-クレジットの制度を積極的に活用すべきと思いますが、取組は行っているのかを伺います。

4項目め、木質バイオマス発電所について。

本村の木質バイオマス発電所が来年度の稼働に向け建設が進められておりますが、発電に伴った廃熱の利用はどのように考えているのかを伺います。

5項目め、飯舘村の公式LINEについて伺います。

本村の公式LINEアカウントの運用が開始しておりますが、現在どのように運用をしていて、今後、どのように活用していくのかを伺います。

6項目め、支援金の申請について。

現在商工会で申請の受付を行っている飯舘村未来へつなぐ商工業支援金の申請書の中の、村と事業者の防犯連携・防災連携届出書の防災連携の3、防災体制協力の（1）社員が村の防災メールへの登録を行うが必須項目となっております。これについて、現在、メー

ルを使う方よりLINEなどのSNSツールを利用している方が多く、メールのアドレス自体を持っていない方や、またメールを使わない方、またメールを開かない方もおられると思います。そういった中で、今回の届出書の必須項目の村の防災メールの登録のみでは、事業者が大変この登録に苦勞する、そして時代にマッチしていないと思います。

この場合、村防災メール、村公式LINE、電話番号によるショートメッセージシステムなど、幾つか選べるようにしたほうが良いと思いますが、村の考えを伺います。

7項目め、村政運営について。

杉岡村政がスタートして3年が過ぎ、来年度は1期目の最終年度となりますが、ここまでの課題と、来年度の予算編成に向けての考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 9番 佐藤健太議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、宿泊体験館きこりでの食事の提供についてですが、きこりでの食事の提供につきましては、現在きこり内のやまぼうしにて軽食の提供ができるように準備を進めているところであり、このたびの12月議会補正予算にて、軽食の提供のために必要となる厨房機器や食器類の取得のための予算を計上させていただいてるところであります。今後もより多くの方々に快適に利用していただけるような工夫をまいります。

次に、ご質問2-1、あいの沢の再整備についてお答えいたします。

あいの沢の再整備につきましては、令和4年度において、アンケートやヒアリングを踏まえて、村民にとって親しみやすく生きがいにつながる、様々な集客イベントが実施できる、周辺施設との連携が生まれるなどといったコンセプトをまとめ、あいの沢が持つポテンシャルをより一層生かし、観光交流のにぎわいの拠点として再活性化するための基本構想を作成いたしました。令和5年度におきましては、基本構想に基づき、具体的な計画化に向けて、情報収集や先進地の視察、財源確保に向けた取組や、国県への要望などを行ってきたところです。

今後につきましては、財源のめどがついたときに速やかに事業を行えるよう、準備を進めてまいります。

次に、ご質問3-1及び3-2については、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ご質問3-1、ゼロカーボンビレッジいいたでの具体的な取組についてであります。村では、令和6年春稼働に向けた蕨平地区における木質バイオマス発電事業や、令和7年度竣工を見込む長泥地区における資源活用型堆肥製造施設、八木沢地区における野馬追の里風力発電事業立地協定に基づく取組などを、カーボンニュートラル社会の実現に向けた構想を有し、多様な資源を有効に活用するSDGsにも通ずる企業立地を進めております。

また、令和5年度においては、ゼロカーボンビレッジ宣言に基づくアクションプランとして、村民をはじめとする様々な主体による具体的な取組や目標を示す、脱炭素実行計画の策定を進めております。

次に、ご質問3-2、J-クレジットの取組についてであります。

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や、再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であります。この認証されたクレジットは購入、販売することができ、温暖化対策法に基づく報告の排出係数の調整やカーボンオフセット等、様々な用途に活用できるものであります。また、クレジット購入代金はクレジット創出者に還元され、さらなる二酸化炭素等の排出削減吸収の取組や、地域活性化等に生かすことができる仕組みであります。

村といたしましては、脱炭素実行計画を策定した上で、村民の福祉向上につながるJ-クレジットの取組について、各関係機関と連携した検討を進めてまいります。

次に、ご質問4-1、木質バイオマス発電所についてお答えいたします。

現在、蔵平地区に整備が進められている木質バイオマス発電施設、飯舘みらい発電所がありますが、整備事業公募の際に、村が構想する未来志向型農業の実現に向けて、排熱を農業利用することが提案されており、これまでプラントの整備と並行して検討が進められております。

なお、現在、村のゼロカーボン宣言に資する取組として、木質バイオマス発電施設からの低温域の排熱と二酸化炭素を吸着材を用いて運搬し、施設園芸などに利用するという新しい形態での熱利用を想定しており、実用化に向けた取組を進める必要があります。このため、村といたしましては、発電事業者とともに福島国際研究教育機構、通称F-REIや、国の研究機関との連携、協力に向けて取組を進めているところであります。

次に、ご質問5-1、飯舘村の公式LINEについてお答えいたします。

村の公式LINEについては、10月から試行運用を開始しており、本日現在まで住民の皆様をはじめご登録いただいた皆さんからご意見を伺い、トップ画面のタッチメニューなどの構成を検討してまいりました。

今後、改善策を反映し、12月20日以降の広報やお知らせ版等で広く周知するとともに、スマートフォン教室を開催することで村公式LINEの利用を促進し、村の情報発信に努めてまいります。

次に、ご質問6-1、村と事業者の防犯連携・防災連携に係る防災メール登録についてお答えいたします。

村の防災メールについては、連動する広域消防発信情報及び気象庁発信情報が自動送信されるようになっております。また、火災情報や事故状況、各種警報及び霜注意報等に加えて、Jアラートとの連携により、緊急性の高い気象情報や緊急地震情報についても、同様に即時自動送信をしているところです。

なお、これらの緊急情報等を配信する主体である国や公益団体において、当時としては安定した情報共有ツールとしてeメール方式を採用していたことから、現時点では、本村においてもeメールによる防災メールを運用しておりますが、今後、村公式LINE等への情報連携について、ランニングコスト等の費用面を含めて検討してまいります。

なお、住民の身の安全を守る上で重要な情報であるとともに、昨今頻発する自然災害により多くの方々が被害を受けておりますことを踏まえ、これを機に、まずは村防災メー

ルへの登録についてご協力をお願いするものです。

次に、ご質問7-1、ここまでの課題と来年度の予算編成に向けての考えについてお答えいたします。

村長に就任して10月末で3年が過ぎました。飯舘村は震災後、復興関連事業に集中して取り組んできましたが、私の就任直後からは、新型コロナウイルス感染症対策や、マイナンバー制度など、国の方針により緊急的かつ集中的に対応すべき事項が加わる中、特にコロナ禍において住民の皆様とのコミュニケーションの場が制限されたことは、大きな損失であったと考えるところです。

なお、そういった社会情勢の大きな変動に対応しつつ、第6次総合振興計画の中間見直しを進め、人口動態の将来予測と人口目標という、これまで村民の皆様にお示ししてこなかった最重要項目を明示したところです。

したがって、令和6年度は、第6次総合振興計画後期計画に基づき、村民をはじめとするふるさとの担い手が主役かつ担い手であることを実感する施策展開に向けて、健康寿命を延ばすための取組、子育て支援、村内の住まい、暮らし環境の向上対策、村内外の関係人口増加策等に引き続き取り組むとともに、企業誘致や担い手育成などの雇用、生産人口を増やす取組等、村民の今を支えつつ村の将来の布石となる施策に重点的に取り組んでまいります。

以上となります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、きこりの運営について再質問させていただきます。

やまぼうしの営業がスタートするという一方で、軽食を提供するという一方でありますけれども、やまぼうしの営業時間やメニューなんかはある程度決まっているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） やまぼうし営業については、きこりの利用時間帯の部分について提供できるようにということで考えているところであります。

ただ、内容につきましては軽食というようなことで、うどん類とかカレー類とか、そういった簡単に、例えば電子レンジで温めるだけで済むようなものとか、ゆでるだけとか、そういった簡単なものというようなことで考えているところでございます。

9番（佐藤健太君） きこりは、震災後食事の提供がなかなか難しくなって、ようやく少しずつ食事の提供ができるようになるということは、非常に喜ばしいことだというふうに思う一方で、やっぱりどうしても宿泊施設という部分で、日中の利用、もちろんあそこは岩盤浴等もあるので、風呂もあるので、日中利用する方もいらっしゃると思いますけれども、やはり宿泊にいらっしゃる方という部分が非常に使い勝手のいい場所だと思うんですけども、ずっと食事の提供ができないでいるということが、私は大きな課題だなというふうに思っていて、特に近隣にコンビニだったり飲食店がないという施設において、朝晩の温かい食事が提供できるというのは、やっぱりとても大事なことで、非常に重要なことなのかなというふうに思っています。

私も、例えば各種団体等で利用するとき、やっぱり食事の提供がないのでほかのどこ

ろで会合を設けるとか、あっても例えばお弁当にして、食事をしないまま持ち帰ってしまうとか、そういったことがずっと続いてきた部分もありましたし、例えば法事だったり法要という部分も、ああいう場所、せっかく2階を改装して使い勝手がよくなった部分もありますし、そういった部分で使っていけたり、1階の和室なんかも、またさらに使っていくためには、やっぱりきこりのあの施設、食堂も含めてもう一回再開できるようにしていくべきじゃないかなと私は思うんですけども、今それができないでいる原因という部分と、今後再開する見込み等があるのかどうかということ、まずお聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどのやまぼうしの時間帯ですが、きこりの運営時間ということで申し上げましたが、そうすると24時間ということかというようなことにもなりますが、そうではなくて、その中で従業員が対応できる時間帯ということになりますので、それについては改めて後ほど確認をさせていただきたいと思います。

やはり宿泊者の対応となると、朝晩というような、議員おただしのとおりでありますが、なかなかやまぼうしではそこまでは、やはり対応はできないということになります。改めて調理師を探して、きちんとしたつくられた料理提供、本来の料理提供というようなことが必要だろうというようなことでは考えておりますが、なかなか人材についてあらゆる方法で探しているところでもありますけれども、給与面とか待遇面、そういった部分について適切な人材、適所人材がいるかという部分で、なかなかマッチした方が見つからないというのが現状でございます。

今後につきましても、その辺を、地場のいろいろな情報を得ながら探してまいりたい、見つかり次第、事業を、そういった食事提供の部分を再開したいというふうには考えているところでありますが、そういったなかなか難しい現状であるということでご理解いただきたいと思います。

9番（佐藤健太君） なかなかあそこで働いてくださる方、給与面も含めてですけれども、なかなか難しいという現状を今お聞かせいただきました。

一本釣りで探してくるといのは、やっぱりなかなか難しいのかなと思いますので、例えば、大手飲食店といいますか飲食業に業務委託をかけて、ある一定期間担ってもらうとか、そういった取組もしかしたら必要なのかなというふうに考えるところでもありますし、そうなれば、食材の提供であったり、いろいろな部分で費用は発生してくると思いますけれども、そういった方法も一つの方法なのかなというふうに思いますし、この次の質問にもありますけれども、あいの沢全体も含めた計画の中でどういった位置づけに食堂をしていくのか、きこりをしていくのかということが、やっぱり大事な計画だろうと思いますので、その中で、例えば、村外からいらっしゃった方に提供する食事が必要なのであれば、そういったメニューも必要でしょうし、村の方たちに来てもらうというのであれば、また別なメニューも必要でしょうし、そういった部分で、非常に多岐にわたる検討にはなると思いますけれども、ここはぜひ検討を進めていただいて、食事の提供をしっかりとできるような施設に早急につくり上げていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、村民の森あいの沢についてということで、今きこりのこともありますので、ちょっと重複するところがあるかと思えますけれども、きこり、今答弁の中で、村民にとって親しみやすく生きがいにつながるという部分とか、様々な集客イベントが実施できるであったり、周辺の施設の連携ということで、コンセプトを今まとめているというふうなところでもありますけれども、やっぱりコンセプトは結構大事だなと思っていて、どこに軸を据えてあの一帯を整備するのかということは、やっぱり早く決めて動かないと全てが中途半端になってしまうんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、村民のための施設にするのか、村に人を呼び込むための施設にするのかで、多分つくりも違ってくると思えますし、必要なものも変わってくると思えます。この辺も含めて、今どのような考えでこのあいの沢について考えているのか、もう少し詳しくお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのように、あらゆる部分で全て網羅するというようなわけには、やはりいかないというようなことではあります。

ただ、今までの村民への聞き取り調査、あるいはニーズ調査、そういった部分を含めると、やっぱり村民も今までのあいの沢を大切にしたい、また活用していきたいというような思いも強い部分でありますし、また交流人口、それから、移住定住につながるような、そういった策も検討しながら活用していかなければならないというの、また一つ大きな部分であります。

なかなか、その全体というようなことにはいかないわけではありますが、村民がやはりあいの沢ってよかったなというような部分での生きがいになるような、活性化してよかったというような部分も大切に、また多数の集客というのも含めながら、どの辺で折り合いがつくかというような部分もあるかと思えますけれども、あいの沢の今まで持っているようなポテンシャル、水辺があるという部分とか、あとは近くに山林など散策するようなコースもある、また、夜については星空がすごくすてきだというふうな、そういった部分を最大限に生かせるような施設づくりを目指していきたいというふうに思っているところであります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

先ほどのきこりとちよつかぶってしまうんですけれども、宿泊体験館きこりという名前がついています。私たち子供の頃、よく子供会とかであいの沢使わせてもらって、ロジとかそういったところに泊まらせてもらった記憶がすごくあって、すごくいい思い出があります。あとは、炊事場でいろいろバーベキュー的なところをやったりとかして、鍋洗ってこいとか言われて鍋洗ったりとか、いろいろなそういった記憶がよみがえってくるなと思えますけれども、ああいった部分というのは、施設全体でこれからも再開していく予定でいるのかどうかということもお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） あいの沢整備については、やはりきこり等も含めた全体的な構想の中で連携をしながら、きこりも含めてどういった活用をしていくべきか、先ほどあった食事提供なども、あとはお風呂、入浴施設とか岩盤浴施設、そういった部分も、キャンプに来ていただいた方に当然活用をしていただかなければならないというように

思っておりますので、そういった全体的な計画の中で必要なものを整備していきたいと、今考えている部分であります。

先ほどあったロッジとか、そういった部分についても、やはりある程度の数、外でみんなが集まって楽しめるような施設も必要でありますし、家族でのキャンプというようなことも、個人でのキャンプというのも大切だと思っております。そういったニーズを再度基本計画の中でしっかり整理しながら、全体的な構想として、計画として考えてまいりたいと思っております。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

ここまで基本構想をつくるに当たって、情報収集だったり先進地の視察ということで答弁ありましたけれども、例えばその先進地の視察という部分で、どういったところに行ってきた、どういったものを見てきたのかという部分がもしあれば教えていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先進地視察であります。

昨年度実施しました基本構想策定の中で、村のこういったキャンプ場整備、そういった部分でご意見やら、そういった体制づくりについての、そういった部分で協力できる企業等がないかというような部分も併せて調査したところでありますが、その中で、今後村の復興なり交流人口、飯舘村のために何か力になれないかという考えがあるんだというような企業さんから申入れというか、ぜひ協力したいというような部分がありましたので、その業者さんを通じて、今回研修先は富士西湖のほうにあるキャンプ場、そのキャンプ場の施設研修をしまいったところでもあります。

やはり、なかなか村が目指しているものよりは規模がかなり大きい部分もありましたが、その中でもやはり村に適したような施設、こういった部分が参考になるという部分は研修をしまっておりまして、そういった部分を参考にしながら、またそういった企業のご意見をいただきながら、今後しっかりと基本計画を策定してまいりたいと思っております。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

ぜひ飯舘らしい、周りのほかの先進地もかなりいいところたくさんあると思いますけれども、その中でもやっぱり飯舘らしい、どこに売って出しても負けないような施設ができることが、恐らく村民にとっても誇りにつながりますし、またそこに来てくれというふうにしつかりとアピールできる、PRできるような場所にあると思いますので、ぜひ力を入れて、あいの沢の開発に向けて、再整備に向けて進んでいただきたいというふうには思っております。

続きまして、3、村のゼロカーボン施策について何点かお聞かせください。

この脱炭素に当たってですけれども、2番のほうかな、2番の質問、回答のほうになっておりますけれども、脱炭素実行計画を策定ということでもありますけれども、これは具体的にいつぐらいまでにその計画を策定する予定でしょうか

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 脱炭素実行計画の策定であります。9月29日付で業者のほうに脱炭素実行計画策定支援業務のほうを委託してきたところでもあります。

この中で、策定業務、基本的には年内に推進してまいりたいというようなことでおたわけですが、なかなかそういった協議、その中で計画策定、仮称であります但し実行計画協議会というような立ち上げをして、協議会の中でいろいろ計画の中を整理して進めてまいりたいというようなことでおたわけですけども、なかなか年内には難しいというような状況になっているということで、ちょっと期間を延長しまして、今年度いっぱい、3月中までに期間を延長して、その中で協議会を3回開催をし、策定していきたいというように考えているところであります。

現在業者を通じてベースの部分を行内の職員と業者間で詰めて、それを今度協議会の委員を選定して、その中で協議を図って煮詰めていきたいというようなことでおりますので、現段階では、他の自治体等の状況も踏まえて参考にしながらベースづくりを進めているというような段階でございます。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

その脱炭素実行計画の中には、J-クレジットに関する議論という部分は入っていたんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 脱炭素の中で、当然J-クレジットの部分についても考えていかなければならないというようには考えているところであります。

J-クレジット部分についてもこの計画の中でしっかりと考えてまいりたいというふうには思っているところです。

9番（佐藤健太君） このJ-クレジットですけども、国が認定する制度ということで、公式なものでありますので、ぜひ村としても、登録をまずしなければならないという順番があるので、この辺は早く動き出していただかないとなかなか認証が取れずにスタートできないという部分もありますし、ぜひ、検討するにしても早く検討していただいて、計画にのせていかないとならないというふうには思っておりますし、この認定取ったからといってすぐに収益につながるかといったら、またそうではないと思いますので、その辺も時間がかかる部分もありますので、早め早めに検討していかないとどんどん立ち遅れていってしまう部分がありますので、ぜひ早く検討にのせていただければなというふうには思っています。

このJ-クレジットですけども、村の村有林だったり民有林、そういった部分のフル活用という部分では非常に大事ななというふうには思っていますし、山をしっかりともうかるフィールドにつくり直して、山の価値を取り戻していくということが必要なんじゃないかなと思いますけれども、村としてはこの辺どう考えているんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まさに山の活用、民有林の活用をどう考えているのかということですが、どうしても東日本大震災、それに伴う発電所の事故以降、放射能の関係もありまして、林業というものがずっと停滞してきたということがございます。

一つの解決策としては、来年の春稼働を予定しております木質バイオマスへの燃料として供給をするという道があるかと思っております。これについても議論ありますように、年間100ヘクタールを一つの規模としまして、今後バイオマス稼働する20年間、さらには20年間を過ぎた後も、もし可能であれば継続してという形でありますので、そうしたバ

イオマス施設の連携と今ある交付金の有効活用、これをうまく使いながら、今議員がおっしゃったように、山の価値をもう一度見出していくということに進めてまいりたいと思っております。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

ぜひ、山の価値をもう一度見直していただいて、せっかく村として物すごく大きな財産になりますので、再度、詳しく検討していただきたいと思えます。

また、先ほど、眞弘議員からもありましたけれども、植林した木の伐期時期も迎えているところもたくさんあるというふうに感じていますので、この伐期時期を迎えているものに関して、間伐のみならず全伐をして、新しく山をつくり直すということ、これは、例えば植林をすることによってのJ-クレジットの獲得ということもできますので、その辺も含めても、もっと具体的に大規模にやってもいいのかなというふうに思っています。

というのは、企業としてはRE100を達成しないと、輸出等々で部品の輸出がなかなか難しくなってくるという現実があって、海外に工場移転してしまったりということで、日本の産業自体が海外に流出していくというようなことを抑えていくためにも、地方の山を最大限使うということは非常に大事なことだと思いますので、その辺の一端を村としても担えるような、そういった仕組みづくりという部分も、必要とされる村づくりにとっては非常に大事なかなと思いますので、そういった面でのJ-クレジットの認証を取って、しっかりと企業に対してCO₂の削減を提供していくというようなことができれば、なお村の価値も上がってくるのかなというふうに思っています。

これに関して、もし村として意見があればお願いしたいと思えます。

村長（杉岡 誠君） 森林の再価値化ということで非常に大事なお話いただきましたが、私も広報のほうに、以前農地や森林等々に再価値化をしていくと、価値を生み出すということが非常に大事だということを書かせていただいたんですけども、今言っていたような形で、村内の一般の事業者の方々にとっても森林を活用した動き、あるいは場合によっては農地を活用した動きというのが、いろいろな意味で価値化につながるという非常に大事なお話をいただきました。それに向かって、村としても今まで農業は農業行政、農政ですね、あるいは林業は林業行政という形で縦割りで見てきたんですけども、なおそういう全体的な価値観を上げるための取組としては、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、全伐とか植林というお話ありましたが、さすがにそれは村で一方向的に決められるものではないものですから、事業者さん側でできることというのを、ある意味リサーチをしながら実行可能な計画にしていくという部分、あるいは、こういうことができたならばということで、先行きを見込みながら大きな目標を掲げていくという部分、両方あるかと思えますので、そういう観点でしっかりと計画をまずつくってから、J-クレジットに向かっての勉強も並行しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） ありがとうございます。

この J-クレジット、収入いろいろな方法に使えらると思います。例えば、ちょっと調べたところだと、県内で言えば喜多方でも J-クレジットの制度を利用して林道の整備を行ったということもあったようですので、本当に近隣でも、今急速にこの J-クレジットの促進が進んでおりますので、ぜひアンテナを張っていただいて、様々な収入が得られれば、例えば、植林する苗の補助にも使えたり林道整備に使えたり、先ほどの搬出路の整備に使えたりということもあると思いますので、ぜひその財源確保の一端を担える部分にもなってくると思いますので、この辺の構築をしていただければというふうに思います。

続きまして、4 番、木質バイオマス発電所についてであります。

現在整備が進んでいて、来年稼働ということで動いているわけですがけれども、廃熱を利用したという部分で、移動式で熱源を移動して使うという部分を今検討しているということでもありますけれども、この熱源を熱源としてだけじゃなくて、また熱変換機を使ってまた別に、例えば冷房として使って保冷庫のようなものもできると思いますし、1 個の考え方だけじゃなくて、やっぱりもっともっと広く、いろいろ幅広く検討してもいいのかなというふうなところでもありますし、まさに先進地の取組としてできる格好の場所でもありますので、そういった部分も今後検討していただきたいというふうに思いますがこれに関して何かあれば。

産業振興課長（三瓶 真君） 廃熱利用の多面的なといいますか、多角的な捉え方ということであろうかというふうに思っております。

まさにこれらの廃熱の利用につきましては、加温のみならず、熱変換によりまして冷却、冷房にも使えるということで、実は 1 例をとある市において見学をしてみました。今答弁しましたように、実際の熱の取り出し方であるとか、その活用につきましては今後中身を検討していかなければならないんですが、その過程におきましては、加温だけではなくて冷房、冷却ということについても加えて検討していくということについては、非常に有効であるかと思っておりますので、その考えも踏まえながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

9 番（佐藤健太君） 昨今温暖化によって夏の気温上昇が著しい部分もありますので、熱害という部分で農作物、かなり被害を受ける可能性もありますので、その辺に対応できるような、そういったものも今後必要になってくるのかなと思いますので、ぜひ検討のうちに入れていただければというふうに思います。

続きまして、5 番、飯舘村の公式 L I N E についてお伺いをします。

公式 L I N E、スタートして、私も登録をさせてもらっていますけれども、こちら結構まだ発信の頻度が少ないなというふうに感じているんですけれども、この辺の発信の頻度という部分は、今後どのくらいにしていこうかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） L I N E での村からの情報発信の頻度であります。

なかなか情報を流すのが、回数が少ないというふうな部分は担当課としても思っている

ところであります。現在のLINE、稼働し始めて、担当職員が随時情報を各町内の情報を取りまとめた中で発信しているという状況で、なかなか、そういった人力の部分で、なかなか思うようにいっていないというような現状であります。

基本的に庁内の各課どこからでも、担当などを置いてLINEとかホームページなどで発信できればいいというふうには考えているところではあります。それぞれの業務の中で、なかなかLINEの使い方ですか、使用の仕方なども含めて、なかなかそこまで至っていないというのが現状であります。

今後、庁内で再度県と協議をしながら、どのような発信方法がいいのか、やっぱり即時に、また早めに、できるだけ早い時期に情報をアップできるような形が望ましいというふうに思っておりますので、再度庁内で検討させていただきたいと思っております。

9番（佐藤健太君） この情報発信についてですけれども、結構行政から発信という、難しいだろうなというふうに私も感じていて、どこでどう、どこまでの決裁をもらうかというところもきっとあると思うんですけれども、この辺、何か早く検討して、上までいってからじゃないと情報が出せないという部分だと、どうしても発信も少なくなりますし、発信の内容もどんどん限られてしまう部分があって、見ているほうもなかなか情報が届かなかったり少なかったりという部分で、ちょっと見なくなってしまうということもあると思いますので、ぜひある程度の頻度で情報が届くような仕組みを構築していただけるとありがたいというふうに思います。

このLINE、例えば渋谷区では、LINEの利用は、例えば住民票の写しの請求なんか、そういった部分の行政サービスの一環も担えるような構築をしていたりとかもしますので、より便利なツールとして使っていける可能性は十分にあると思いますので、この辺の発信の仕方であったり内容という部分も、もっともっと詰めていってもいいなというふうに思っています。

この次の質問にもあるんですけれども、やっぱり今村内でLINEを使っている方は結構多いと思うんです。いろいろな団体も、結構LINEのグループを組んで情報のやり取りをしていますので、その辺でLINEをもっともっと村としては活用しても、僕は、情報はより村の中の情報が回るんじゃないかと思っておりますので、ぜひこのLINEの活用を進めていただければというふうに思います。

LINE活用するに当たっては、やっぱりお互い友達になっていないと届かないという部分もありますので、いかに登録をさせるかという部分も大事なことだと思いますので、この辺も含めて、担当課のみならず、さっき言った、全庁にわたっているいろいろなところでLINEの登録を進めていくような動きを取ってもらったりとかするのも一つの方法かなと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、6番に移ります。

6番、支援金の申請についてということで質問させていただきました。

商工会の支援金について、私、うちの会社でも申請を出そうかなと思っていただんですけども、防災メールという部分で商工会から登録をしてくださいということで承ったわけですけれども、「俺メールしねえがらメールアドレス分かんないんだ」という人も

いたりとか、いろいろいらっしゃると思いますし、うちのような人数が少ない事業所は、まだそれでも登録の仕方を教えたりとかしながらやることは可能かと思いますが、一方、100人、200人という社員がいらっしゃるところで、それをやって20万円申請するというそのコスト、手間を考えると、申請はしないほうがいいというふうになってしまうとそれこそもったいないなというふうに思いますので、この辺をもう少し緩和できるような考えがないのかということをお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） 情報ツールとしてのLINEの活用というところを条件にしているということなんですが、防災メールですね。

村のほうで、今回この補助金といいますか支援金を出すに当たって、やはり商工業者の方々に、なるだけ村の行政に関わっていただきたい、関心を持っていただきたいということで、この防災と、それから、別に防犯、そちらについての協力ということでの手段で上げさせていただいたものであります。

ご指摘のように、LINEの有効性について非常に認識しておりまして、幹部職の連携についてはLINEで行っておりますし、また行政区長会、こちらについても緊急時の連絡についてはグループLINEということで使っております。ですので、非常に有効だというふうには認識をしているところでございます。ただ、今現在課題としましては、防災メールですね、今、いわゆるJアラートと直結をしているんですね。国からの連絡も、それから緊急の気象情報、警報関係、そういったものは全て、即時、ダイレクトに防災メールのほうに連携して入ってくるというところがありますので、その部分で、まずこの防災メールのほうを普及させたいというところでもあります。

ご指摘のように、LINEという方法も考えてはみたいと思うんですが、今のところコストの面で、そちらのほうでちょっと今検討中ということでもあります。いずれにしても、単線ではなくて複線化が必要だというふうに思います。LINEでも入る、防災メールでも入る、そんな形で対応できないか検討してまいります。

9番（佐藤健太君） ご答弁ありがとうございます。

そういった場合、やっぱり複線を張っていく場合は、やっぱり今回のこういうものに関しても、このペーパー、こういったペーパーもらって、QRコードを読み込んでメール登録してくださいとありますけれども、ここにLINEとかいろいろなものを追加して、選べるようにしていただきたいと思いますと思います。防災メール登録をしているけれどもLINEも登録するというような、そういう複合的に登録も可能だと思いますし、1個どれかということじゃなくて、複数登録しても別に悪くはないわけで。

この辺、もっともっと選べるようにしておかないと、これに登録できないから、申請取り下げなきゃいけないのかとか、補助金が返還しなきゃいけないのかとか、そういった不安を抱えてる方も中にはいらっしゃいまして、商工会にも問合せが来ているということなので、この辺、もう少し目的を間違えないように、ぜひ構築していただきたいと思っております。

このQRコード私も読み込んでみましたけれども、空メール送ってくださいって書いてあるんですけども、空メール送れないんですよ。送れない携帯と送れる携帯があっ

たり、何か文字を入力しないと送れないということがあったりとか、いろいろなパターンがあつて簡単じゃなくて、私は結局アドレスを手打ちして送りましたが、この辺、もう一回ちゃんと確認をして、登録してもらうのであれば確認をしてやっていただきたいと思ひますし、情報を末端まで届けることが目的なわけですから、もっともっと幅広く届けられるような仕組みを構築することが大事なんじゃないかなと思ひますので、その辺、もう一度検討する余地があるのかどうかお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） ご指摘のとおり、多様な情報を得る手段ということが大事だと思ひますので、今し方、課長のほうからご答弁申し上げたとおり、LINEも含めて様々なことは検討させていただきたいというふうに思ひます。

なお、震災後、これだけ村民の方々が多く、場所に散らばっている情報の中で、村からいろいろな緊急時の情報をどういうふうに伝達するかというのは非常に大きな課題で、今のところ村は実はできていない、郵便とか、そういう時間がかかるものしかできていないというのが現状です。震災前、村内で様々な情報は、区長さんを通じて各班長さんとか組長さんを通じて口伝えにやるという、非常に有効な人的な動きがあつたわけですが、今はそれを期待できる状況ではないというのがありますので、まずは今あるツールを知っていただきたいということをお願いしているわけです。

震災前から、実は防災メールは運用しているんですが、いまだに登録数が少ないという状況がありますので、まずはこういうことを投げさせていただくことで、どれぐらい登録にご協力いただけるかということをお話したいというふうに思ひます。

全村民の方々に緊急時の情報を届けるというのは、村として絶対的な責務であるにもかかわらず、それができていないという反省に立つた部分で、こういう試的な取組を商工事業者の方々にお願いをしているということでもありますので、今いただいたような、こういうことで使いづらい、あるいは登録ができないというお話をしっかり受け止めさせていただきながら、その改善に向けても、あるいは新しいツールの導入についても検討させていただきたいと思ひるところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

あと、これは防災メールですけれども、例えば今回、会社の社員さんに登録をしてもらうということですが、村出身、村にいる社員さんで村の情報が欲しい方であれば、ぜひ登録を勧めたいということなるんだと思ひますけれども、例えば村外から通っていらっしゃる方で、私はいろんな情報要らないよっていう方がいた場合に、なかなかこの補助金の申請に苦労するっていう部分があつたりとかするので、この必須項目っていう部分が、商工会として必須項目が入っていれば必ずこれは達成しなければならないというふうに思ひわけで、ここをどういうふうに考えるかということだと思ひますけれども、この辺もう少し緩和できるかどうか、必須項目外して、もう少し柔軟にできるのかどうか。この辺も含めて検討していきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今回必須項目ということで非常に義務的に受け取られるというのは非常にありがたいことではありますが、おっしゃるとおり、できない方、あるいは必要でない

方というのは、村外から、村の外の住民票を持ちながら働きにくる方にとっては必要ないのではないかという話がありますが、村の防犯とかあるいは防災情報というのは、そういう方々にとっても非常に大事な部分でありますし、そういう方々のご助力をいただいて村の中の防犯の足りない部分、あるいは防災の部分についてご協力いただけないかというのが今回の趣旨でありますので、できる限りのご登録をやはりお願いをしたいと思っております。

ただ、これ強制のように見えますけれども、実際強制力というのがどこまで働くのかというのは事業者の社長さんなり、その事業者の方のご判断ということがありますので、一定程度そこにお任せをしたいなというふうに思います。ただ、やらなくていいよということが周知されると困るものですから必須項目の中に入れていただきましたので、ある意味で努力項目だという見方もできるかと思いますが、まずは一旦、ご登録のお願いをさせていただいて、その結果を見ながら、改善ということを図らせていただきたいと思いますというふうに思うところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） その件に関して承知いたしました。

続きまして、7番、村政運営について質問いたします。

村長就任して3年が過ぎてということでご答弁いただきましたけれども、いろいろ課題が多い中で、コミュニケーションをなかなか取りづらい状況が起きていたということは、私たちも非常に大変な思いもしましたし、議員の皆さんたちも、職員の皆さんたちも、それぞれやっぱりなかなか住民との距離感がなかなか詰められずにいたというふうに私も感じています。

4年目、1期目の最終年度ということで、今ご答弁いただきましたけれども、来年度具体的に示せるとしたら、どのような村長として思いを持った事業が展開されるのかなということがすごく気になるんですけれども、その辺皆さん期待をしていると思うんですけれども、何かわくわくするようなことを考えてらっしゃるかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

村長（杉岡 誠君） 一つはコミュニケーションの部分の部分を先にお話を申し上げますが、来年度については、今までの住民懇談会とか業績ヒアリングではなくて、行政懇談会という形で行政区のほうに私たちのほうで出向かせていただいて、個別にお話が聞けないかという取組をさせていただきたいと思っております。

村の事業というのは、村が当然予算化を考えるものでありますけれども、やはり住民の方々が主役であって、また担い手であるという、その部分を非常に大事にしていかなければならないなと思っていますので、村が一方的にこれをやれば、皆さんがわくわくをする、満足をするという、そういうものもあるかもしれませんが、私は、いずれかとなれば、住民の方々、あるいは村に関心を寄せる、村をふるさととして考えていただける、私の言葉で言えばふるさと担い手と呼ばれる住民票があるかないかにかかわらず、そういう方々が自分でこれをやりたいと、これをやってみたいと、そういうことが実現できるような村政というものが、これから必要だろうというふうに思っております。

イベントとか、そういうものについては、確かに一過性のものの中で、面白かったな、よかったなというのはあると思いますけれども、やはり自分たちが生きがいを感じて、やりがいを感じて、自分たちのさらにその将来像、自らが考え出すということが、実はこの村にとって一番大事、村民の方々にとっても一番大事だと思いますので、誰かに扇動されて引っ張られていくだけ、それでは自分の将来というのはしっかりしませんし、その先の次世代に向かっても、そういう未来ではなくて自分たちで未来は築いていくんだという、そういう心構えを、皆様とともに形づくっていくことができれば、そんな観点で来年度予算については考えさせていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

今村長が言っていたことは、まさにそのとおりだなと思っています。

やっぱり村民自身が自立して、村の中で生活をしていける、そこが非常に大事になってくると思いますし、私たちの世代も、もっともっとその交流をして、いろいろなところで研修に行ったりいろいろなことをして村に持ち帰って、自分たちのところで生きるようにしていくというような、そんなことも今後していきたいというふうに思っていますし、またそういった機会をつくるに当たって、村にいろいろご協力をいただきたいところも出てくると思いますので、そういったときに自由に使えるものがあったりとか、いろいろなアイデアをもらったりとかということも必要になるかと思っておりますので、ぜひそういった部分も含めて、来年度柔軟に使えるものがあればいいなというふうに思っているところであります。

そのためには、自分たちも目標を持って進んでいきたいというふうに思うわけですが、前に進むに当たって10年後の未来を見据えていろいろ重ねていくわけですが、村を重ねていっているわけですが、もっともっと手前に明確な目標的なところも、村としてもあってもいいのかなというふうに感じています。

小さな旗をたくさん立てていくとか、大きな旗も向こうには立てるんですけども、そういった目に見える目標も少し示していただけると、そこを呼び水に自分でまた動き出せるきっかけになるのかなというふうに思っていますので、そういった部分で、先ほど村長が言ったけれども、村が引っ張っていくという部分も最後まで引っ張っていくわけじゃなくて、少し動き出すときの一番重いところを少し引っ張ってあげられるような、そんな目標もあってもいいのかなというふうに感じているところであります。

いずれにしても、この村づくりっていう部分はやっぱり熱量が結構大事だと思うんです。この村の村政自体も、やっぱり熱量を持って、もっともっとやっていかないと、今後どんどん予算も縮小していく可能性もありますし、いろいろな予算、ほかの自治体も頑張っていますので、ほかの自治体にどんどん引っ張られてしまって、なかなか獲得が難しくなってくるということもありますので、そこは我々も協力したいなと思いますけれども、もっともっと村全体で熱量を持った村づくりという部分のプランをつくって、県、国もどんどん巻き込んで、予算取りと一緒に走っていったりすることもしていかなければ、村民は気持ちが離れていってしまうという部分もあると思いますので、この辺もぜ

ひ村長中心に、もう一度どう巻き込むかという部分も検討していただきたいなというふうに思います。

そういったことを踏まえて、次年度の具体的な取組を期待して、私の一般質問にしたいと思っておりますので、もし最後、答弁あればいただいて終わりたいと思っております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） 執行部より答弁はありますか。

村長（杉岡 誠君） 村民の方々、あるいは村に関わる方々の熱量が必要だというのは非常に大事なお話、表現の仕方だなというふうに思っております。

なかなか復興という名前、言葉は、私あまり好きではないので、再生と発展という言葉に置き換えたりして申し上げておりますが、復興行政というのは、やはり誰がやっているのか、どこに主役がいたのかということが非常に分かりづらくなっていくと。膨大な予算が使われる中で、何かものができれば、目立つものがあればそれが復興なのかという、そういう疑問も生まれるような、そういうものがたくさんあったのかなというのが私自身の反省としてあるところです。

そういった中で、今回、第6次総合振興計画の中間見直しをいたしました。そこに述べられている基本構想、基本計画というものの基本方針と呼ばれる4つの方針は、村民の方々が、令和2年度、令和3年度に議論をして決めた、こういう村であつたらいいなという、そういう言葉でありますので、そこがある意味で私たちがしっかり目指していくべきところなんだろうというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、例えば、どこに暮らしていても参加して楽しい新しい豊かさを感じる村へ、ゆったり流れる時間の中で「元気かい？」から始まる心地いい関係のある村へ、いいたてに生きる精神文化を紡ぎ自らに誇りを持つ村へ、足元からの将来づくりを「支え合い」で進める村へ、非常に大事なコンセプトがここにありますので、この中から自分たちが思う具体的なものを町民の方々とさらに多くの議論を重ねながら、あるいは村に関わりたい、関わっている方々との議論を重ねながら、そういったことが具現化できるように、そういうこといろいろな予算を活用していくのが村の立場だろうと、それが一番の役割だろうというふうに思っておりますので、そういった村政にさせていただきますというふうに思います。

どう巻き込むかということについても、しっかり大きな課題であります但し取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時38分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

議長（高橋孝雄君） 3番 横山秀人君の発言を許します。

3番（横山秀人君） 議員ナンバー3番 横山秀人、ただいまより12月定例会一般質問を行います。

今回の一般質問は6点です。

インターネットの議会中継を見ている方から、また、聞いている方から、横山君の質問は長いと、項目が多過ぎると、そして手元に資料がないので分かりづらいというご指摘を受けました。とても反省をしております。今回は、先に6つの質問を通して伝えるべきことを簡潔に説明し、その後詳しい質問を行います。

1点目、いいたてクリニックについてです。

村民との対話から、村民、村内で働いている方、学校に通う子供たちのために、いいたてクリニックの診療体制を原発事故前と同じようにすべきだという意見がございました。それについての質問であります。

2点目、復興支援員制度についてであります。

避難12市町村の取組から、国からの財政支援で村民を雇うことができる復興支援員を積極的に活用すべきではないかということです。

3点目、東京電力相談窓口についてです。

村民との対話から、避難指示が解除され帰村した村民のために、原発事故による賠償請求相談窓口を村内に設置するよう強く東京電力に要求すべきではないか。

4点目、農業補助金についてです。

村の予算の執行状況から、物価高騰対策の目的で行われている農業補助金の内容を、現場に合わせ追加修正し、早期に農家を支援すべきではないか。

5点目、自主防災についてです。

飯樋4区連絡協議会の会議から、自主防災の仕組みについて、村が標準的なモデル案を複数作成し、全行政区同時期に検討を開始すべきではないか。

6点目、登記していない村の土地についてです。

村民との対話から、村が道路買収時に行わなかった分筆登記によって、村民に不利益が生じている、早急に未登記公有地の登記を進めるべきではないか。

以上、6点であります。

では、詳しい質問に入ります。

まず、1点目、飯館村民のかかりつけ医としての役割を担うべき、いいたてクリニックの診療体制拡充について。

1、帰村を考えている村民、移住を考えている方、そして帰村者、移住者が求めているものは、事故前のようなかかりつけ医となり得る診療体制であります。飯館村第6次総合振興計画後期計画書案においても、医療サービスの充実が課題と明記してあります。今後、いいたてクリニックの診療体制をどのように拡充する計画か伺います。

2点目、復興支援員によるコミュニティーの再構築・見守り活動等について。

1、飯館村復興支援設置要綱が平成30年に公布されましたが、現在までの取組状況を伺います。

2、復興支援制度に係る経費等は特別交付税措置の算定対象となり、原発事故による避

難自治体も含め、多くの自治体がこの制度を利用しています。飯舘村においても、コミュニティの再構築、村民の見守り活動などをより推進するため、復興支援制度の利活用について伺います。

3点目、福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求に係る飯舘村の新たな支援等について、村民の代表として、村から東京電力へ賠償手続相談窓口の村内設置を要求すべきと思いますが、村の考えを伺います。

2、村民、個人事業者、農家、企業等より、福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求に関する悩みや、課題点等を調査、整理し、東京電力に対して早期賠償に向けた仕組みの提案や、同様な悩み事例等が多数あれば、飯舘村として賠償項目の追加を要求すべきと思いますが、村の考えを伺います。

4点目、飯舘村未来へつなぐ農業支援事業補助金の申請状況と成果について。

1、当補助金の申請状況と成果について伺います。

2、駆けあがる農業支援事業については、申請締切りが10月末から11月11日まで延長されました。申請者数及び事業費が支援計画に達していない主な理由について伺います。

3、当事業は、農業復興を目的とした補助金であると同時に、6月定例会一般質問で回答があった、農家への物価高騰対策の支援事業でもあります。農家、農業法人の実情や要望等に合わせた補助金交付要綱の見直しを早期に実施すべきと思いますが、村の考えを伺います。

5点目、飯舘村地域防災計画における自主防災体制の再構築について。

当計画において、行政区ごとの自主防災組織の再構築を図ると明記されていますが、現在までの進捗状況と今後の再構築計画について伺います。

6点目、未登記公有地の登記に関する進捗状況等について。

昨年12月一般質問にて質問した、未登記公有地を解消するための組織体制及び進捗状況を伺います。

以上、6点です。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、飯舘村民のかかりつけ医としての役割を担うべきいいたてクリニックの診療体制拡充についてお答えいたします。

村内居住者の高齢化率が60%となっている現状で、医療に期待する声が大きくなっていることは承知しております。一方で、医療の専門性と高度化、患者ニーズが多様化する中で、一医療機関で全てを賄うのは困難であり、現在、いいたてクリニックの指定管理となっているあづま脳神経外科病院との連携のほか、南相馬市立病院や県立医科大学などとの連携が図られており、十分とは言えないものの、一定程度の対応はできているものと考えております。

なお、村内居住者のさらなる高齢化を想定して、いいたてクリニックの外来診療に加え、令和4年度から本田医師による在宅で医療を受けられる体制を整えてきたところです。今後も、診療日の増や、在宅医療や介護に係る連携について、相馬郡医師会や社会医療法人秀公会と協議を進め、診療体制の拡充に努めてまいります。

次に、ご質問 2-1 及び 2-2 について、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ご質問 2-1、復興支援員の現在までの取組についてであります。

復興支援員制度とは、被災者の見守りやケア、地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動を通じ、コミュニティーの再構築を図るものです。具体的な地域活動の例としては、複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティーの連絡調整や、地域行事、伝統芸能コミュニティーの活動再開及び活動の応援等であります。

一方で、復興関連事業に特化したものであることが要件であり、県外避難者とのコミュニティー形成のための人員に限定されるなどの、他市町村の事例も踏まえ、要綱の設置から現在まで本村における取組事例はありません。

次に、ご質問 2-2、復興支援員制度の利活用についてであります。制度の趣旨及び実施すべき事業の内容などを精査する中で、必要が生じた際には、復興支援員の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問 3-1、東京電力の賠償手続相談窓口の存在設置についてお答えいたします。

村内への相談窓口の設置につきましては、これまで東京電力に改善を求めてきたことへの対応や改善状況を確認しながら検討してまいります。

次に、ご質問 3-2、東京電力への賠償請求に関する悩みや課題点等の調査、整理、早期賠償に向けた仕組みの提案、賠償項目の追加の要求についてお答えします。

村としましては、相談窓口につながらない、手続方法が分かりにくいなどの村民の皆様からのご意見を受けて、都度、東京電力に改善を求めてきており、今後も継続して求めてまいります。また、早期賠償の実現のために、村と東京電力で締結した個人情報の提供に関する協定書に基づき個人情報を提供しており、今後も、東京電力に迅速かつ正確に賠償を進めることを求めてまいります。

なお、東電賠償につきましては、7月25日に原子力損害賠償紛争審査会委員による現地視察の折に、原子力損害賠償に関わる要望書を内田 貴会長へ直接手渡しして、各種の要請をしております。

また、東京電力に対しては、8月28日の小早川智明代表取締役社長来村時に、村議会議長立会いの下、直接速やかな賠償について要請しているほか、令和5年11月17日には、福島県原子力損害対策協議会から東京電力社長宛での原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要求書の提出を通して、被害者の視点に立った親身、迅速な賠償などを要求しております。

なお、現在、第5次追補に基づく個人の様々な状況を踏まえた増額事由の請求が進んでおり、その請求状況等を注視する中で、さらに村として要求すべき事項が出てきた場合には、適切に要求してまいります。

次に、ご質問 4-1 から 4-3 については、関連があるため一括してお答えいたします。

まず、ご質問 4-1、飯舘村未来へつなぐ農業支援事業補助金の申請状況と成果についてお答えいたします。

本事業の11月30日現在までの状況であります。まず、農業振興費について、農のまなび支援事業が1件、駆けあがる農業支援事業が63件、力強い農業支援事業が4件の延べ68件で、総額1,537万6,000円を交付決定しております。

次に、畜産振興費では、和牛肥育素牛導入支援事業が1件、優良雌牛導入支援事業が4件、和牛繁殖雌牛導入支援事業が2件の延べ7件で、372万円を交付決定しております。

なお、7月20日の受付開始後、広報や各種会議での周知のほか、昨年度の補助事業活用者等への案内文書送付を行ってきたところです。

次に、ご質問4-2、申請者数及び事業費が支援計画に達していない主な理由についてであります。事業における申請総額が予算額を下回っている要因については、現在分析中であります。

次に、ご質問4-3、補助金交付要綱の見直しについてであります。受付開始後に補助要件の判断基準を農業所得から農業収入へ変更したほか、畜産振興に関する事業を同要綱へ統合するなど、事業活用を推進するための見直しを図っております。

次に、ご質問5-1、自主防災組織の再構築についてお答えいたします。

この間、飯樋4区協議会において、地域での防災啓発や、自分の身を守る備えについて話し合いが持たれてきたところであり、新たな組織をつくるのではなく、既存の組織を元にした取組を想定した協議となっております。また、村老人クラブにおいても防災研修会を開催いただくなど、既存の組織において防災意識を高める活動が行われております。

このような中、12月2日に飯館村防災訓練を実施いたしました。村防災訓練は、平成22年以降開催することができておりませんでした。飯樋4区を中心として、関係団体を含めて120名ほどの参加を得て実施することができました。参加者からは、充実した訓練だった、それぞれ防災の意識が高まったとの評価をいただいたところです。

村としては、このような行政区のニーズや実情に合わせた取組が村全体に広がるよう、今後各行政区へ情報を共有するとともに、引き続き支援してまいります。

次に、ご質問6-1、未登記公有地を解消するための組織体制及び進捗状況についてお答えいたします。

未登記公有地の登記につきましては、総務課財政係が担当となり、福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用し、解消に取り組んでおります。また、登記事務全般としては、昨年度からの繰越し事業を含め、道の駅周辺、大谷地住宅周辺と村道の一部が完了し、現在、桶地内住宅周辺などについて年度内完了に向けて進めているところです。

なお、分筆や合筆など整理できるものは早期に進めていますが、相続が進まず未登記となっている案件も多く、課題となっているため、引き続き専門知識を有する団体等と連携しながら、解消に努めてまいります。

以上です。

3番（横山秀人君）では、1点目から再質問をいたします。

今、村長からの回答の中で、今のいたてクリニック等の診療体制については、十分とは言えないものの一定程度の対応はできているものと考えておりますとの回答がありました。この認識が、村民が悩んでいるところ、求めているところと、大きく異なってい

る点だと私は感じております。

村民に行っていたアンケートがあります。国と福島県と飯舘村が3者共同で行ったアンケート、避難解除となって帰村するときに、どのような支援体制があればいいかという項目に対して、一番多かった項目が医療体制、介護体制の充実であります。また、今年行われた移住についてのアンケートについては、移住先の医療体制がどのように充実しているかについて、80%、約8割以上の方がとても気になると回答しております。飯舘村の第6次総合振興計画の中で、人口をどうやって減少率を下げるか、あとは、働き手の人口をどうやって増やすか、あと子育て支援をどうしているか、どうするかというような課題のある中で、このいいたてクリニックを含めた診療体制の回答がそれでいいのかというふうに疑問に思っております。

避難指示解除のときに、国、どのような条件だったら避難指示が解除になるかといったときに、医療体制が戻ったらと、おおむね戻ったらという、おおむねで逃げ口上みたいなあれですけども、戻ったらと、そしたら避難指示を解除しますという言葉ありました。それを信じて、私たち、私は今避難しているので、父たち母たちは戻ってきたわけですけども、この医療体制は少なくともその約束を守っていない、そう感じております。

国に対して、東京電力に対して、この医療体制については、飯舘村これから6次総合計画を進める上でも最重要な施設であります。重ねてになりますが、国、東京電力に要求してでも、この診療体制を原発事故前に戻すということを明確に村が持つべきだと思いますが、村長の見解を伺います。

村長（杉岡 誠君） 前段の、十分とは言えないものの一定程度の対応ができているものと考えておりますという部分を取り上げてのお話かと思いますが、後段で、今後も診療日の増や、在宅医療や介護に係る連携について、相馬郡医師会や社会医療法人秀公会と協議を進め、診療体制の拡充に努めてまいりますと、こう答弁させていただいておりますのでそれが村の姿勢であります。

それから、今、国や東電に要求してもというお話でしたが、今村がしているのは、医療を担っていただいている指定管理者、秀公会でありますけれども、そちらとの協議がかなりの部分がありますので、まず医療を受け持っていただく方の体制、あるいは要求の部分、あるいは村からの要求の部分との調整ということが相当程度ある中で、本田先生に来ていただいて、まだ診療日が増えない部分について在宅医療が受けられるように、在宅看護が受けられるように、そんなことを並行して進めているということについても、申し添えておきたいと思っております。

以上であります。

3番（横山秀人君） この質問に関しては、令和3年12月定例会、そして令和4年12月定例会、そして今年令和5年12月定例会、毎年、この避難指示解除時のインフラ整備について、約束と違うんじゃないかということで質問をさせていただいております。つまり3回目です。多分その都度同様な回答があったと思うんですけども、ただ、これを今の話の仕組みの中で進める場合は、これ以上なかなか診療体制が増えないことを、その

可能性が高いと感じます。考え方を変えていかなければ、いいたてクリニックについては、村民が求めるような診療体制にならないと、そう3回目の質問で感じています。

国への要求、また東電への打合せ等あると聞いています。今後どのような方針で、村はいいたてクリニックの診療体制について行っていくのか、再度質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 村内のいいたてクリニックに関する部分について、国や東電と協議する場というのが特段あるわけではございません。むしろ、私のほうで地域医療に関して、こういう中山間地については飯舘村だけでなく県内、会津地方も含めて相当な部分がありますので、国の制度上の問題があるのではないかと、あるいは福島県内の医師確保数が少ないということについて県知事に直接申し上げる中で、福島県町村会としてもそういう要請を努めているというのが現状でありますので、私たちは被災によってこういう状況が生まれたという特殊状況がありますから、さらに強く要請活動はしているところですが、特段国と東電といいたてクリニックに関する個別の案件の協議ということがあるわけではないということは申し上げておきたいと思えます。

なお、村としての姿勢は、あくまでも診療体制の拡充に努めていくということでありますので、村民の方々の要請というのを私としては十分に認識をしておりますので、時間がかかっていることについては大変申し訳ないと思えますけれども、お買い物環境の拡充についても間もなく実現するかと思います、そういった形でしっかりと前に進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

3番（横山秀人君） 今回の質問に至った経過なんですけれども、子育て中のお母さんから、実はいいたてクリニック、火曜日と木曜日の午前だけの診療では子育てがとてつらいと。つまり、仕事をしているお母さんにとってみれば、例えば子供が具合悪くなった、じゃあ終了1時間前に有給取って休んで子供を診療所に連れていきたいと。けれどもそれができない。そうなると、大体決まって、夜、子供の熱がもっと上がって、南相馬市の夜間救急のほうに連れていかなければいけないと。そのような切実な悩みがあったからこそ質問するわけであります。

また、70代後半の方からあったのが、クリニックに行けたけれどもやっていなかったと、残念だったと。それも2回行ったと。その方にとってみれば、病院というのは、本当に平日やっているものだということでしたと思うんですけれども、やっていなかったと。

この2つの事例から、この飯舘村に帰村を選択してほしいとか、移住者に対して、すばらしい村ですよと言えるのかと。少なくとも、村のインフラとして医療体制は原発前のように戻す、ただ、今の現状だと時間がかかってしまうというのは十分分かりました。ですので、考え方を改めて、これは国なり、そして、これは避難指示解除の条件だろうと、そこはちゃんとやってくれよと。そういう形の下きちんと国に要求、今はしていないということですけども、国に要求していただきたいということであります。

同じ回答になるかもしれませんが、そのような事情があつての質問であります。再度回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） 国に要請してないという言い方はしておりません。

クリニックに関する個別の具体的な協議の場はないと言っているだけで、それに代わるものとしてといたしますか、国や県に対しては直接私の声、あるいは福島県町村会の私は役員でありますので、役員として国にお伺いをしながら、訪問をしながらの要請をさせていただいておりますので、そこは答弁として誤りがないようにお伝え申し上げたいというふうに思います。

それから、それぞれ様々な村民の方々の声があることは重々私も承知しておりますので、なおできるだけ早くということを考えますが、震災前の医療体制ということを非常におっしゃいますが、例えば国保の診療会計を持っていた、そういう状況のことを想定されているのか、震災は1年間だけでありましたが、いたてクリニックが開業されていた状況を認識されてるのか、それによって随分違うかと思いますが、今現在は指定管理の制度の中で秀公会のほうにお願いをしているという部分がありますので、その中で最大限、診療日を増やすための、あるいは様々な診療体制の拡充に向けての協議を、実は、私就任してからずっと継続協議をさせていただいておりますので、それについてまた改めてさらに努めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

3番（横山秀人君） 村民の声というか要望というのは切実であることは、今回、特に感じましたので、引き続き、村のほうでは診療体制の拡充ということでもありますので、ぜひ行っていただきたいと。可能であれば、ぜひ村民の方に、帰村している村民でも、村民の方に聞いてほしいと、どういう診療体制があると安心して暮らせるのか、どういう診療体制であれば戻ってきたいと考えられるのか、ぜひ聞いてほしいと思い、その要望にして1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目についてであります。復興支援員という言葉、実は私もここ3か月前に知りました。それは、避難12市町村、やっと県内の一般質問を見ている中で、こういう制度があるということを知りました。それで、国、県、あと、実際行っている自治体のほうに連絡、問合せをしまして、飯舘村にとってもとても有効な制度であるという認識をいたしました。調べてみたところ、飯舘村では30年に要綱ができていますが、先ほどの回答ではまだ1件も取組がないと。やっぱり村が財政厳しいという中で、様々な目的を達成するために、国の交付税措置、また特交措置があるこの制度を使うことは、村の運営上とてもよいと思っております。

葛尾村等、福島県のホームページでは、その取組状況がきちんと報告されております。例えば、葛尾村ですと、村民のつながり、絆を深める活動、地場産品の情報発信及び販売支援、帰村者の巡回訪問等に従事ということで、村内の様々なコミュニティー活動とか見守り活動を実際、今5名の方で行っています。皆さん、村から5名の方に委嘱して、その方に給与、報酬という形でお支払いしていると、間接的ではありますがお支払いしているという、仕事として動いてもらっているということでもあります。

今の飯舘、村長の回答を聞きますと、何か積極的じゃないと。ぜひ、実施している市町村の実例、担当者等にお聞きした上で、この復興支援員制度を利用させていただきたいと思いますが、再度質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 復興支援員事業であります、この事業は平成24年の1月に国から公布され、その後村としては、先ほどおっしゃったように、30年に村として、条例として、設置要綱として設置してきた部分であります。

その中で、復興支援員が村としても取り組むべきではないかというようなご質問であります、村としましては、今議員からもあったように財源等の部分、それからこの事業が、村が活用するに当たって使いやすい事業かどうかとか、そういった部分も含めて様々検討しながら、この事業ではなくて、例えば、被災者支援総合交付金事業で同じような事業が取り組める、また、あるいはコミュニティー、また見守り等の部分については、社会福祉協議会のほうで、県の社会福祉協議会からの補助金をもらったの支援員の配置等でも行っておりますし、村としましては、在宅、家の訪問のケアという部分で職員を任期付職員で雇用して、それで交付金で賄っているなど、国からの100%の財源をいただく中での支援、そういったものが財源として活用できれば、そちらのほうで運用してきたというようなことであります。また、地域おこし協力隊なども活用して、そういったコミュニティーづくりとか地域との関わりについて深めてきたということでもあります。

復興支援員事業につきましては、基本的に人件費としては上限が200万円程度というようなことで、上限があるわけであり、今ほど申し上げたそれぞれの事業については、国の財源100%の中で運用できてきたということで、村としてはそういった部分もあって、そちらのほうの事業で進めてきたというような結果があります。

また、復興支援員のこの事業につきましては、留意事項としまして、地域活動を終了した後も定住できるような支援に対する生活支援、就職支援等を同時に進めることが望ましいともされておりますし、また関係する各機関や住民等ときちんと調整を行った上で、あらかじめ復興に伴う地域協力活動の年間プログラムを作成し、全体的なコーディネートをするなど責任を持って復興支援員を受け入れなければならない。さらには、必要な研修、また交流の機会の確保など必要な措置を十分講じることというようなことで、なかなか活動の内容も、しっかりと計画の中で動かなければならないというようなことで、なかなか難しい内容でもあるということもありました。

そういった部分を含めて、今までのそういった財源、それから、体制づくり、そのような中で、村として取り組みやすい、また村の財源も、財政にとっても、十分財政に負担がないような、そういった事業の取組ということで行ってまいりましたので、今後、そういった部分も含めて検討した中で、この事業を進めることが望ましいというような事例がありましたら、今後についてさらに検討はしてまいりたいと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 令和4年度の実績を見ても、避難12市町村の中で9市町村がこの制度を使って、合計50名を超える復興支援員を雇って、委嘱してという形になりますけれども、そして様々なコミュニティー活動支援等を行っております。

飯舘村の人材をどう生かすかという中で、様々な可能性がここにあるのかなと。ただ、

1年雇うとなると、例えば300万円、400万円とか200万円を超えてしまうかもしれませんが、ある程度村民の中では、それほど時間かからないけれども、自分の特技、自分のあれを生かしたいと、こういう思いで、私人材がたくさんいると思うんですね。そのような人材を雇う、そして行く。双葉町に限っては10名の方がこの制度で活動しております。

この時期にこのような質問をしたというのは、ちょうど今令和6年度の予算編成時期であります。いろいろな意味で、事業を進める上で4月スタートというのがスムーズになるわけですので、ぜひ、今この時期にご検討いただければと思います。

以上で、2点目の質問については終了いたします。

3点目、飯舘村に損害賠償請求の相談窓口を設置してほしいということは、実は9月定例会でも質問いたしました。ここ9月から12月の間に、また村民との対話の中から1つ事例があったものですから、今回質問させていただきました。

こちらの方は70代手前の女性です。60代後半の女性のお宅に行ったときに、賠償請求の追補の請求書が届いたと。もちろん何書いてあるか分からないと。これから、南相馬市に軽トラックで相談しに行くんだというお話でした。

そのときにちょっと冷静に考えたんですけども、避難指示解除前であれば、飯舘村に来ることが、戻って住むことができないわけだから、であれば川俣とか南相馬とか福島に賠償請求の窓口があるということは分かります。けれども、冷静に考えて今避難指示が解除されて飯舘村民が帰村して、千数百人の方が村に住んでいるわけでありまして。村でも認識しているとおりの高齢者の方が多いと。その方がわざわざ、多分この方はこれからでしょうから雪降るかもしれません。1人で軽トラックを運転して南相馬市の相談窓口に行くことがいいのかそれと。冷静に考えると、あまりにもひどい体制じゃないのかと。避難指示解除になったんだから、村に村民の相談窓口を設置すべきと、そのとき思いました。

9月の定例会の一般質問と同じ回答であります。またこれも、根本的な考え方を変えていかないと、いつもの早期手続をお願いしますとかそういう形になってしまいます。村のために、村民のために、東京電力の相談窓口を村に要求するということについて、再度村長の見解を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 東電の損害賠償請求に関する再質問であります。村内に窓口を設置というような要望、質問であります。今までも、さっきの答弁にあったように、村民の皆様のご意見を受けながら、なかなか手続がしにくい、またつながりにくい、そういった部分について、東電に再三申入れをし、改善するように働きかけをしてきたところであります。そういった中で、今年度現在、10月現在ではあります。コールセンターでは時間、電話待ちが10分程度になった、かなり短くなったということ、それから、川俣の窓口等、平均待ち時間が3分から20分、長くて20分程度に収まるようになってきたということで、かなり人的な配置とか、そういった部分も含めて改善されてきたというような報告を受けているところであります。

今までも、そういった改善をするようにというような部分、それから、なかなかそうい

った体制の中で人間的な部分もあって、村のそれぞれ自治体の窓口等も大変だというようなことでありましたが、そういったことで、村としては、まずは現在の状況の改善を図るべきだというようなことで依頼をしてきた部分であります。

先ほど議員からお話があったこれからの部分でありますけれども、今の状況、東電への要望とかそういった部分を、また、村民の声とかいろいろ聞きながら、必要があればそういった要望もしていくことは十分考えられますが、現在、前も答弁してきたかもしれませんが、どうしても出かけることができない方については、自宅に訪問してということも場合によってはできますよというようなことも、多分に東電のほうでもそういった方についてはお話をされているのかと思います。

ただ、そういった話の中で、ほとんどの方が川俣なり南相馬なりの相談窓口に行くことができるということで対応してきたのかなというふうに想定されるわけですが、いかんせんそういった東電さんの今までの対応の状況、それから村民の強い要望、そういった部分をこれからも把握していきながら、必要に応じて、再度東電のほうには必要であれば働きかけをしてはしてまいりたいというように思っているところであります。

3番（横山秀人君） まず、いろいろな、今の川俣の体制が時間かかるとか、電話かかるとか、もちろんそれは大事なわけですが、根本的に一番最初にやるべきことは、帰村になったんだから飯舘村内に相談窓口を設置すべきという形の要求だと思います。これに関してはまた平行線になると思いますので、一度終わります。ただ、村民の意見はそのような状況でありますし、想像してみると、本当にそのような賠償相談体制でいいのかと思いましたが質問いたしました。

あと、村民のお宅に訪問するというので、私も電話して確認しました。そうしたところ、3つ電話回されました。そして30分かかってやっとつながりました。分かりました。村民の宅に訪問するというのであれば、もうそれ専用のチラシ、わざわざ行かなくていいよと、お宅に伺いますからというチラシを村民に配るべきです。何回も何回も確認しながら、私も分かりません、何でこんな時間かかるんだろうかと思いました。簡単なのはチラシ、ここに電話すれば自分の家に来てくれますよと、そういうチラシを1枚入れることによって、それでその方は電話してみようかということになると思います。高齢者が多いということは村も認識していますので、その方たちがスムーズに賠償請求できるような体制を引き続き検討、要請のほうお願いいたします。

続きまして、3-2について質問いたします。

2点目については、村民のいろいろな声を聞いて、飯舘村特有の賠償請求の項目を東電にぶつけたらどうかということでもあります。

先ほど、原子力損害賠償紛争審査会に出した原子力損害賠償に係る要望書を見ますと、個別、それぞれ村民の方に見合った賠償をお願いしますということで文面はありますが、先ほどの70代前半の方もそうですけれども、何が賠償で該当になるってよく分からないとおっしゃっていました。その方が、東電に私の賠償はこうだから、ちゃんとその賠償項目にないのがこういうのあるからやると、こう言えないと思います。

1例としては、まきストーブのまき、もう賠償外だという話を聞きました。あとは、山

菜とか山のキノコ、もう賠償外と聞きました。それは、震災前に飯舘村民が利用し、そして食べていたものであります。つまり、そういうところも含めて、飯舘村民はなぜこれが賠償じゃなくてまきを買わなくちゃいけないんだろうかと、そう思っている方もいます。これを一人一人の村民が東電の窓口で言ったところで、そんなにすぐには変わるとは思いません。村民の財産を守る、生命を守るというのが村の一つの目的でもありますので、ぜひ、今回この事例に関しては、幾ら民事といっても全村民が対象であります。ぜひ、村のほうで意見、悩み等を集約して、東京電力のほうにもっと積極的にぶつけてほしいとそう思います。再度見解を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民一人一人賠償の内容、状況も違うんだらうというなことでの再質問かと思えます。

今回の第5次追補で出された部分、東電のほうに内容の説明をいろいろ聞いた中でありますが、基本的にADRでの賠償請求で確定したようなもの、それから個人の事情を聞き取りとか相談を受ける中で発生した、そういった部分、そういったものもろもろを全て勘案して、この第5次追補というようなことで内容を定めて賠償内容を定めてきたということで、個々様々あるかと思えますが、ほとんどの人のそういった賠償できる内容については整理してきた中での第5次追補だというような話を伺っているところであります。ということで、基本的には相談窓口のほうで、そういった自分の状況を伝えていただければ、基本的にはほぼこの5次追補の中での賠償で対象になるものについては、説明、賠償ができるんじゃないかということでもありますので、まずは相談していただきたいというのが、東電からの回答であります。

村としましては、そういった内容を、決まった部分についてしっかりと対応するように、また迷子がないように、迷子にならないように丁寧な説明をするようにということで、東電のほうには申入れをしてきているわけでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

3番（横山秀人君） 東電のほうに直接申し入れる機会があるということであれば、先ほどの女性の方のお話を聞くと、村にいろいろ相談したことがあるのかというお話をしたときに、ないんだと、何相談していいか分からないという回答でした。つまり、まだまだ飯舘村民の方の声が村に届いている状況ではないと思えます。引き続き、様々な方法で村民の賠償に関する声を酌み取って、そして東電のほうにぶつけていただきたいと思えます。

これで3点目の質問を終わります。

続きまして、4点目、農業補助金についてであります。

この補助金に関しては、物価高騰対策の目的でやった補助金であります。現在、2つの補助金の成果がありましたけども、その執行率、つまり予算に対してどれぐらいの執行率なのか回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） それぞれの予算に対しての執行率ということでございます。大きく農政分野と畜産の分野に分けて予算を取っておりますので、その面で回答申し上げます。

まず、農業振興費のところにつきましては、予算額が3,300万円、実績額が1,537万6,000円でございますので、率にして46.59%であります。一方の畜産振興費のほうは、予算額1,000万に対しまして執行額が372万円でございますので、37.2%であります。

以上です。

3番（横山秀人君）　これが、今質問しなかった場合に、3月の補正今期お金が余りましたと、あと9月が決算、もう今回このぐらい余った、実際成果こうでしたという形になるわけですけれども、少なくとも物価高騰対策で準備したお金の約半分を残しているわけです。これは、この事実、今の現状の農家、農業法人が要求しているところに合致してない補助要綱であるということは明らかだと思えます。

村としては、皆さんに、ぜひこの物価高騰対策で利用して、この大変な時期を乗り切ってもらいたいということで準備してるお金なわけですから、本来であれば、全てを村民、農家の方に出したいわけですよ、使ってくださいと。ただ、もう半分以上が残っていると。多分、これはもう残るでしょう。であれば、もう一度農協さんなり農家さんなり農業法人さんに聞いて、どうだべと、時間短いけれども、補助要綱を変えたから、さらなる物価高騰対策を行うので追加申請してほしいとか、そういう形をこの年度内にできないのかどうか、再度質問いたします。

産業振興課長（三瓶 真君）　年度内にこの事業が再度できないのかということではありますが、まずその前段となります予算の執行率についてであります。

こちら11月30日現在ということがございますので、この間12月11日までの締切りということになっていきますから、まだこの会議で、まだこの実績には乗ってきておりませんが、追加で申請が上がってきているところもあるところであります。さらに、この中の予算の組立ての在り方としまして、当初我々が把握し得る法人さん、あるいは個人さんというところの数に加えまして、我々がちょっと把握していない方からの申請部分も恐らくあるだろうというふうに見込んでいた部分もございますので、この辺の差額も踏まえての執行率ということになりますので、若干これが整理までには上昇するものというふうに思っております。

一方で、年度内にもう一度ということになりますけれども、一度この補助金につきましては、当初、所得という形で見込んでおりましたけれども、要綱制定しておりましたけれども、そこをもう少し要件を緩和といいますか、補助率等の上限の緩和という意味も含めてやっておりますし、また周知につきましても、かなり回数、あるいは場所を捉えてやっておりますので、反省はございますが、一応制度の中身自体は、ある程度は浸透しているものかなというふうに思っております。

あと、さらに、これまで制度を利用した方のこともございますので、ここで制度を変えての整理ということになりますと、なかなか年度内という対応は厳しいものかなというふうに思っております。

以上です。

3番（横山秀人君）　もちろん、自分も職員だったから分かるわけですがけれども、本当に年度途中の要望の修正とかとても難しいことだとは思いますが、ただやっぱり臨機応変

にどうか、ある程度農業の情勢によっては変わるということを前提に、今後要綱のつくり方とかものを考えれば、より有効に農家の方にこの高騰支援金が届くのかなと、そう感じました。この事業に関しては、今年度は無理だとしても来年度もあるかもしれませんので、ぜひ、要綱の仕組みについては、柔軟に対応できるような体制で組んでいただきたいと思います。

続きまして、5点目、自主防災体制の再構築について。

これについては、飯樋4区協議会の会議内容が、きちんと役場内でも共有されているんだなという回答でした。コミ担、そして役場防災担当と行政が連携しているということが分かりました。安心できる回答でした。本当にお疲れさまです。ありがとうございます。

続きまして、6点目、未登記公有地の登記に関する進捗状況についてであります。昨年の12月の質問において、1,000件を超える未登記があるのではないかとというご回答がありました。図面を見ますと、道路にほかの農地から伸びている線があるわけですね。本来であれば、その農地をきちんと測量して分筆して、その道路分の所有権を村民から村のほうに移さなければならなかったと。様々な理由があると思いますけれども、大きな村の悩める課題だと思います。

さきの質問でも組織体制について質問しているんですが、再度、役場だけで対処できる問題ではないと思います。この組織体制をどのように進めるのか再度回答をお願いします。
総務課長（村山宏行君） 一度目の答弁でも申し上げておりますが、福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、こちらを活用して今年度行っております。そのほかにも、いわゆる難しい案件、当然職員だけでは難しいということで、例えば行政書士会であるとか、それから司法書士会、そういったところのお手伝いをいただきながら進めなければならぬなというふうに考えているところでございます。

3番（横山秀人君） この分筆がされてないというところの問題に立ち会いまして、すごく村民間同士の感情が悪くなった事例があったので昨年12月に質問したわけですが、先ほど相続があるということで司法書士会、行政書士会、あと土地家屋調査士会という話であったんですが、これはもうプロジェクトチームを組むとか、もうそのような体制、このような形でもう村は取り組んでいきますよという体制を見せるぐらいの組織で組まないと、もうどうにもならないのかなと思っています。

再度、そのようなプロジェクトチームを組む予定があるのか、考えがあるのか伺います。
総務課長（村山宏行君） こちらの登記の部分が進まない訳ですね、この部分については、議員も多分ご理解されていると思いますけれども、いわゆる相続登記がされていない、それから、村の場合大きいのが土地改良区事業です。土地改良区事業の中と、どうしても当時、測量が当然座標から持つてはきますけれども、測量技術というのが今のような光を使ったようなとか、GPSを使ったような、そういったものではありませんでしたから現場とずれるんです。そういったところの問題があって、なかなか進んでいないというのがございます。

まず、できるところから、そちらを埋めていかないと、後回しにしていくほど登記が進

まなくなることとなりますから、まずはできるところから行う、またその積み残し、その分についてもなるべく早く解消できるように、そういった専門の方々、そちらの知見を借りながら、多分委託という形になるかと思いますが、そんな形で進めたいと思っております。

3番（横山秀人君） テレビでも、最近CMというか広報しているわけですがけれども、来年4月から相続登記の義務化、相続がまとまらなければ相続人の1人であるということの登記等をしなければいけないということで、テレビ等の広報も増えてきました。そうなったときに、やはり今回の問題がまた表に出てくるのかなど。これは何だろうかという話になると思うんですね。

まず先に進めるべきは、そのような土地の所有者であると、そういう土地になっていますよということは、先に皆さんに伝えておいたほうがいいのではないかとということでもあります。そうすれば、後の後になって、これって村が登記しなかった土地だなんてなるよりも、先に、村はこういう形で進めていますということを伝えたほうが、その方にとっては、その家族にとってはとてもいいことだと思うんですが、村の見解をお聞きします。

総務課長（村山宏行君） 現場のほうは様々事案があるというふうに思っております。村のほうでもなるべくそういったトラブルがないように、地権者の方、あるいはその権利を有するであろう方、そういった方々としっかり協議をしながら速やかに進めるように努めてまいります。

以上です。

3番（横山秀人君） 最後になります。

今回6点の質問をいたしました。もちろん、全てにおいて村民、すみません、一般質問ですので村の今行っている事業と、あと、村民等が悩んでいる、要望している事業との差をどうにか解消して、よりよい事業にならないかということで一般質問しておりますので、今回この6点について引き続き村のほうでご検討、また、行動のほうに移っていただければと思います。

以上で質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁はありませんか。なしですか。

これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日はこれにて散会します。

なお、会議全員協議会は14時30分より開きますので、ご協力をお願いします。

以上です。

ご苦労さまでした。

（午後2時10分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月13日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 八 郎

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 健 太

令和5年12月15日

令和5年第8回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和5年第8回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和5年12月15日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和5年12月15日 午前10時00分				
	閉会	令和5年12月15日 午後 1時40分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	飯 畑 秀 夫	○	2	花 井 茂	○
	3	横 山 秀 人	○	4	佐 藤 眞 弘	○
	5	佐 藤 一 郎	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	高 橋 孝 雄	○
署名議員	1番 飯 畑 秀 夫		2番 花 井 茂			
職務出席者	事務局長 細 川 亨		書 記 伊 藤 博 樹		書 記 卷 野 凌	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	高 橋 祐 一	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長	志 賀 春 美	○	健 康 福 祉 課 長	石 井 秀 徳	○
	産 業 振 興 課 長	三 瓶 真	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	遠 藤 哲	△	教 育 課 長	高 橋 政 彦	○
	生 涯 学 習 課 長	山 田 敬 行	○	農 業 委 員 会 長	三 瓶 真	○
	農 業 委 員 会 長	菅 野 啓 一	○	選 挙 管 理 委 員 会 長	村 山 宏 行	○
	選 挙 管 理 委 員 会 長	伊 東 利	○	代 表 監 査 委 員	高 野 孝 一	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和5年12月15日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第68号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 5 議案第69号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第70号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第71号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第72号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第73号 飯舘村簡易水道事業の設置等に関する条例
- 日程第10 議案第74号 飯舘村農業集落排水事業の設置等に関する条例
- 日程第11 議案第75号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第76号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第77号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第78号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（市沢第1ため池）請負契約の変更について
- 日程第15 議案第79号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（野沢ため池）請負契約の変更について
- 日程第16 議案第80号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（笹峠第2ため池）請負契約の変更について
- 日程第17 議案第81号 飯舘村第6次総合振興計画の変更につき議決を求めることについて
- 日程第18 議案第82号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議案第83号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 閉会中の継続調査の件
- 日程第21 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第22 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

議会運営委員会が12月13日に本日の議事日程と議会運営協議のため開催されております。

次に、発委第2号が総務文教常任委員長より提出されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 飯畑秀夫君、2番 花井茂君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第82号は令和5年度飯館村一般会計補正予算（第9号）についてです。既定予算に8,805万9,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を169億8,370万6,000円といたしました。歳出の主な内容は、民生費の社会福祉費に2,569万8,000円、商工費の商工費に5,920万1,000円などを追加いたしました。この財源には交付税、国庫補助金を充てております。

議案第83号は飯館村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてです。飯館村草野字大谷地44番地の1、高橋世津子さんを教育委員会委員として任命したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時03分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、発委第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君） 日程第3、発委第2号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長（佐藤眞弘君） ただいま議題となりました発委第2号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について趣旨説明いたします。

東日本大震災から12年が経過しましたが、被災児童生徒就学支援等事業を通して、本村においても義務教育学校に就学する子供たちの学校給食、学用品等の支援が実施されています。被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

今日においても、本村を含めた福島県では子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

このことから、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和6年度においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和5年12月15日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） なしと認めます。委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） ほかに討論ありませんか。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第68号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）

議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第68号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 23ページにおける一番下の修繕料、街路灯ということであったんですけども、現状での管理している街路灯数と今後これから設置する予定数など、あれば伺っておきたいと。

25ページの一番上に380万円の須萱の水管理ということで計画策定業務ということでありまして、これももう一度どのような事業のためのものか伺っておきます。

その下の25ページにおける……。

議長（高橋孝雄君） 八郎議員、ちょっと待ってください。（「はい」の声あり）

今、説明、内容ちょっと分かんないんですけども。ということで八郎議員、一問一答式でお願いしたいんですけども。（「分かりました」の声あり）それについての答弁も願いますので1つずつ決めてください。

住民課長（志賀春美君） ただいまの八郎議員の街路灯の修繕については、数を確認してから後ほどご報告いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 25ページ、一番上の農業農村情報通信環境整備体制推進事業計画策定業務であります。これについては、須萱地区で現在考えているのは農地管理、水田管理ということで、水門の管理を2か所で、その監視装置をつけるというようなことで計画を現段階では考えているところでありまして。それについて実際に実施可能かどうか、そういった部分についてですね。あとは電波の強さとかそういったものについて調査しながら計画をしっかりと立てていくという業務内容になっております。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

8 番（佐藤八郎君） その下、25ページの委託料の中でシステム改修とあって、その下のまた住民記録システム改修と改修結構あるようですけれども、この改修に当たっての財源はほとんど国県の政策での改修が多いからそちらになるのか、村として特別にシステム改修必要なことという見通しはどうか伺っておきます。

議長（高橋孝雄君） 答弁は誰ですか。

住民課長（志賀春美君） 委託料の住民記録システム改修業務につきましては、国からの補助金が全額交付される予定になっております。

議長（高橋孝雄君） ほかにございませんか。

8 番（佐藤八郎君） 総務課長。結構、国県の絡み、国の政策によっていろいろ変わることが多いんですけども、財源はほとんど今住民課長が答えられたような形で来るのか、村独自でやるようなものがシステム改修の中であるのかどうか。

総務課長（村山宏行君） 国のシステム改修ということでありまして、ほとんど国からの交付税算入という形ではあるんですが、一部、国から見ただけでないものもあるということで村としても苦慮しているところはございます。

8 番（佐藤八郎君） 31ページの備品購入、一番下のこのやまぼうしの再開のためだということでありまして、どの備品を購入した中で、どの程度の食事を準備する計画なのか、泊まった方は、夜、朝、温かいものが食べられるのか、冷凍食品を解凍したぐらいなものなのか分かりませんが、どのような備品が購入されて、どういう食事体制になるのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、きこりの備品購入費、基本的にはやまぼうしの調理機器を整備したいということであります。内容ですね、ちょっと細かいんですが、電子レジスター、それから券売機、製氷機の洗浄、あとオートゆで麺機、あとは冷凍冷蔵庫、食器洗浄機などを購入するという内容のものでございます。

どのようなものを提供、どの時間にとということでありますが、基本的に時間的には従業員が対応可能な時間でまずはスタートしたいということでありますが、基本的にはまず初めには午前11時から午後3時頃くらいをめどに、まずはスタートをしたいと。

従業員の体制ですね。1人でそこで専属でということにもなりませんのでなかなか、従業員の勤務サイクル等も考えながら要望に応じて時間を延ばしていくということはあるかなと考えておりますが、基本的にはお昼の時間帯から夕方の前ぐらいにかけて提供するような形でスタートをしたいということであるところであります。

メニュー内容であります。簡単なものということで、ラーメン、うどん、そば、それからカレーライスとかそういったもの、それからおつまみとお酒類も提供したいと考えているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 食品というか飲食を伴うと、それなりの保健所関係なり資格なり、やる方に必要な部分があるかと思うんですけれども、今の体制でやれる食品、飲食提供というのは、どの範囲までは可能なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 食材を最初から生のものからの加工とかそういったものではなくて出来合いのものを簡単に調理できる程度ということでありますので、基本的に資格としましては食品衛生管理者の資格を持っている者がいれば大丈夫というようなことで、今きこりの中には2名ございますので、その中で対応可能だということになっております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

住民課長（志賀春美君） 先ほど佐藤八郎議員の村内の防犯灯の数については現在781となっております。これから新たに設置する予定は今のところございません。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

6番（渡邊 計君） 資料ナンバー2の35ページ、ここに除雪作業業務として3,630万円上がっておりますが、この除雪業務の除雪の条件とございますか、積雪何センチ以上で始まるのかと。県道12号はいつも葉をまいているのでそんな心配ないと思うんですが、優先順位ですね、県道優先、村道とかいろいろあるので、積雪の条件とあとは何が優先されるのか、そういう条件があつたらお知らせください。

建設課長（高橋栄二君） 除雪の出動基準とございますかね。まず路線としましては、1次路線と2次路線という設定をしてございます。生活に密着した道路が1次路線、それ以外のところが2次路線というようなことですね。あとまず1次路線につきましては、目安としては15センチの積雪での一応基準ということになっております。ただ、実際の出動につきましては、降雪の状況、雪降りの強度とかそういったことも踏まえて状況を見なが

ら出動をしているという状況でございます。

6番（渡邊 計君） 役場職員が勤めている時間ですと出動とかも分かるわけですが、夜中急に降り出したとかそういう場合も随時すぐに出動できる体制にはなっているんですか。

建設課長（高橋栄二君） 一応、朝早くから始める体制を整えておりまして、通勤に間に合うように終われるような体制で除雪を実施しております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番（横山秀人君） では、ページ番号5の補正予算の21ページの農村地域ふるさと生活圏整備事業補助金返還金ということで、ミートプラザの取壊しにおいて補助期間が残っているのでこの返還が発生すると。その返還金を農協、JAさんからまず役場に入れていただくということだと思いますと認識しております。あと、この資料のページ31ページで、その返還分をこちらの項目、農業総務費で917万9,000円を返しますよということの記載だと思うんですが、この収入とこの支払う額に差異がある理由を伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 歳入と歳出の差額でございますが、これは国県村の補助で行っていた部分でありますので、村から返還するのは国県の分、入ってくるのは村の分も含まれた金額ということになっております。

以上でございます。

3番（横山秀人君） そうしますと、約100万円というのは村の一般会計に今年度入るという認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） そのとおりでございます。

3番（横山秀人君） 続きまして、27ページの中で高騰対策に対する給付金の額が決定したということで、105万円の部分と同じく105万円、210万円が返すと。で、いいのかな、戻すということを確認したということですが、この理由を教えてくださいませんか。

住民課長（志賀春美君） 105万円という数字であります。こちらにつきましては、当初、未申告分の人、転入する人の分を見込んでおりましたので、その部分について数字が確定いたしましたので余剰分の部分が今回減額となっております。

以上です。

3番（横山秀人君） すみません。私の質問がちょっと間違っていました。つまり余分に予定していたものが、結果、その分は支払わなくてよくなったということでございますね。分かりました。ありがとうございます。

続きまして、31ページの宿泊体験館きこり備品購入、あとはやまぼうしを新たに稼働するということについての質問ですが、きこりに関しては指定管理ということで村からその運営について毎年お金を出しています。今回、やまぼうしの再開に当たって収支計算、こちらがまた赤字になれば指定管理者で穴埋めするのか、それとも現段階で収支計算上はとんとんという形になっているのか、今後の予算にも関係ありますので現段階の計画を教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まずきこりについては、今まで食事の提供がなかったということで、これは早急にやらなければならない今までの課題だったということで今回動

く部分であります。

収支につきましては、まずは動いてみないと分からない部分がありますが、動いてみて、それで計上、かなり負担になるとかそういった部分でありますれば、協定の中身でもそういった部分には協議をするということですのでしておりますので、協議をした上で今後どうするかというのは決定していきたいということでもあります。

3番（横山秀人君） ある程度、事業を行うわけですから、先ほどメニューもある程度決まったということでもありますので追加資料を、今日でなくていいんですけれども、収支計算の中で今回このように投資して今後これぐらいの売上げがあつて年間これぐらいの赤字が出るとか、そういう形であればきちんと指定管理者のほうでプラスとかという形になるので、少なくとも収支計算を後日いただければと思います。まず、こちらについて回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回は今まで、先ほども申しましたように食事の提供が課題だということで、村から食事の提供を考えていただきたいということでお願いをした中で動いてもらっている部分であります。

収支計算につきましては、振興公社での部分でありますので村での提出は困難かなということ考えております。

以上です。

3番（横山秀人君） こちらについて最後の質問になりますけれども、少なくとも一般企業等も含めてある程度の投資をするわけですから、それはそれに見合う計画があつてのことだと思ふんですね。場所があるから、あそこにこれが足りないからとかいう形でいけばいくほど、なかなか計画がスムーズにいかないのかなという不安を持ちますので、ぜひ、ある程度の収支計画の下、投資をしているということで対応いただければと思います。

これは以上で終わります。

続きまして33ページ、念願の商業施設についてであります。その中の土地造成工事の概要について4,600万円ほどありますけれども、その概要について教えていただきたいのと、これについては令和6年度、来年度も土地造成工事があるのかどうかの確認をいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 商業施設の土地造成工事であります。内容ですね、敷地面積が6,449.98平方メートルであります。まずは大まかに言いますと、今ある整備予定しているコープミートプラザの敷地、そこのアスファルトがありますのでアスファルトを剥がし、土の高さをきちんと調整をするというのが大きな部分であります。また、その上で土盛り、あるいは擁壁、それから舗装工事、排水工事、それから構造物の撤去等の中には出てくるものでございます。

次年度までの考えかということではありますが、予算書の資料ナンバー2の6ページに継続費ということで、令和5年度、令和6年度ということで年割として継続費で予算措置をさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

3番（横山秀人君） 質問、最後になります。

37ページ。家庭内インターネット環境整備費補助金ということで15万円の計上がありま

すが、この補助金を行うことによってどのようなメリットというか、経費削減等があるのか、ご説明をお願いします。

教育課長（高橋政彦君） 家庭内インターネット環境整備費補助金についてでございます。

今現在、子供たちのタブレットには各電話番号が振られておりまして10ギガの容量がついてございますが、これが3月31日で終了する予定になっております。つきましては、ご家庭で子供たちが使うに当たりましては家庭内のWi-Fiを使っていただくということになります。今回は、その家庭内にWi-Fiがない世帯につきましては導入費用として補助金を渡すよという計算になってございます。

メリットとしましては、今現在スクールバスの中でも子供たちが実際使えるようにはなっているんですが、かなり技術の高い子供さんがいらっしやいましてセキュリティーを解除してしまうということもありまして、それでそれはやめましょうということでWi-Fiのみを機械にするということになります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番（飯畑秀夫君） ナンバー2の33ページ、委託料で有害鳥獣の減容化施設の管理業務として48万円ありますけれども、新しくできたところだと思うんですけれども、この今までの実績等をお伺いしてよろしいですか。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問は資料ナンバー2の33ページ、有害鳥獣減容化施設の菌床等管理業務に関連して、これまでの実績ということでございます。

12月14日現在の実績でありますけれども、イノシシ74頭、猿33頭、その他64頭をこの施設において処分しております。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

同じく33ページの14、商業施設土地造成工事を同じく質問いたします。

その造成工事に当たりミートプラザの土地等はもう村で買取りしているのか、また、あそこは信号機、川俣方面から来れば役場方面にカーブするとき、道を右折するところがあればいいのかなと思うんですけれども、その辺の改良とかも考えているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず商業施設の土地についてはもう買収はしているのかという話であります、買収につきましては来年度買収を考えているところでありまして、地権者には事前にそこに協力するということでの了解は得ておりますが、まだ契約等については今後というようなこととなります。

それから右折車線が必要だということではありますが、それは県道でございまして、県道については今県のほうであの部分で道路の路線変更の計画があるとは聞いておりますが、ちょっと詳細については教えていない部分でありますのでよろしくをお願いします。

建設課長（高橋栄二君） 川俣方面からの県道の右折レーンでございまして、県のほうでは右折レーンを計画しております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

9番（佐藤健太君） 私から2点ほど確認をさせていただきたいと思います。もし説明いただいでいて重複するところがあれば申し訳ないんですけども。

ナンバー2の31ページ、6款1項8目17節備品購入費ということでやまぼうしの再開ということで備品を購入するということでありましてけれども、備品を購入して再開するに当たって人員等々は今既存の職員の皆さんで回していくということによろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的に既存の人員でということになります、やはり今の状況でもなかなか人員的には財政が厳しいということもありますので、公社のほうでは増員等も含めながら今検討しているという状況でございます。

9番（佐藤健太君） 今の段階では誰か増員する人が決まっているということではなくて、今後探していくということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今後、そのような人員を探していきたいというようなことでおります。

9番（佐藤健太君） そうなると、先ほどあったように採算という部分もかなり詰めていかないといけないという部分も出てくるかと思っておりますけれども、それは後々ということで、この場合、運営するに当たって時間は先ほど11時から3時までかなということでお話ありましたけれども、営業する日数は、もうきこりが開いているときは毎日開けるのか、それとももう日にちを決めて開けていくのか、これはどういう感じでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的には人員体制を整えて、きこりが開いているときには、その部分は運営をしていきたいという計画だと聞いているところであります。

9番（佐藤健太君） ということは、今の段階ではまだはっきり整っているわけではなくて、今後、整った段階で再開するということですか。

議長（高橋孝雄君） ちょっと待ってください。いっそ3回ぐらいにしてほしいんですが。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 再開することはもう決めておりますので、人のサイクルをきちっと考えながら動く。できれば4月を待たずに3月中にでも、早い段階でそういった体制を整えたいという考えではあります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

質問を変えます。

続いてナンバー2の39ページ、13款1項1目土地購入費ということで金額が上がってしまってますけれども、これ土地を購入して土地開発基金のほうに積み増していくということで、土地開発基金に今これが入ると5億円近くになると思うんですけども、これは何か使用する意図があってこの金額をここにプールしているということなのか、そうじゃないのかということをお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） まず土地開発基金でありますけれども、今回の土地開発基金で持っている土地、それを全て村のほうに移行するというので、それに見合います分をまず土地開発基金のほうに戻します。基本的には、基金設置のときに、この土地基金については金額を規定されておりますので、その金額を残して残りは村のほうに再度戻すというような形になると思います。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで討論を終わります。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第69号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第69号令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第70号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第6、議案第70号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 69ページで、説明の中で浄水場のフェンスが補助対象外になってしまったのでお金を戻すということのご説明がありました。補助対象外というのを後で分かったということだと思えますけれども、これに至る経過をご説明いただけますでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 令和2年度に完了した飯舘村簡易水道監視設備等整備工事に係る部分でございます。その整備に関して粛々と進めてきたわけでありましたが、実績報告をする際に精査をして国県からのちょっと指導もありまして、外回りというかそういう部分については、この事業では該当しませんという指導もあつての補助対象外ということでの戻入れという予算でございます。

以上でございます。

3番（横山秀人君） 今後、後で補助対象外だから払うということが極力ないように業務をお

願いたします。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8 番（佐藤八郎君） この際なので聞いておきますけれども、67ページに共済保険金、雷被害で収入あったということで計上されていますけれども、村なり全体的なもので、この雷も含め地震も含め共済保険というのは、どの程度やられ、どこに加入され、どういう補償を実態として持っているのか、今日でなくてもいいんですけれども議員にお知らせ願えればと思います。

議長（高橋孝雄君） 佐藤八郎議員、これ議題外になると思うんですが。答弁ありますか。

ほかに質問ありませんか。

8 番（佐藤八郎君） 121万円もらったので、幾ら掛けて、どこに掛けているのか、これだけでも答えてください。後でまた別に請求します。

建設課長（高橋栄二君） ちょっと調べて回答をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第71号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第71号令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第72号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（高橋孝雄君） 日程第8、議案第72号令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第73号 飯館村簡易水道事業の設置等に関する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第9、議案第73号飯館村簡易水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第74号 飯館村農業集落排水事業の設置等に関する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第10、議案第74号飯館村農業集落排水事業の設置等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第75号 村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第11、議案第75号村長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第76号 飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第12、議案第76号飯館村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第13、議案第77号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第13、議案第77号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第14、議案第78号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（市沢第1ため池）請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第14、議案第78号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（市沢第1ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 説明資料の変更理由の中で、実測値はどのような状態に変更理由としたのか伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） まず対策範囲の変更増ということでございます。現場に入りまして、土の放射性物質の濃度測定を改めていたしまして、その対策範囲が増えたことによる増という内容でございます。あと、それに伴う仮設工の増ということでございます。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 放射性物質の濃度の関係では、どのぐらいの数値が実測してあったんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 市沢第1ため池では、最大値が2万8,000ベクレルとなっております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第15、議案第79号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（野沢ため池）請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第15、議案第79号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事（野沢ため池）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第16、議案第80号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(笹峠第2ため池)請負契約の変更について

議長(高橋孝雄君) 日程第16、議案第80号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性物質対策工事(笹峠第2ため池)請負契約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第17、議案第81号 飯館村第6次総合振興計画の変更につき議決を求めることについて

議長(高橋孝雄君) 日程第17、議案第81号飯館村第6次総合振興計画の変更につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) 質問が4つございますので、一括して質問いたします。

まず1点目。計画見直し時に検討の場となる4つの専門部会は、いつ開催されましたでしょうか。

2点目、後期計画案について。11月に行われたパブリックコメント、また10月だったと思いますが住民懇談会時のこの6次計画の後期計画における意見、提案等を受けて、村民と有識者等で構成される策定委員会はいつ開催されましたでしょうか。

続きまして3点目。後期計画案を見ますと、17ページのところに施策の体系図というものがあるA3横で紹介してあります。そこの村の将来像ということで「明日が待ち遠しくなるようなワクワクする楽しいふるさと」ということが明記されておりました。これを見て、住民懇談会の折からずっと何か違和感を感じておりました。おとといいただきました村民からのパブリックコメントにも同様に感じている村民がいることが分かりました。昨日の議案調査の中で前期計画の計画体系図や当時の議会の議事録等を読み直して、その原因の1つが分かりました。一番大きなところは、前期と同じ基本方針をそのまま利用しているのに後期においてその基本方針から、すみません、ちょっと説明もう一回戻ります。4つの基本方針が前期と同じ内容で記載されております。前期の場合は、その4つの基本方針を行うことによって「ものは引き算、こころは足し算の村づくり」「ち

よっと住む 時々住む ずっと住む みんないいかも いいたて村」を達成しようという目的の下、この基本方針がつけられました。今回、その同じ基本方針を使いながら、この将来像が、キャッチフレーズが変わっております。

そこで確認いたします。この4つの基本方針を前期と同じ文面内容で行う場合であれば、この村の将来像は前のように戻すべきだと私は思います。今回の新しい将来像「明日が待ち遠しくなるようなワクワクする楽しいふるさと」を変更するのであれば、この4つの基本方針の文面や内容等を変更する必要があると思います。こちらについて村長の考えを伺います。

4点目。おとといただいたパブリックコメントや住民の意見、提案を読んで、昨日、村民に聞き取りしながら議案調査を行いました。ある商業を営んでいる方からあった点が、総合計画に産業団地を大きく取り上げてほしいと。それは、なぜならば大企業は村の総合計画を見て村の本気度を把握するんだと。そこに、今回新しく策定するところに産業団地というところが明確に村がうたっていないと、主要事業になってないと大企業も不安を覚えるという声がありました。これ、とてもすごく大事なところだと思います。また、パブリックコメントの中においても主要事業はきちんと村民に分かるように記載すべきだろうと。私も、もうあと2年の事業ですので、産業団地、木質バイオマス商業施設、ある程度の主要事業はもう村で決まっています。そのところについては、今回、なりわい人口を増やす、そして人口の減少率を下げる、そのための目的のためにも、きちんと村民に伝わるように主要事業の明記が必要だと思いますが村長のお考えを伺います。

以上4点です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず1点目の4つの専門部会を開催はしたのか否かというようなことでありますが、専門部会という形では開催はしておりません。令和4年度中に策定委員会ということで、12月8日、1月24日、2月28日、3回の策定委員会を開催し、その中で検討してもらったところでもあります。その前段で、庁内各課各係のヒアリングや、そういった部分を含めて内容を煮詰めたものをこの3回の策定委員会にお諮りをし、内容を確認していただいて、このような内容であればいいのではないかということで取りまとめていただいたというものであります。

なお、その策定委員会の取りまとめの後、今年度、現在までかけてですが、庁内で再度そういった内容を整理して今に至るといった結果でございます。

2点目の策定委員会は3回開催しております。

では、3点目の体系図、わくわく楽しいの部分ではなくて最初のキャッチフレーズをここに打ち出すべきではないかというお話であります。

基本的に今回後期計画見直しをしましたが、基本的には、前期計画と言わせていただきますが、その部分についてなくしたものではないという部分をまずご理解いただきたいと思っております。そういったキャッチフレーズとしてそこにある4つの施策ですね、そういった部分については、なお後期計画でも引き継ぎながら、ただ村民に分かりやすく体系図を見直した、あとは分かりやすい内容ということ、また今回の村の将来像ですね、将

来像としてこういった将来像を描きながら、この4つの施策についてきちんと進めていこうということで打ち出したものでありますので、その点をご理解いただきたいと思っ
ているところでもあります。

あと4つ目の産業団地を大きく取り上げるべきではないかということでもあります。産業
団地については、このナンバー4資料の26ページに産業商工業の部分を書き載せてあると
ころであります。ここの1の(2)ですか、この部分で企業誘致のための産業団地構想が
進行中ということで、現在村は産業団地を計画して進めているということで、ここに書
き出している部分であります。大項目のようなものでは打ち出しておりませんが、しっ
かりと今この計画を立てながら進めており、現在、今後国にその財源確保のための申請
やら、そういった協議していく段階だということであるということであるので全くない
わけでは、大きくは出しておりませんがきちんと計画の中には反映しているということ
であります。

以上です。

3番(横山秀人君) では、また総括して質問をいたします。

まず1点目。専門部会についてであります。前期計画において中間見直しの際は専門
部会を再度開いて、この専門部会には住民も参加しますので策定した人が自分でも進捗
状況を確認したり、今後の計画をどのようにしたらいいかということで開催すると書い
てあります。まずここがちょっと認識が違うところなんですけれども、どうしてこの開
催に至らなかったのかというその理由をお聞きしたいと思います。

あと3点目については、そうしますとこのキャッチフレーズが消えてないということ
であれば、以前のように表紙にはこのキャッチフレーズが残るという認識でよろしいのか
質問いたします。

4点目については探すものもぱっと出ないですね。先ほどどこに産業団地書いてある
のかなといったときになかなか見つからなかったということでもあります。基本的には
こちらの計画は村と、行政計画でありますから村なんですけれども、もちろん村民も見
るわけでありまして私が知らなかったほかの村外の方も見るということが分かりました
ので、少なくとも村が今メインとして取り組んでいるところはページ数でも1ページ、
2ページぐらいだと思いますので、項目立てをして今主要事業はこれだと、このこと
によって人口減少の緩やかにするというこのストーリーというか、そういうものをつけて
はどうかと思いますので再度伺います。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) まず専門部会は開催すべきものだったのではないかと
いうお話でございます。

今回の改定に当たって、改定というか見直しに当たって、最初からの策定ではなくて
あくまでも見直しということで、まずは見直しの中については各庁内で各課事業担当課の
ほうで今までの成果どうだったのかというような部分も含めて、また分かりやすくする
ためにはどのようにすべきだということで、中身を一新するわけではありませんがより
分かりやすい内容にする必要があるということで、そこに重きを置いて進めてきたと
ころであります。その中で中身をまるきり変えるというわけではなくて整理をし直したとい

う部分でありますので、専門部会までは必要はないのではないかということで判断をし、それで策定委員会でお諮りを、内容を確認していただいたという経過でございます。

それから、先ほど言ったキャッチフレーズの部分は、その部分は表紙等に残すべきではないかということですが、基本的にはこの前期計画とあえて言わせていただきますが、それと今回の後期計画、これはセットで6次総合振興計画だということですので、前期、最初の部分に載っているものについては、そのままそこにあるということで、ただ後期計画の中では、先ほど言いました将来像ということでの考えで、ここで改めてこういった像をみんなで描ける、それぞれが将来像を描けるということで後期計画ではそういう言い方をしているということで、改めて後期のほうに再度載せ直すという考えはないところであります。

3点目の産業団地の部分であります。これは先ほど言いましたように現在進行形のものであります。これについて村民に再度、概要版等を作成して、やっぱりこの内容が細か過ぎてぱっと見どこにあるか分からないというような書き方では駄目だというふうなご意見もいただきましたので、概要版を策定しながら、もう少し大きく見出しをつくりながら村の中心になって、特に計画の中心になって進めようとしている部分等については策定していく必要があるのかなと思っているところであります。

以上でございます。

3番（横山秀人君） まず1点目について再質問いたします。

こちらは、当初計画の73ページに令和5年度に計画の見直しを行うと。その中で計画の進捗状況を確認し、その成果をその後の展開に生かすため、まさに今ですね、4つの専門部会を再度開催するなど村民参加型の見直し体制を構築しますと明記してあります。先ほど役場職員中心ということであったわけですが、この策定の段階から村民参加を重視するというので進んでおりますので、今回、専門部会を開かなかつたのは、やはりその計画がスムーズに中間見直しが進んでないのかなと捉えました。

続きまして、これは3点目ですね。キャッチフレーズが残す、前期とつながるということであれば、基本的には今見るところはこの後期計画になるわけですね。多分前期の課題を反省して、そしてそれを後期のほうに修正して基本構想、基本方針という形でやっていくんだという説明を受けました。ですので、前期のところの課題は今回の後期に受け継がれるわけですね。ということであれば、このキャッチフレーズはきちんと先ほどの17ページの体系図の上のほうの上に置くとかきちんと残すべき。なぜこんなことを言うかということ、当時の議事録を見たときに、このキャッチフレーズにかける思いは専門部会、策定委員会含め、これで行こうと決めた5年間キャッチフレーズであります。それを今、今度表記しないと、記載しないと。それは明らかに策定委員会等に対して、何て説明すればいいのか分からないです。きちんと、この5年間ですのでキャッチフレーズは残すべきと思いますが再度伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 再度キャッチフレーズの話であります。

基本的には、先ほど申しましたように、この6次総合振興計画は前期と後期一つになったの6次総合振興計画だということですのであります。前期の部分の資料も隣に置いていただ

きながら後期計画を確認していただくということで整理したものであります。

課題については、なかなか分かりづらいとか体系等もきちんとしていなくて分かりづらいという部分が最大の課題だったなという部分と、説明会等でも申し上げますが、人口がこれからどうなるのか、そこに目標とかそういったものが必要なんではないかということで大きな課題2点を整理したものであります。内容的にまるきり変更したとかそういうものではなくて内容を分かりやすく整理し直したということでありますので、課題についてはそういった部分を今回改めて整理をしてきたというような内容でありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（高橋孝雄君） 今までの関連からすると3回で一応終わっているんですけども、同じ問題については、一応3回で注意しておいたので。

ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 最初に確認しておきますけれども、議案第68号で私が総括的に質問をして1点1項目3回まで保障されてやってきたとすれば、それが今議会のそういう質問と答弁、審議の在り方だとするならばということで、私は5項目についてこれからやり直すけれども1項目と3回ずつ保障してもらえるのでしょうか。

議長（高橋孝雄君） それは構いません。

8番（佐藤八郎君） それでは始めます。

まず、これを議会始まって議案としてもらったので何日間か読ませて、いろいろ思考してみましたけれども、私はこの最初の身近な人口と村のお金の話の上段に「あるのではないのでしょうか」「確保していくことが欠かせません」「何もしなければ20年後こうなる」みたいな文章があつてね。これを見たときに、役場職員が20年も何もしないで仕事、何をするんだろうと思いましたがけれども、計画は村と住民一体になって村長が言うように進めるものでありますから、そもそもの本編に入る前のこの文章的には、大変私は村民の生存権そのものを憲法に照らして違反するような文章だと感じました。そのことであとずっと見ていきましたけれども、そのことを先に申し上げて質問に入りますけれども、この議案の提出に当たっての村民生活実態把握はどのようにされて、内容はどのように総括されたものを審議会なり委員会なりに提出されて出来上がったものか伺っておきます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午前11時33分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時34分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民の生活実態を把握しての計画かというご質問でございます。

基本的に、これは村の基本構想、基本計画ということで、あとその下の今回見直した部分は実施計画、各種事業、この4つのピラミッドの形式で分けて今回整理をし直しをし

たということであります。村民の生活実態そういった部分については、この実施計画に基づく各種事業の中できちんと把握しながら、それを今後、毎年、年間PCDAのサイクルの中できちんと見直す、つまり計画に伴う実行、それから評価、それで最終的に改善をして、また次の年の計画にそれを予算に反映させていくという内容に整理をしてきたところであります。そして、生活実態については、実際のこの各種事業の毎年の事業を行っていく中で把握をしながらきちんと見直しをし、改善をしということで繰り返していくべきものだというところでありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、前期計画の整理だか何の整理か分かりませんが、毎年の事業を展開する中で村民の生活実態はつかんで、そのたびに見直して、この計画に基本的に沿ってやっていくということの答弁なのかどうか分かりませんが、把握することの何かやったわけでも、それを把握したアンケートなり、いろんな各種団体なり、各行政区等のヒアリングやっていますので、そういうものも生かしながらということで、そこが把握されたものなのか、内容はどういうふう全体として把握され、村民生活実態はこういう内容に今のところなっているというものを整理されたということになっているのか、もう一度伺います。

議長（高橋孝雄君） 八郎議員に申し上げます。質問は簡単明瞭に願ひます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 生活実態の部分については、事業を行っていく中で毎年そういった把握をしながら進めていくのかという最初の質問であります。

今回の総合振興計画につきましては、基本構想、それから基本計画、この部分を頭に置きながら進めているということで、村の将来像を描きながら目標に向かっていくというような内容の計画でございます。今言われた実態とかそういった部分につきましては、議員からもあったように毎年のこの事業の中でそれぞれ見直ししながら進めているということですが、この前段のこの基本構想、失礼しました。振興計画を策定するに当たって、昨年度から引き続き行っている庁内での各課係のヒアリングの検討、そういった中でそういった部分については話合いながらこの計画を策定しておりますし、また今後も各、毎年の事業の中でそういった部分を見直しをしながら事業を進めていくということですのでご理解いただければと思います。

8番（佐藤八郎君） 村民生活実態把握は、そのことを基本とした把握事業はやってないということでしたので分かりました。

次に移りますけれども、この議案の提出に当たっての村全体の自然環境実態、放射性物質の放射線量中の実態把握をきちんとまとめて、その内容を伝えながらこの計画書を作成したのでしょうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどの村民の生活実態と同様であります。この放射線量の部分について、その測定なりそういった結果を受けての内容を反映すべきだということのお話のようですが、それにつきましても、やはり毎年度行っております事業計画に基づく事業実施の中で、そういった部分を十分把握しながら進めていくべきものだというところ整理しております。

以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

再開は13時10分といたします。

（午前 11時40分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

八郎議員に申し上げます。予算案件以外の議案1議案につきまして3回までの質問となっておりますので、今から3回までの質問を許可します。

建設課長（高橋栄二君） 先ほど補正予算の中で佐藤八郎議員からの質問に対する回答を申し上げます。

資料ナンバー2、簡易水道事業、ページ67ページの共済保険金に係る共済の掛金でございますが、年にいたしまして2万5,336円の掛金となっております。

以上でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） 先ほど6次総の問題で質問しました。改めて質問しますけれども、前期計画から引き継いでいるもの、新しく今回審議している中で入れたものを伺っておきたい。

あとは、ページ6ページにある、この後期計画の構成と期間の中で4行から7行目に基本構想は云々で実施計画、基本計画と文章を見る限り基本、基本構想計画とこうなっていて非常に分かりにくいんですけども、ただ、これ8ページの図面を見れば、こういうことだという図面があるので分かりますかと思うんですけども、この辺の文のつくり方というのはどういうふうにならざるのか伺っておきたいと。

あとは構成と期間ですね。これ本年も入った3年間になりますけれども、来年と再来年で令和7年度までということでの計画、これ国の関係もあるんだろうと思いますけれども、今明らかになっているの、令和8年度で大分いろんな点で打切りになったり何だり、もうやめますという体系になっているという村長からの提案理由でも説明ありましたけれども、7年度とこれは8年度ですね。だから7年度終わるまでにどんな、7次総をつくるのかどうか分かりませんが、その辺のものを示していただきたい。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず1点目の前期に引き続いての後期計画に引き継いだものということと新しいものという話であります。基本的には引き継いだものと、基本的に前期計画そのまま引き継いで後期計画の中ではその改善点を図って見直しをしてきたということでもありますので、先ほど横山議員の質問等でも申し上げましたが、前期計画と呼んでおりますが、基本的に当初からの6次総合振興計画、それはそのまま手元に置いて、また後期計画も見たいという話をさせていただきました。引き続き前期計画と呼んでいるものの部分、特に施策の1から4、この部分についてはしっかりこの後期の中でもうたって、それについての内容を分かりやすくということでもまとめたものでありますし、この2つ目の質問の構成の部分についてはピラミッド型ということと

整理をし直しましたということで説明をさせていただきました。

これは大概どの自治体も、この振興計画についてはこういったピラミッド型、分かりやすく基本構想なり計画があって実際に動く部分の実施計画、それから各種事業については毎年度見直すというか、P D C Aサイクルで進めていくということでの構成で進めているものであります。村についてもそういったきちんとした頭の部分、それから、しっかりと実行する部分、そういった部分で整理をしながら進めていくべきだということで、その部分を見直してきたものであって中身を大幅に変えているようなものではない、分かりやすく、また見直してこれから進めやすくしていく計画に構成をし直したということでもあります。

3点目の後期計画が5年から7年度までの計画であって、8年度に向けてのものはという部分であります。これについては7年度で終わりと言われていたのは復興計画というか、復興創生期間が7年で第2期がという部分でかなりの事業部分がそこで終わるという話で、8年度以降が今まだどういうふうになるのかというのが国の動きも見えない中で部分であります。これにつきましては、8年度に向けての7次総合振興計画で、8年度以降の部分については来年度以降早い段階で7年度を1年でつくるということでもなく6年度中にはその部分について、7次総合振興計画についてはもうすぐにもでも検討を始めなければならないのかなと考えているところであります。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君） 前期計画を引き継いで改善する部分は改善しながら整理してまとめたのが今回の計画だということで、それを踏まえての行政執行をしていくんだということでもありますので、あとはピラミッド型の図を示しているのので、この図を見ながら内容を見てもらえば村民にも見えて分かるのではないかと回答でしたので、それはそれでいいんですけども、もう少し具体的にね。だんだん事業を推進する中でやっていくんでしょうけれども、それを具体的にきちんとその都度説明するなり、改善すべきところを改善すると理解していいのかなど伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 普通、改善するような部分は、毎年度毎年度の予算編成の中でということになってまいります。ここにつきましては、毎年、年度当初の予算要求のうちに前年度の反省を踏まえ、また今の現状、動きを見て新たな予算、それから継続する予算、そういった部分でしっかり議会に説明をしながら計画の内容を実行に移して進めていくということでもあります。

8番（佐藤八郎君） 7次総については6年中にはスタートになるのかなという、ちょっと回答あったような気がするんですけども、それまでに今日、1点目、2点目で生活実態なり自然環境状態、実態ですね、きちっと把握されて生かしていくということになるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 生活実態の把握とかそういった部分については、先ほども若干説明させていただきましたが毎年度の各種事業の実施段階で見直しをしながら、図りながら生活実態とかそういった周りの状況は各担当課でつかみながら各種事業を打ち出していくと、予算に盛り込んでいくという形であります。当然、7次総合振興計画策

定の際にも、その実績なり実態なりそういった部分を生かしながら、しっかりとした計画づくりをしてまいりたいということではといます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

3番（横山秀人君） 議員番号3番 横山秀人、ただいまより反対の立場で討論いたします。

議案81号飯館村第6次総合振興計画の変更につき議決を求めることについて、反対の立場で討論いたします。

飯館村第6次総合振興計画後期計画案については、先ほどの質問及び回答において賛成と判断するに至らなかったと私は判断し12月定例会においての採決には反対いたします。

賛成に至らなかった理由について2点述べます。

1点目。当初計画において、計画の見直し時には計画の進捗状況を確認し、その成果をその後の展開に活かすため村民等で構成されている4つの専門部会を再度開催するなど村民参加型の見直し体制を構築しますと明記してありますが、専門部会は開催されませんでした。

2点目。当初計画において、計画案については村民からの提案を募集しました。また、村民から意見等を募集する仕組みであるパブリックコメントを行い、多くの村民からいただいた意見、要望、提案等を村民及び有識者等を構成委員とする策定委員会で検討した上で審議会において計画案を諮っています。今回、審議会前の策定委員会は開催されておりません。前期計画の進捗確認等の専門部会及び計画案について、村民から意見等があった、その集約後の策定委員会の開催は住民及び有識者の声を総合計画に反映するために必要な議論の場であります。その場がなかったため、今回の議案については賛成に至りませんでした。

令和5年度中の計画案議決のために、おとといいただいたパブリックコメント及び住民懇談会における住民アンケートの意見、要望、提案等を村民、有識者等を構成委員とする専門部会、そして策定委員会で議論いただき、その後、審議会にて再検討後、1月の臨時会または3月の定例会にて再上程いただくことを提案し、以上で反対討論を終わります。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第18、議案第82号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）

議長（高橋孝雄君） 日程第18、議案第82号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 補正予算（第9号）について質問いたします。

13ページ、商品券を各世帯に3万円ずつ配付する事業についてであります、3点質問します。

今もなお約70%の方が村外にお住まいであります。その方からどうしてもこの商品券を使うことができないといった場合に、どのような対応を取られるのか質問いたします。まず、これが1点目。

続きまして2点目。使用期間までに使えなかった場合、その商品券の価値がなくなると思うんですけども、それはその場でもう終わり。精算はするのかどうか、2点目伺います。

3点目。2点目の質問に関連してですが、使わなかった商品券分に関しては、国にこのお金を返さなければいけないのか。

その3点について質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村外にまだ避難する方がどのように使えばいいのかというご質問であります。

基本的に対象者は村に住民票がある世帯ということで、1,835世帯ということになります。その中には住民票を村にありながら避難している方もおりますし、もう住民票を移してしまった方もいると思いますので、そっちの避難されている方というような、中にはですね。そこで住民票がある方について避難先のところで使えるかどうかという話でもあるかと思いますが、プレミアム付商品券のときには住民被災市町村ということでの限定でありましたが、今回は村の村内企業の経済対策と村民の生活応援という商品券であります。要綱の中で使える使い先については、令和5年12月1日以前より事業を営んでいる村内に事業所を有する事業者、村で事業を行っている方ですね、そこと、あとは平成23年3月11日時点において村内に事業所を有していた事業者で村外でも事業をそのまま続けている事業者、その部分でも使えるということにしておりますので、村外に避難の方でそういった身近にもともと村の事業者が、例えばお店を出しているとか、そういった部分についてはそこで使っていただければいいのかなと思っております。

あとは、できるだけ村内に、これからの長期の休みとかそういった部分については村内に来る機会もあるかと思っておりますので村内にぜひ来ていただいて、そこで消費していただければ大変ありがたいと考えているところであります。

2点目の使えなかった場合の精算はということですが、使えなかった場合にはプレミアム付商品券と同じように、それは返金とかそういった部分ではない、つまりはただの紙になってしまうということで、それについては期限を決めて精算をしなければな

らない事業でありますので使えなくなるということでもあります。

また、その際の予算を取って使わずに終わってしまったような部分について村から国に返すのかということではありますが、そもそも交付金という事業費でもらっている部分でありますので、返すということではなくて使われた部分、使われた分のみ精算をして、その分を国に対して請求をするという形になりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番（横山秀人君） 今回、この商品券の目的が生活応援商品券ということで高騰対策等も含めての目的で村民に配付されると思ひます。プレミアム商品券でさえ、自分でお金を払ったんですけれどもそれも使えないまま毎年何十万円というお金が未換金になっている現状であります。これが、例えば北海道とか東京とか行った先、そこで今の回答ですと飯館村民の方が何かお店をやっているならばそこで使ってほしい、もしくは、東京、北海道のほうから飯館に来てぜひ使ってほしいということだと思ひますが、そのような回答ですと、やはりこの冬期間でありますし、この3月中旬までの締切りではとても短く思ひます。皆さんにぜひ使ってほしい、生活を応援ということであれば、商品券の部分と、もしかすると村外、例えば県外とかいった場合はマイナポイントへのプラスも入れることができるこの前お聞きしておりますので、もっと柔軟にこのお金の商品券の配付等について検討したらどうかと思ひますが村の考えを伺ひます。

総務課長（村山宏行君） マイナポイントとか、ほかの手法ではということでのご提案でございますが、基本的に今回のシステムは、まず商品券でということでの踏み切らせていただきたいと思ひております。複数の手法となつてまいりますと事務も煩雑でありますし、また、それに関わる経費も増えるということになりますので、今回はそのような対応をさせていただきたいと。

また、時期的なところでありますけれども、国からどうも繰越しというような考えもあるようなそういった情報を聞いておりますので、もし期間が延びるようなことが可能であれば、お知らせ版と広報等で周知をして、そういった部分については周知をしてまいりたいと思ひます。

3番（横山秀人君） 3回目、最後の質問になります。

どうしても緊急的に出た事業でありますので、役場主導で企画、計画、予算等の検討をしなければならぬわけですが、実際、こういう形で村民を代表して村民だところ思うんじゃないかなということでの質問等をしております。ですので、役場でもこういうふうにしたんだという思ひはあるかもしれませんが、村民からすれば、冷静に考えれば、どうしてこう使いづらい商品券になってしまったんだろうかと思ひ方も必ずやいると思ひます。今回はその対応が無理だとしても、今後、村民等の意見を聞きながら、このような商品券なりの対応をしていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 13ページの地区集会所等補助金と23万4,000円ありますけれども、地区集会所、この戻っている割合の違いとか利用の度合いなんかもいろいろあると思ひますけれども、考え方なんですけれども、この補助金に該当されるものって何なのか、何

か規定か何かあるんでしょうか。

あとは修繕関係については、どういうふうに地区として考えていったらいいのか、あとは利用料金ですね。深谷の場合は後から道の駅の後ろのほうに建設されたものですから、村に準じて料金を取るということになっているね。何か前は、震災前の集会所というのは許可をもらえれば無料で十分使用できたのにできなくなっている状況なんですけれども、村20行政区の中ではどんな、この料金体系も含めてなっているのか、お示し願いたい。

総務課長（村山宏行君） まずもって地区集会所等の補助金でございますが、基本的には修繕ということでなっております地区集会所の半分ですね、修繕にかかる経費の半分について1行政区当たり1集会所、つまり複数の集会所を持っている行政区もありますので、その中でメインの、主として使っている行政区の集会所については2分の1補助で修繕を行うということで村では予算化をしているというところでございます。備品等については申し訳ございませんが該当にならないということなので、建物にくくりつけのエアコンとか、それからトイレ等については多分該当していたと思うんですが、すみませんが椅子、テーブルの類いについては該当ないということであります。それから、今回上がっておりますのは白石行政区でありまして、ちょっと床のほうの下にちょっと水が、床下浸水したという経過があつてぶかぶかなのでということでの報告を受けまして上げたものでございます。

それと、深谷行政区の料金ですが、私が当時役員やっていた、会計をやっていたときであります。この部分につきましては、地区の方については無料でございます。ただあそこは道の駅に近いというところもあつて、外部の方が利用される場合には料金を取ったほうがいいのかということで行政区が決めて、たしか決めたと考えております。ほかの行政区も、基本的には使用料は無料と把握をしておりました。同じく外部の方が利用される場合、そこで何かしらの費用が発生するということを考えているところはあるかもしれませんが、村としては全て無料ということで把握しているところでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第83号 飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（高橋孝雄君） 日程第19、議案第83号飯舘村教育委員会委員の任命につき同意を求める

ことについてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

◎日程第20、閉会中の継続調査の件

議長(高橋孝雄君) 日程第20、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第21、閉会中の所管事務調査の件

議長(高橋孝雄君) 日程第21、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管調査の申出があります。

お諮りします。両委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第22、議員派遣の件

議長(高橋孝雄君) 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(高橋孝雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第8回飯館村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後1時40分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月15日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 花井 茂